

# 紀北町第1次総合計画



三重県紀北町

は

じ

め

に



このたび、紀北町では、「自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」を将来像と定め、「紀北町第1次総合計画」を策定いたしました。

本計画は、平成28年度までの10年間を計画期間とし、合併時に示された「新町建設計画」の内容を尊重し整合性を保ちつつ、地域特性や住民ニーズの状況、社会の潮流の動向などを踏まえ、合併後の新たなまちづくりを、発展的かつ計画的に推し進めるための具体的な施策を明らかにしたものであります。

都市部にあっては、景気回復の兆しが見られる昨今であります。地方では依然として景気は低迷しており、厳しい状況が続いております。また、私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化、地球環境問題、高度情報化社会の進展、都市部と地方の格差拡大など日々変化しており、それに伴って、住民のライフスタイルや価値観が多様化してきております。

さらには、地方分権の推進や三位一体改革は、地方自治の大きな転換期であり、紀北町においても急激な社会情勢の変化に柔軟に対応することが重要となっております。

一方、東海・東南海・南海地震が近い将来発生すると危惧されている中、「命の道」とも呼ばれております。待望の近畿自動車道紀勢線が、平成25年には町内で開通する見込みであり、建設の槌音が町内各地で聞こえてきております。

このような状況のなか、旧両町民の融和と協調性の醸成による一体性の確保を図りつつ、豊かな地域資源を有効活用し、住民が「平和で安心していつまでも住み続けたい」と希望する町を創っていかうと努力を続けてまいりますとともに、住民サービスを低下させることなく、行財政改革を続行し「潤いのある町」を築いていきたいと考えております。

総合計画の実行に当たりましては、住民の皆様と連携・協働のもと、「合併して良かった」と思っただけのまちづくりに全力を掲げて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

総合計画策定にあたり、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様、総合計画策定委員の皆様、そして各関係団体の皆様に対しまして、心より深甚の感謝を捧げ、厚く御礼申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

平成19年3月

紀北町長 奥山始郎

# ～ 目 次 ～

## 第1部 序 論

### 第1章 総合計画の策定にあたって

#### 第1節 計画の目的

#### 第2節 計画の性格と役割

#### 第3節 計画の構成と期間

1. 計画の構成…………… 3
2. 計画の期間…………… 3

### 第2章 紀北町の地域特性

#### 第1節 位置・自然

#### 第2節 歴史・沿革

#### 第3節 人口・世帯の状況

1. 総人口の推移…………… 6
2. 世帯数の推移…………… 7

#### 第4節 産業の状況

1. 就業人口の推移…………… 8
2. 地域総生産額推移…………… 8
3. 観光産業の推移…………… 9

### 第3章 まちづくりを取り巻く背景

#### 第1節 人口の予想

#### 第2節 住民ニーズの状況（住民アンケート調査結果より）

1. 調査の概要…………… 11
2. 回答者の傾向…………… 11
3. 紀北町のイメージ、住みやすさについて…………… 12
4. まちの状況に対する評価について…………… 13
5. 紀北町の将来像について…………… 15

#### 第3節 社会潮流の動向

1. 少子高齢化、人口減少化の進行…………… 16
2. 地方分権、規制緩和など地域のまちづくりを取り巻く流れ…………… 16
3. 「安全・安心」への関心の高まりとコミュニティの必要性の再認識…………… 16
4. 価値観、ライフスタイルの多様化…………… 16
5. 経済のグローバル化…………… 17
6. 高速交通による流動社会の到来…………… 17
7. 持続可能な循環型社会の構築…………… 17
8. 高度情報化の著しい展開…………… 17
9. 地方分権の推進などによる地域間格差の拡大…………… 17

## 第4節 まちづくりの主な課題

1. 少子高齢化、人口減少化への対応……………18
2. 若者を中心とした定住化の促進……………18
3. 安全・安心の確保……………18
4. 観光振興による地域経済の活性化……………19
5. 美しい自然環境の保全……………19
6. 地域循環型商業施策の展開……………19
7. 高速道路を生かしたまちづくりの推進……………20
8. 地域主権社会に即した住民が主役のまちづくり……………20
9. 厳しい地方財政環境に対応した戦略的財政運営と行財政改革の推進……………20

# 第2部 基本構想

## 第1章 まちづくりの基本方針

### 第1節 まちづくりの基本理念

1. 「安全・安心」重視のまちづくり……………22
2. 一人ひとりを大切にするまちづくり……………22
3. 地域資源を生かした創意工夫のまちづくり……………22
4. 自然や歴史・文化を守るまちづくり……………23
5. 住民が主役のまちづくり……………23

### 第2節 紀北町の将来像

1. 将来像……………24
2. 人口の将来指標……………25

### 第3節 基本目標

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり……………27
2. 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり……………27
3. 地域の自然を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり……………27
4. 豊かな自然を育み、人と文化が輝くまちづくり……………27
5. 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり……………28

## 第2章 施策の大綱

### 第1節 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

1. 生活安全の確保……………29
2. 生活環境の整備……………29
3. 生活基盤の整備……………30
4. 交通・通信体系の整備……………31
5. 自然環境の保全……………31

### 第2節 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりの推進……………33
2. 社会福祉の充実……………33
3. 人権の尊重……………35

<b>第3節 地域の自然を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり</b>	
1. 産業の振興	36
2. 観光の振興	37
<b>第4節 豊かな自然を育み、人と文化が輝くまちづくり</b>	
1. 生涯学習の推進	38
2. 青少年の健全育成の推進	38
3. 学校教育の充実	38
4. 地域文化の保護・活用	39
<b>第5節 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり</b>	
1. 協働・交流の推進	40
2. 行財政改革の推進	41
●紀北町第1次総合計画の施策体系	42

## 第3部 基本計画

●重点プロジェクト	44
<b>第1節 重点プロジェクトの考え方</b>	
<b>第2節 重点プロジェクトの設定</b>	
1. 安全・安心のまちづくりプロジェクト	45
2. 生涯いきいき促進プロジェクト	46
3. 観光交流推進プロジェクト	47
4. 少子化対策・定住促進プロジェクト	49
5. 協働のまちづくりプロジェクト	50

## 第1章 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

<b>第1節 生活安全の確保</b>	
1. 防災対策の充実	51
2. 消防・救急体制の充実	53
3. 交通安全対策の充実	56
4. 生活安全対策の充実	58
<b>第2節 生活環境の整備</b>	
1. 環境保全意識の高揚	59
2. 廃棄物の適正処理の推進	61
3. 水道の整備	63
4. 下水道等の整備	65
5. 衛生対策の充実	66
6. 住宅対策の推進	67
<b>第3節 生活基盤の整備</b>	
1. 土地利用計画	69
2. 都市計画の推進	70
3. 港湾・海岸の整備	72
4. 河川の整備	74

5. 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進	75
<b>第4節 交通・通信体系の整備</b>	
1. 道路網の整備	76
2. 公共交通網の整備	78
3. 情報通信システムの充実	79
<b>第5節 自然環境の保全</b>	
1. 自然の保全	80
2. 自然の活用	81
3. エネルギー対策の推進	82

## 第2章 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

<b>第1節 健康づくりの推進</b>	
1. 成人保健対策推進	83
2. 母子保健対策の推進	85
3. 感染症対策の推進	86
4. 地域医療対策の推進	87
5. 国民健康保険事業の健全運営	88
<b>第2節 社会福祉の充実</b>	
1. 地域福祉の推進	90
2. 高齢者福祉の推進	92
3. 児童福祉の推進	94
4. 一人親家庭等の福祉の推進	96
5. 障害者（児）福祉の推進	97
6. 低所得者福祉の推進	99
7. 国民年金	100
8. 介護保険	101
<b>第3節 人権の尊重</b>	
1. 人権施策の推進	102
2. 男女共同参画の推進	103

## 第3章 地域の自然を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり

<b>第1節 産業の振興</b>	
1. 農業の振興	104
2. 林業の振興	107
3. 水産業の振興	110
4. 商業の振興	113
5. 工業の振興	115
<b>第2節 観光の振興</b>	
1. 観光産業の推進	119
2. レクリエーション都市の整備	122

## 第4章 豊かな自然を育み、人と文化が輝くまちづくり

### 第1節 生涯学習の推進

1. 学習環境の整備…………… 123
2. 生涯スポーツの振興…………… 125

### 第2節 青少年健全育成の推進

1. 青少年健全育成の推進…………… 126

### 第3節 学校教育の充実

1. 幼児教育充実…………… 127
2. 義務教育の充実…………… 128

### 第4節 地域文化の保護・活用

1. 文化財の保護…………… 130
2. 文化財の活用…………… 132
3. 伝統文化の保護・伝承…………… 133

## 第5章 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり

### 第1節 協働・交流の推進

1. 協働によるまちづくりの推進…………… 134
2. 情報提供の充実…………… 136
3. ボランティア活動等の促進…………… 137
4. 地域間交流の推進…………… 138
5. 国際交流の推進…………… 139

### 第2節 行財政改革の推進

1. 協働型行政システムの確立…………… 140
2. 効果・効率的な行財政運営…………… 140
3. 健全な財政運営…………… 141
4. 機能的な組織・機構の構築…………… 141
5. 公正・公平性の確保…………… 142
6. 職員の意識改革…………… 142

## 資料

- 用語解説…………… 144
- 総合計画審議会委員名簿…………… 155

# 第1部 序論



ササユリ (町の花)

# 第1章 総合計画の策定にあたって

## 第1節 計画の目的

本町は、平成17年10月11日に旧紀伊長島町と旧海山町が合併し誕生しましたが、旧両町が合併するにあたっては、新町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上及び新町の均衡ある発展を図るため、新町建設の基本方針を定め、これに基づき「新町建設計画」が策定されています。

この総合計画は、本町が合併して初めての総合計画であり、21世紀に入り地方行政を取巻く状況が大きく変化してきていることから、合併後の本町においても、行財政改革の推進とともに、住民と行政の新たなあり方など、長期的視点に立った制度や仕組みの構築が求められています。

このような状況の中、山積する行政課題に対応するとともに、魅力ある紀北町を築き、新たな飛躍をめざすため、本町のまちづくりを、より発展的かつ計画的に推し進めることを目的として、「新町建設計画」の内容を尊重し整合性を保ちつつ、必要な諸施策の体系を定めようとするものです。

## 第2節 計画の性格と役割

総合計画は、行政運営の総合的な指針であり、地方自治法第2条第4項によって定められています。

### ● 地方自治法（第2条第4項）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

また、この総合計画は、住民、民間事業者、各種公益活動団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標を示すとともに、目標実現に向けた方策を示すものです。

行政にとっては、これからの施策や事業展開していく上での指針となるものであり、さらに、国、県、広域行政圏などが地域計画を策定するにあたり、町として求めていく方向を示すものとして、要請・調整の手がかりとなるものです。

## 第3節 計画の構成と期間

### 1. 計画の構成

紀北町総合計画は、地方自治法により定めることとされている基本構想及び基本計画から構成されています。

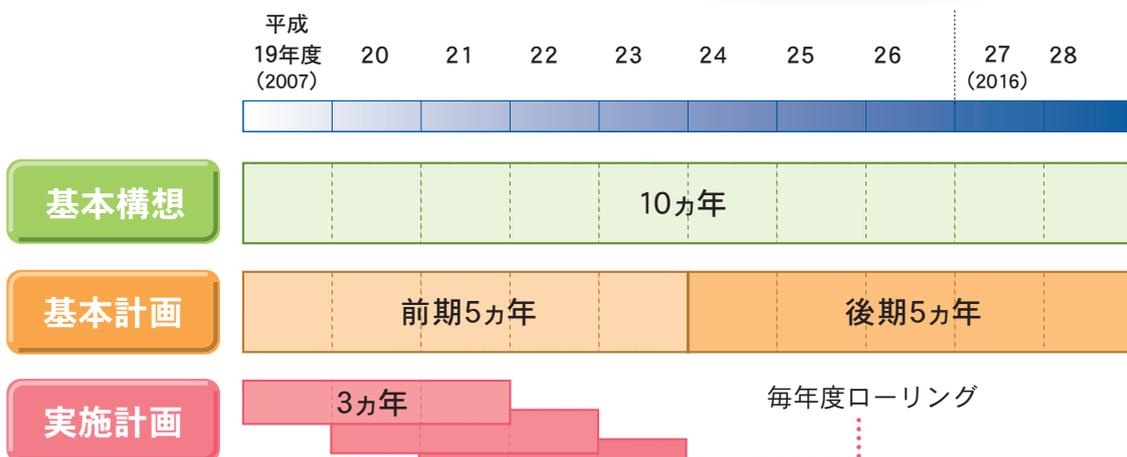
- ①「基本構想」は、本町の中長期的な発展方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示します。
- ②「基本計画」は、基本構想の描く将来像、目標及び施策の大綱を具体化するための基本的な考え方、施策の展開や主な事業などまちづくりの分野ごとに明らかにするもので、実施計画の枠組みを示すものです。
- ③「実施計画」は、基本計画に掲げた施策を実際の行財政運営の中でどのように計画的かつ具体的に推進するかを年度ごとに明らかにしたもので、組織、予算など経営管理の指針となるものです。

### 2. 計画の期間

本計画の目標年次は、基本構想が10年後の平成28年度（2016年）とします。基本計画については、社会情勢の変化などを勘案し、中間年度となっている平成23年度（2011年）において必要に応じ見直しを図ります。また、実施計画は、計画の実施過程で計画と実績のずれを調整・再編成しながら定めるローリング方式によって進めます。

#### ■ 総合計画の体系図

- 基本構想：平成19年度～平成28年度
- 基本計画：（前期）平成19年度～平成23年度  
（後期）平成24年度～平成28年度
- 実施計画：ローリング方式による見直し



## 第2章 紀北町の地域特性

### 第1節 位置・自然

本町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、前面（東南部）に黒潮躍る熊野灘、背後（西北部）には日本有数の原生林が残る大台山系に連なる急峻な山々に囲まれた地域であり、平野部が少なく町の総面積（257.01km<sup>2</sup>）の9割近くを森林が占めています。

また、気候については、気温が平成8年から平成17年の平年値で約16℃と温暖でややかな気候となっています。年間降水量は、平成8年から平成17年の平年値で北部では2,563mm、南部では4,018mmとなっており、特に南部は全国でも有数の多雨地帯となっています。

#### ■ 気象状況

##### 紀北町北部（紀伊長島区）

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平均
平均気温(℃)	15.2	15.6	16.9	16.3	16.2	15.9	16.0	15.9	16.7	15.8	16.0
降水量(mm)	1,975	2,414	3,477	2,837	2,580	2,695	2,582	2,675	2,970	1,425	2,563

##### 紀北町南部（海山区）

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平均
平均気温(℃)	15.6	16.2	17.1	16.5	16.4	16.2	16.3	16.1	17.1	16.1	16.4
降水量(mm)	2,661	3,727	5,699	4,157	3,497	4,284	3,880	4,634	5,328	2,317	4,018

（資料：尾鷲測候所）

#### ■ 土地の構成

（平成18年4月1日現在）

区分	総面積	農地	宅地	森林	その他
面積(km <sup>2</sup> )	257.01	5.09	3.50	226.71	21.71
構成比(%)	100.0	2.0	1.4	88.2	8.4

（資料：企画課調べ）

## 第2節 歴史・沿革

本地域では、石器や縄文式・弥生式土器などが町内各地で出土し、古くからこの地に人が住みつき、生活を営んでいたことがうかがえます。大化の改新以来、志摩国に属していましたが、平安時代の中期には、伊勢神宮の御厨（みくりや）となり、室町時代には地侍中心の村落を形成していたと考えられています。

戦国時代末期には新宮の豪族堀内氏の支配下に入り紀伊国に属することになり、その後浅野氏の領有を経て紀州徳川藩領となりました。

明治4年7月廃藩置県により和歌山県、同年11月度会県、明治9年には三重県となり、荷坂峠以南は南・北牟婁に分けられ、本地域は北牟婁郡に属することになりました。

明治22年の町村制の施行により、長島村、二郷村のほか十須村・大原村・島原村が合併して赤羽村に、海野浦・道瀬浦・三浦が合併して三野瀬村に、河内村・馬瀬村・上里村・中里村・船津村が合併して船津村に、相賀村・便ノ山村・小山浦が合併して相賀村に、引本浦・小浦村・須賀利浦・島勝浦・白浦・矢口浦が合併して引本村になりました。その後明治30年に引本村から須賀利浦、島勝浦、白浦が分離し、須賀利浦は須賀利村に、島勝浦と白浦は合併し桂城村となりました。また、明治32年に長島村と引本村が町制を施行し、昭和3年には相賀村が町制を施行しました。

旧海山町は、昭和29年に引本町・相賀町・船津村・桂城村の4町村が合併し誕生しました。

また、旧紀伊長島町は、昭和25年に長島町と二郷村が、当時としては全国的にもまれであった自主合併を行い、さらに昭和30年1月に三野瀬村と合併、同年2月に赤羽村を編入合併し、昭和45年に町名を長島町から紀伊長島町に改称しました。

平成16年4月に、旧紀伊長島町と旧海山町は「紀伊長島町・海山町合併協議会」を設置し合併協議に入り、平成17年10月11日合併により現在の「紀北町」が誕生しました。



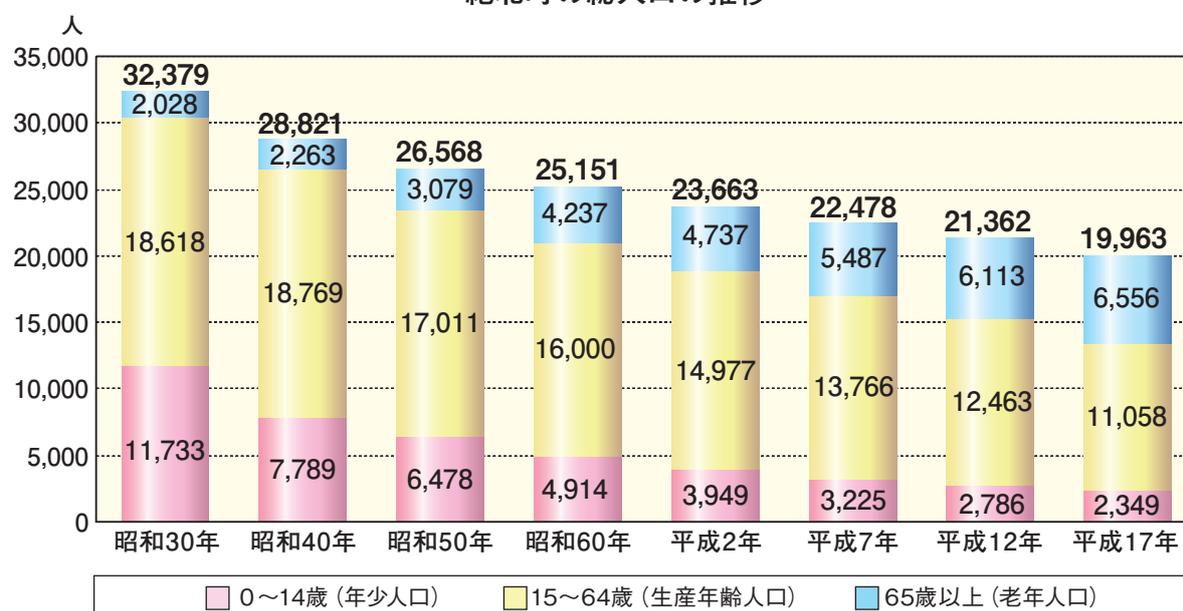
## 第3節 人口・世帯の状況

### 1. 総人口の推移

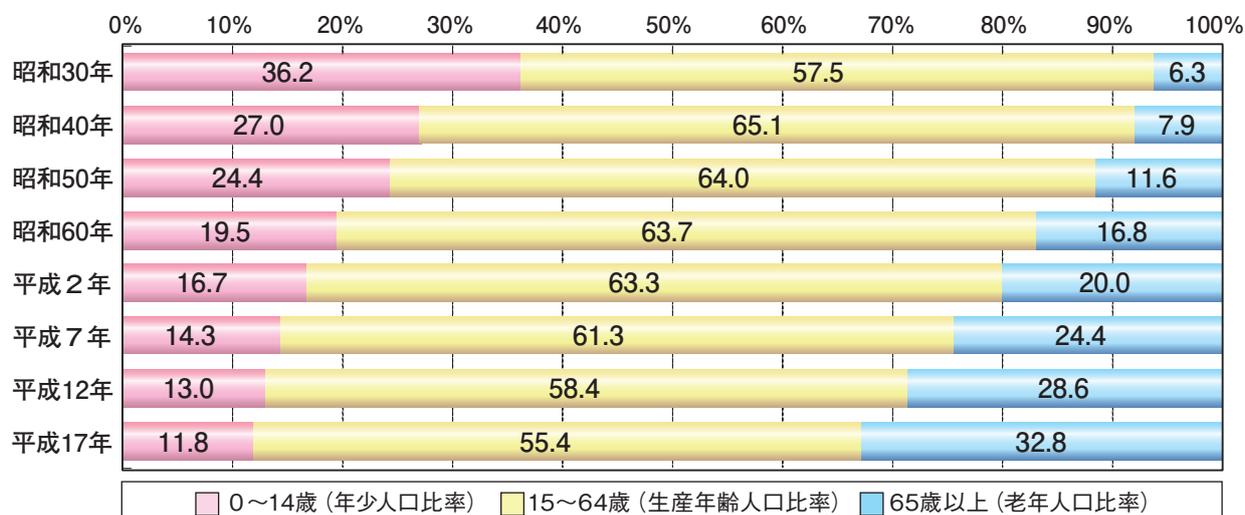
本町の総人口は、昭和30年以降減少傾向にあります。平成2年から平成12年の10年間は2万人前半台で緩やかに減少していたものが、平成17年の国勢調査によると、19,963人となっています。

また、年齢構成の推移をみると、平成2年を境に老年人口比率が年少人口比率を上回り、平成17年には老年人口比率32.8%、年少人口比率11.8%と急速に少子高齢化が進んでいます。

■ 紀北町の総人口の推移



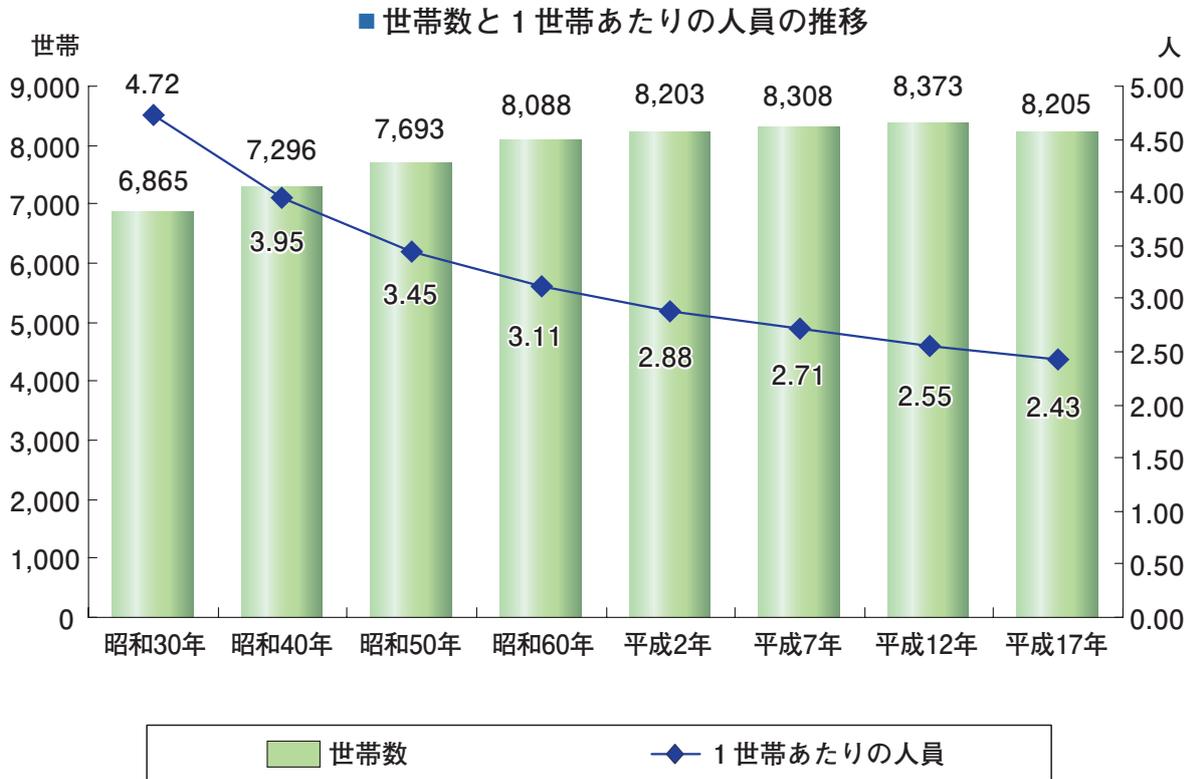
■ 紀北町の年齢3区分比率の推移



(資料：各年国勢調査)

## 2. 世帯数の推移

世帯数の推移についてみると、昭和30年から平成12年にかけて増加傾向であったものが、平成17年国勢調査によると減少しています。一方、1世帯あたりの人員については、昭和30年から平成17年にかけて一貫して減少し、核家族化が進んできています。



(資料：各年国勢調査)



本庁



紀伊長島総合支所

## 第4節 産業の状況

### 1. 就業人口の推移

平成12年国勢調査による本町の就業者数は9,832人で、20年前の昭和55年と比較すると、就業者数は1,989人の減少となっていますが、総人口に占める割合にほぼ変化はありません。就業者数の減少は、若年層の流出と関連しているものと思われます。

また、産業大分類別人口の構成では、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。第3次産業への移行が進んでいるものの、第1次、第2次産業の就業者数の減少分を補うにはいたっていません。

#### ■ 就業人口の推移

(単位：人、%)

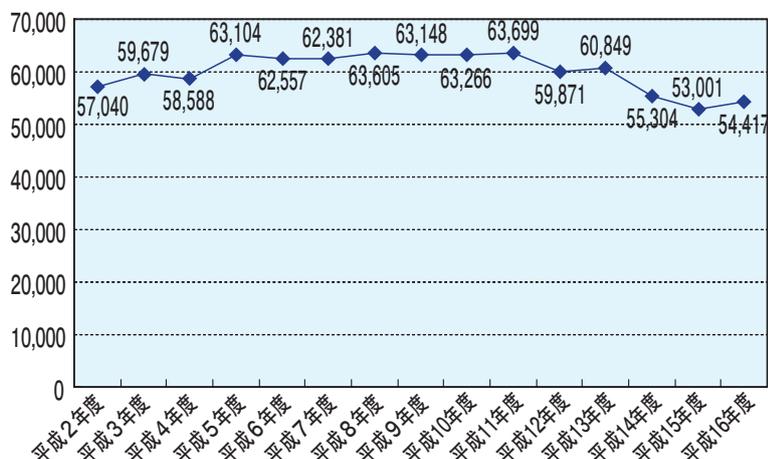
区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者総数	13,129	12,402	11,628	11,284	11,821	11,559	11,232	10,875	9,832	9,009
総人口	30,336	28,821	26,691	26,568	26,268	25,151	23,663	22,478	21,362	19,963
総人口に占める就業者数割合	43.3	43.0	43.6	42.5	45.0	46.0	47.5	48.4	46.0	45.1
第1次産業就業人口比率	43.5	38.1	30.5	24.0	22.1	19.4	15.7	13.7	12.0	11.0
第2次産業就業人口比率	22.5	23.8	29.7	30.6	31.8	32.7	35.4	34.9	31.7	29.6
第3次産業就業人口比率	34.0	37.9	39.8	45.3	46.0	47.9	48.9	51.3	56.2	58.9

(資料：各年国勢調査)

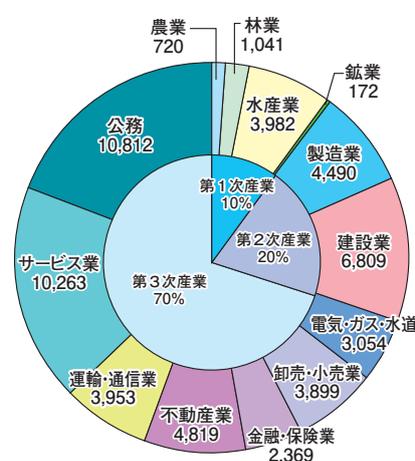
### 2. 地域総生産額の推移

地域総生産額の推移については、平成11年度をピークに減少傾向にあります。また、基幹産業となっている第1次産業は9%と低く、サービス業、建設業、不動産業などが主力となっています。

#### ■ 地域総生産額の推移



#### ■ 平成16年度地域総生産額

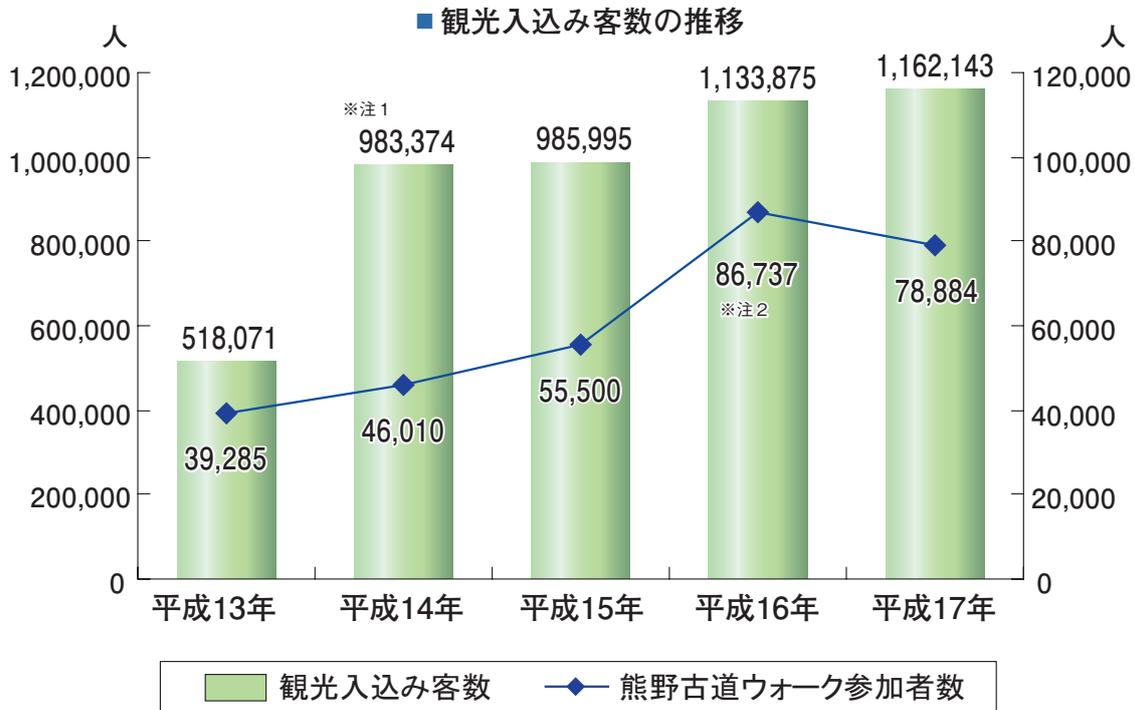


(資料：三重県 平成16年度市町村経済計算)

### 3. 観光産業の推移

本町の観光入込み客数は、平成13年以降増加傾向にあります。平成17年では約120万人弱となっており、平成13年の倍以上の客数となっています。

また、町内の熊野古道ウォーク参加者数では、平成13年以降増加傾向にありましたが、平成17年にはやや減少し、78,884人となっています。



※熊野古道ウォーク参加者数は、紀北町内での参加者のみの数値  
 注1 平成13年12月に道の駅「紀伊長島マンボウ」がオープン  
 注2 平成16年7月に熊野古道が世界遺産リストに登録

(資料：産業振興課ほか)

#### ■ 町内の主な観光資源

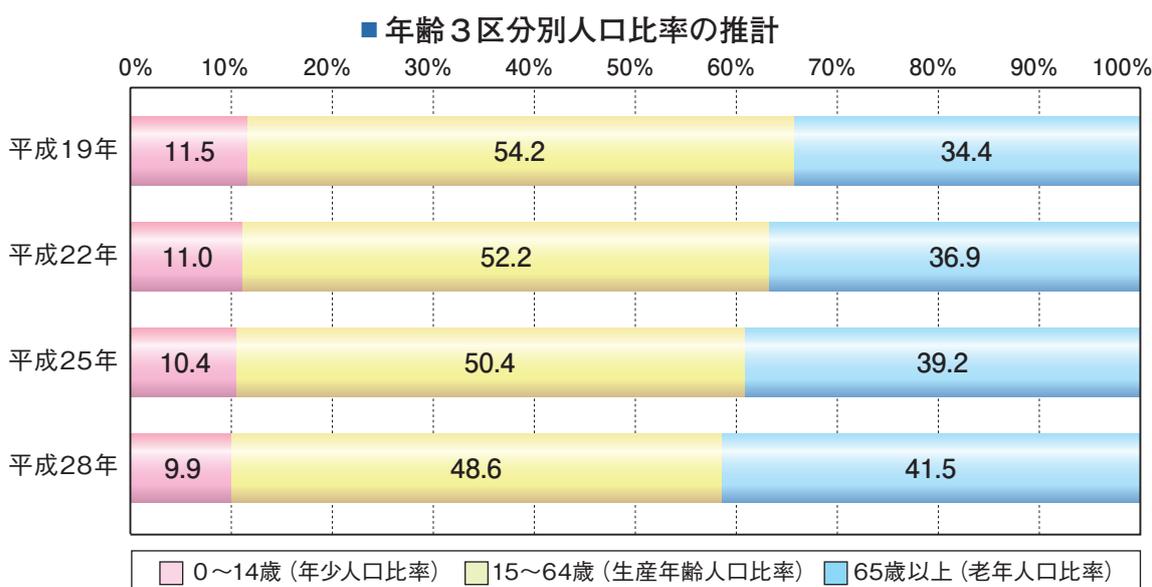
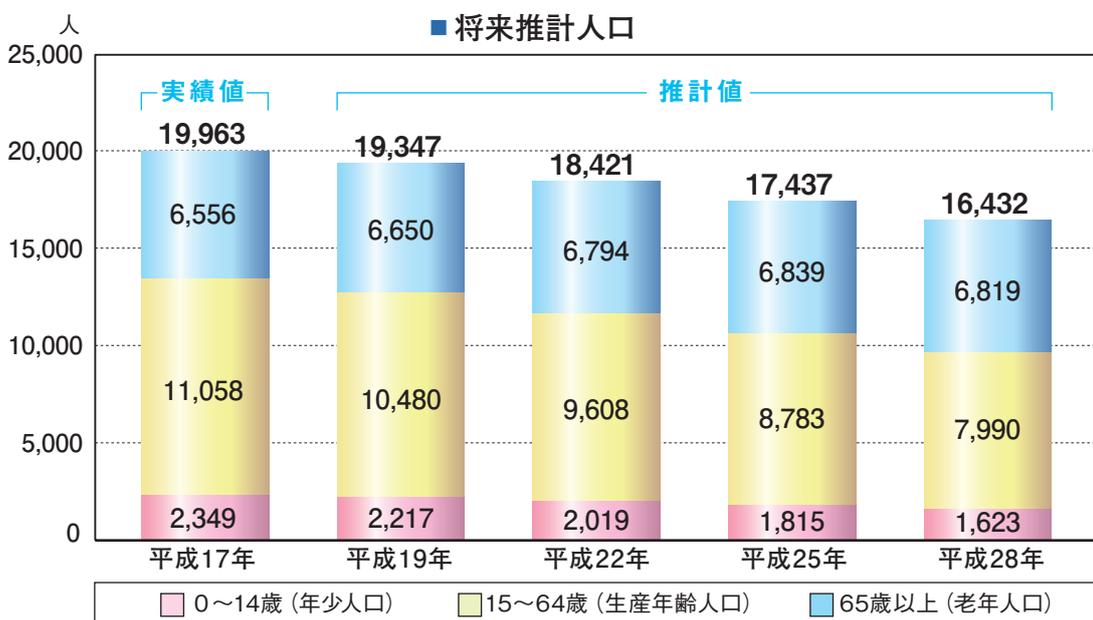
分野別	主な観光資源
自然	熊野灘レクリエーション都市（城ノ浜海水浴場、大白公園ほか）、比幾海水浴場、古里海水浴場、和具の浜海水浴場、白石湖、便石山、魚飛溪、F S Cの森、下河内散策路、大名倉森林公園、始神さくら広場、孫太郎オートキャンプ場、キャンプinn 海山、ダイビングリゾート道瀬 など
歴史・文化	熊野古道、円通閣聖観音、不動明王像、格子絵天井、豊浦神社（社叢）、長島神社（社叢）、二郷神社、長楽寺（五輪供養塔）、郷土資料館、安楽寺（薬師如来坐像）、吉祥院山門、江ノ浦橋（昇降橋） など
その他	「道の駅」紀伊長島マンボウ、「道の駅」海山、種まき権兵衛の里、マンボウの丘、古里温泉、高塚公園展望台、燈籠祭、関船祭、大白祭り、みやま古道祭り、船だんじり、弓の禱、種まき権兵衛祭 赤羽運動公園、など

# 第3章 まちづくりを取り巻く背景

## 第1節 人口の予測

国勢調査からコーホート変化率法により推計を行うと、本町の総人口は、平成19年以降も減少を続け、計画の目標年次となっている平成28年には、16,432人になると予測されます。

また、年齢3区分別人口比率では、平成19年以降年少人口、生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、老年人口の割合は増加していくと予測されます。



※平成12年と平成17年国勢調査をもとに、コーホート変化率法によって算出

※コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

## 第2節 住民ニーズの状況（住民アンケート調査結果より）

紀北町総合計画策定にあたって、将来のまちづくりに対する住民の意向や町政への評価を把握するため、「紀北町まちづくりアンケート調査」を実施しました。アンケート調査結果から読み取れる住民ニーズの状況を整理しました。

### 1. 調査の概要

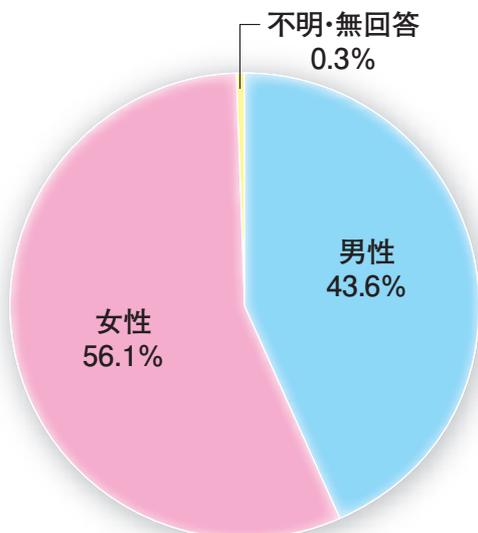
- 調査対象：紀北町在住の満20歳以上の男女
- 調査期間：平成18年4月24日～5月20日
- 調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 抽出方法：住民基本台帳より地区別、男女別に無作為に抽出
- 配布数：2,000人
- 回収数：774人（有効回収数773人）
- 有効回答率：38.7%

### 2. 回答者の傾向

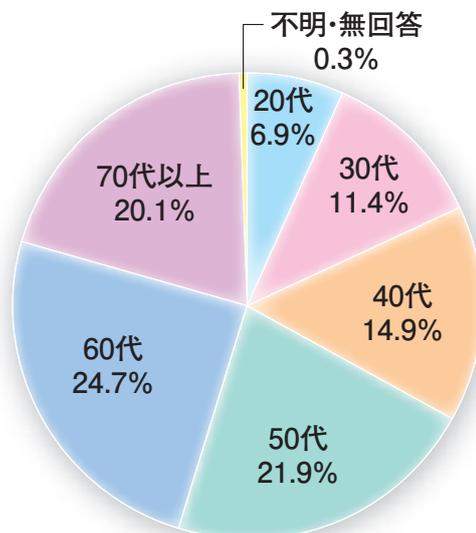
#### 回答者は50代から70代が多い

回答者の傾向は、性別では男性が43.6%、女性が56.1%、年齢別では若年層の割合が低い一方で、50代から70代以上の人からの回答が多く、50代以上を合計すると7割近くとなっています。

N(総数)=773



N(総数)=773



### 3. 紀北町のイメージ、住みやすさについて

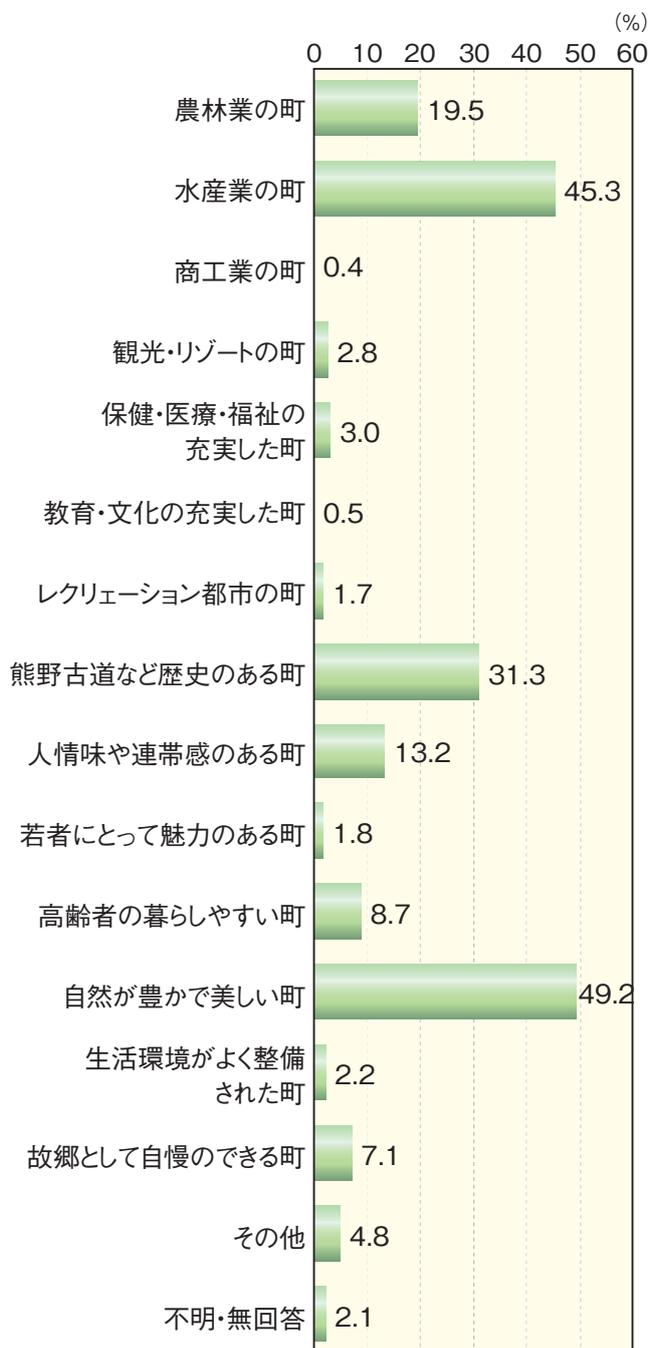
#### 6割以上の人『住みやすい』と回答しています

本町のイメージについては、「自然が豊かで美しい町」が49.2%と最も高く、次いで、「水産業の町」が45.3%、「熊野古道など歴史のある町」が31.3%となっています。

また、住みやすさについては、「どちらかと言えば住みやすい」が42.4%と最も高く、次いで、「住みやすい」が21.9%となっています。「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」をあわせた『住みやすい』と回答している人は6割以上となっています。

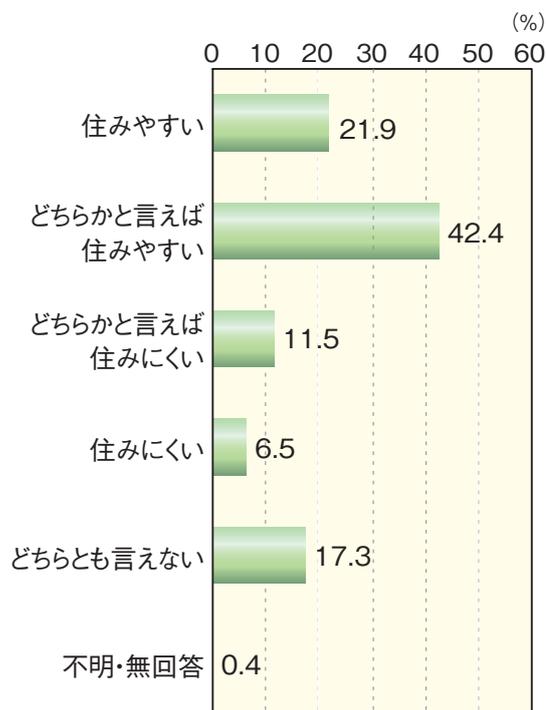
#### ■町のイメージについて

N(総数)=773 (複数回答)



#### ■住みやすさについて

N(総数)=773



※複数回答のため合計は100%になりません

## 4. まちの状況に対する評価について

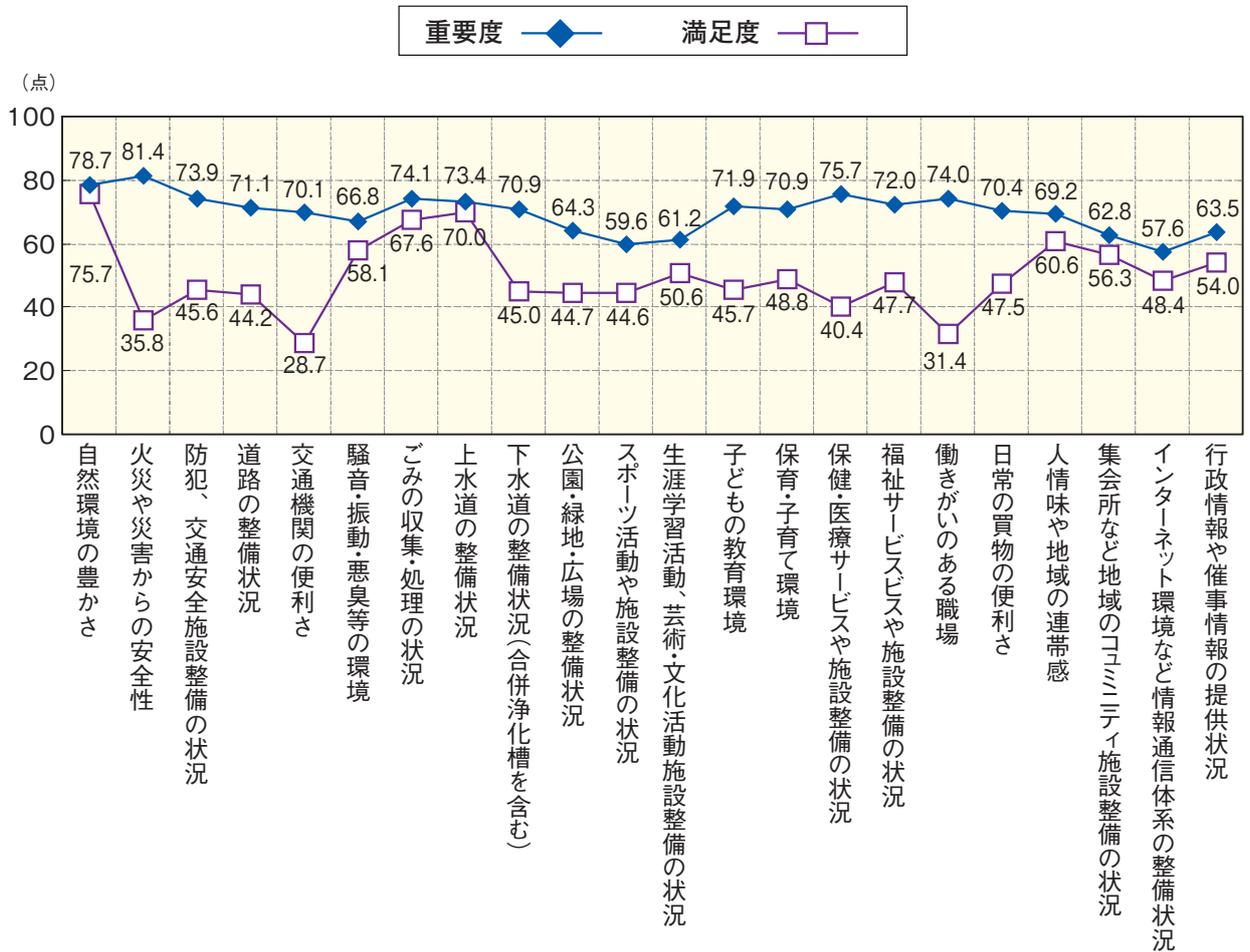
### 「火災や災害からの安全性」が最も求められています

現在の本町におけるまちの状況について、満足度と重要度で評価していただきました。最も重視している項目としては、「火災や災害からの安全性」が最も高く、次いで「自然環境の豊かさ」や「保健・医療サービスや施設整備の状況」となっています。

また、最も満足している項目としては、「自然環境の豊かさ」が最も高く、次いで「上下水道の整備状況」や「ごみの収集・処理の状況」となっています。

重要度の高さと満足度の低さで最も差があったのは、「火災や災害からの安全性」であり、次いで「働きがいのある職場」や「交通機関の便利さ」となっています。

#### ■ まちづくりの満足度と重要度



※満足度については、「満足している」(100点)、「やや満足している」(75点)、「どちらともいえない」(50点)、「やや不満である」(25点)、「不満である」(0点)と設定し、それぞれの項目の件数に点数を掛け、その総和から件数を割り、100点満点で評価しています。

※重要度については、「重視している」(100点)、「やや重視している」(75点)、「どちらともいえない」(50点)、「あまり重視していない」(25点)、「重視していない」(0点)と設定し、それぞれの項目の件数に点数を掛け、その総和から件数を割り、100点満点で評価しています。

特に力を入れてほしい施策としては、「働く場の確保につながる企業誘致」や「若者の定住対策」、「救急医療体制の充実」が求められています

今後、特に力を入れてほしいと思う施策についてたずねたところ、「働く場の確保につながる企業誘致」が54.3%と最も高く、次いで「若者の定住対策」が32.5%、「救急医療体制の充実」が23.9%となっています。

## ■ 特に力を入れてほしい施策

N(総数)=773 (複数回答)



※複数回答のため合計は100%になりません

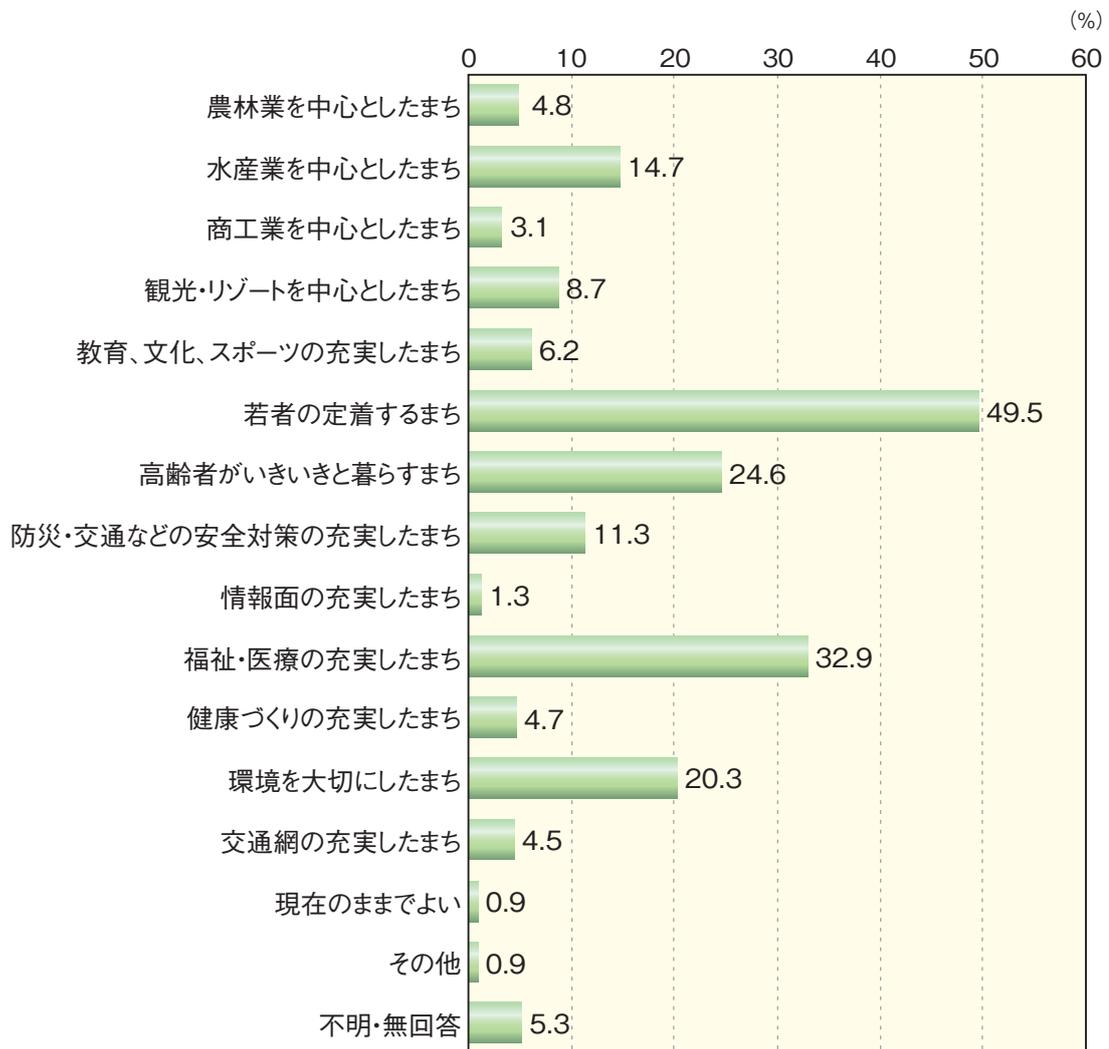
## 5. 紀北町の将来像について

紀北町の将来像としては、「若者の定着するまち」や「福祉・医療の充実したまち」、「高齢者がいきいきと暮らすまち」が求められています

本町が将来どのようなまちに発展してほしいかについては、「若者の定着するまち」が49.5%と最も高く、次いで「福祉・医療の充実したまち」が32.9%、「高齢者がいきいきと暮らすまち」が24.6%となっています。

### ■ 紀北町の将来像について

N(総数)=773 (複数回答)



※複数回答のため合計は100%になりません

## 第3節 社会潮流の動向

21世紀の初頭、日本全体が政治・社会・経済の大きな変革期にあり、その変化は住民の生活の場となっている地域においても様々な影響をもたらすと考えられます。本町を取り巻く社会潮流を以下のように整理することができますが、時代が大きく変化する転換期にあっては、これまでの延長上での意識や制度では対応ができなくなっており、こうした社会潮流を認識した上でまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

### 1. 少子高齢化、人口減少化の進行

これまで、国においても重点的に少子化対策、高齢化対策が進められてきましたが、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化問題では今後団塊の世代が本格的に高齢期を迎えるなど高齢化はさらに加速してきます。そのため、本格的な少子高齢化、人口減少社会に対応した社会経済のシステムづくりが急務となっています。本町においても少子高齢化が急速に進行しており、生産年齢人口減少に伴う活力の低下が懸念されています。

### 2. 地方分権、規制緩和など地域のまちづくりを取り巻く流れ

様々な社会潮流の背景には、現在、我が国の社会システム全般が大きな変革期にあることが認識されています。その改革の大きな方向として、「国から地方へ」の地方分権と「官から民へ」の規制緩和があります。さらに身近な地域でのまちづくりにおいては、「都道府県から市町村へ」そして「行政から住民へ」とまちづくりの主役が変わりつつあります。

### 3. 「安全・安心」への関心の高まりとコミュニティの必要性の再認識

阪神・淡路大震災の教訓や東海・東南海・南海地震など自然災害の発生への不安が高まっているほか、食に対する安全性や悪質商法などの消費生活に関する安全性など、様々な分野において安全・安心に対する関心が高まっています。また、「心の豊かさ」を求める価値観の変化などから、福祉やまちづくりに関わるボランティア、NPOなどコミュニティ活動に対する意識が高まり、社会生活に関わる住民主体の組織や活動の芽が現れてきています。

### 4. 価値観、ライフスタイルの多様化

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の欲求が変化し、個人の価値観に基づいた多様なライフスタイルが出現してきています。また、人々の余暇時間の増大により消費の形態についても量から質への転換が見られます。人々の生活は質的な向上を目指す段階に入っています。

## 5. 経済のグローバル化

産業活動において、生産拠点の海外への移転が顕著になり、企業活動の国際化が進むとともに、人・物・情報・資本の国際交流量が飛躍的に拡大しています。これにより国内では産業の空洞化が懸念されています。

## 6. 高速交通による流動社会の到来

広域幹線道路網の整備によって、人・物の流れが広域化、高速化しており、より遠くへより早く移動することが可能となっています。現在、本町においても、近畿自動車道紀勢線の整備が進められていますが、高速道路の開通は、産業経済、物流をはじめ、多様な交流を発展させる可能性があります。

## 7. 持続可能な循環型社会の構築

地球温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨など地球環境問題を考慮した持続可能な循環型社会を形成することが求められています。本町においても、美しく豊かな自然環境との共生に基づくまちづくりを進めていく必要があります。

## 8. 高度情報化の著しい展開

ユビキタス社会へと変化していく中、情報通信分野の高度ネットワーク化がさらに進み、社会の様々な分野で多様な活用が期待されています。

※ユビキタス社会：

元々は「至るところに存在する」という意味のラテン語。ユビキタス社会とは、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「簡単に」情報通信技術が利用できるような社会。

## 9. 地方分権の推進などによる地域間格差の拡大

地方分権の推進や「三位一体の改革」などの構造改革により、地方の財政構造は大きく変化してきました。さらに、国及び地方の長期債務残高が増加し続ける中、政府は西暦2010年代初頭における国・地方を通じた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指しており、これらにより財政制度の大幅な改革や地方交付税の大幅削減など、地方自治体にとってさらに厳しい財政状況が予想されるとともに、都市部と地方との地域間格差の拡大が懸念されています。また、道州制が検討されるなど一層の広域化が唱えられています。

## 第4節 まちづくりの主な課題

本町の地域特性や住民ニーズの状況、社会潮流の動向などを踏まえ、新たなまちづくりへ向けて発展を図るための主要課題をまとめると、次のようになります。

### 1. 少子高齢化、人口減少化への対応

本町におけるこれまでの人口動態の特徴は、就業の機会が限られていたために若者が都会へと流出するために起こる社会的要因による人口減少でしたが、今後は少子高齢化の影響により人口の自然減や人口構造のアンバランス化に拍車がかかることが予想され、地域の活力が低下することが懸念されます。

このような状況に対応するため、保健・医療・福祉の連携をいっそう強化し、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

また、家族形態の変容が進み、家庭の保育力、介護力は低下しつつあることから、支え合い助け合いによる地域力で補完していくことが今後ますます重要となっています。

### 2. 若者を中心とした定住化の促進

住民アンケート調査結果では、本町の将来像として「若者の定着するまち」が最も多く挙がっており、雇用の場の確保による若者の定住対策が求められています。

新たな雇用の場を確保するための企業誘致については、現在、工業団地への企業誘致を推進していますが、新たな企業の誘致は容易な状況ではありません。

しかし、近畿自動車道紀勢線の整備も着実に進められており、交通アクセスの改善などが見込めることから、地域経済の活性化に大きな効果がある優良企業の誘致努力を続け、就業機会の確保に努める必要があります。

また、多様なライフスタイルをもつ都市住民やU・J・Iターン者などの新たな定住促進を図るため、計画的な宅地整備や各種住宅施策、保健・医療・福祉施策、子育て支援策など定住の魅力を高めるための複合的な取り組みも求められています。

### 3. 安全・安心の確保

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来、自然災害への恐ろしさが再認識されるようになりました。特に本町は、東海地震や東南海・南海地震の震源域に近く大規模な地震災害への対策が求められている地域にあります。さらに、平成16年9月に発生した「台風21号に伴う豪雨」による大水害などに見られるように、大雨による災害も多く発生しており、地震や大雨などの自然災害が常に危惧されていることから、「災害に強いまちづくり」が求められています。

このため、各種の災害に迅速かつ的確に対応できるよう、住民・地域・行政などが一体となって総合的な地域防災体制を構築することが大きな課題となっています。

また、住民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

## 4. 観光振興による地域経済の活性化

本町の主要産業は農林水産業を中心に発展してきましたが、近年の第1次産業を取り巻く厳しい情勢により、就業人口は第3次産業へと移行しています。また、本町の地域総生産額は減少の一途をたどっており、地域経済の活性化を促進するためには、農林水産業や商工業との連携により、自然や歴史・文化、景観などを生かした観光振興施策の強化が重要となっています。

国においても、平成19年1月観光立国推進基本法が施行され、観光立国の推進を21世紀の重要な政策の柱と位置づけており、地方にとって経済波及効果、雇用創出効果などの地域の振興が期待されています。

本町は、豊かな自然や世界遺産に登録された熊野古道などの貴重な歴史的・文化的資源に恵まれているとともに、近畿自動車道紀勢線の整備も進められていることから、観光産業の一層の活性化を進めていく必要があります。

また、近年の観光客のニーズが、自然や文化志向の体験型観光へと大きく変化しており、本町の観光のあり方も豊富な地域資源を活用した体験型観光をより一層推進することで、多様化する観光客のニーズに的確に応えていく必要があります。

## 5. 美しい自然環境の保全

住民アンケート調査結果では、町のイメージとして「自然が豊かで美しい町」という意見が最も多いなど、本町は美しい自然環境に恵まれ、かけがえのない財産となっています。

この豊かで美しい自然と共生を図るため、住民一人ひとりが家庭や地域、職場などにおいて、環境に必要以上に負荷を与えないための努力と工夫を行い、リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくことが必要です。

## 6. 地域循環型商業施策の展開

本町の商業は、経営者の高齢化による情報社会への対応の遅れや、個人店舗の老朽化などにより、空洞化が進んだ状況にあります。また、モータリゼーションの進展などによる商圈の拡大に伴い、購買層の尾鷲・松阪などの町外への流出傾向が続いています。空洞化が進む町内の商店街や小規模店舗については、地域住民などとの連携により、各地域の特性を生かした特色ある商業空間、形態の創出を図るとともに、「福祉」や「健康」などの観点からも歩いて楽しめるコンパクトなまちづくりが求められています。

そのため、今後は消費者ニーズに対応した魅力ある商業環境の形成や消費者の確保に努め、店舗の個性化、専門化、サービス強化など商業経営の近代化を図り、魅力あふれる商店街づくりに取り組む必要があります。

## 7. 高速道路を生かしたまちづくりの推進

現在、本町域においては、近畿自動車道紀勢線の整備が進められており、紀伊長島区及び海山区にインターチェンジの設置が予定されています。

高速道路の整備は、人々の流れを大きく変えるため、多様な交流を発展させることにより、地域の活性化が促進される可能性があります。また、災害時には避難救助や災害用物資の輸送が確保されるほか、救急医療施設（第3次医療施設）までの搬送時間が短縮できるなど、「命の道」としての役割を果たすことなどの様々な波及効果が期待されます。

しかし、その一方で日常生活圏・活動圏が拡大され、町内での消費が減少することへの懸念や、通過型の町にならないための工夫などが課題となっています。

このため、高速道路の整備により流通圏の拡大による地場産業の新たな販路展開の促進を図るとともに、東紀州（南三重）地域では、情報発信や特産品販売など地域に密着した交流拠点施設について、広域連携を視野にいれつつ取り組みを進める必要があります。

## 8. 地域主権社会に即した住民が主役のまちづくり

地域のことは地域で決めていく「地域主権社会」を構築していくためには、住民の手による、住民が主役となったまちづくりを進めていくことが必要です。

現在、本町においては、地域住民やまちづくり団体などの活動が活発化してきており、住民が主体的に行動する機運の高まりが見られます。このため、今後とも住民がより一層まちづくりに参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりが重要となります。

また、住民と行政が役割分担を明確にし、対等な立場でお互いが責任をもってまちづくりを行っていくことが必要です。そのためには、情報通信基盤などを活用して住民にわかりやすく行政情報を提供し、透明な行政運営を進めるとともに、住民から幅広く意見を聴く広聴体制の充実強化などを進める必要があります。

## 9. 厳しい地方財政環境に対応した戦略的財政運営と行財政改革の推進

地方財政の2極化が進んでいる中、過疎地域である本町では、財政状況が一段と厳しさを増してきており、財政面での町の自主性を高めて行くには、より効率的で無駄のない、また戦略的な財政運営が求められてきています。

そのため、合併による効果を最大限に引き出しながら、行財政改革に向けた取組を今後一層進め、行政内部の改革や、行政の財政負担のあり方などの整理を行い、住民との協働のもと、新たな地域経営の仕組みを形成していくことが課題となっています。また、広域的な連携による財政の効率化をより一層推進していくため、東紀州（南三重）地域での連携強化なども検討していく必要があります。

## 第2部 基本構想



ヒノキ (町の木)

# 第1章 まちづくりの基本方針

## 第1節 まちづくりの基本理念

本町の地域特性や課題などを踏まえ、新しいまちづくりを進める上での基本理念を以下のように掲げ、今後のまちづくりのすべての分野における基調として尊重し、各種施策を展開します。

### 1. 「安全・安心」重視のまちづくり

住民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、「安全・安心」がすべてにおいて基本となります。

本町においては、東海・東南海・南海地震などの大規模地震災害や大雨による水害など、自然災害に対する「安全・安心」の確保に努める必要があります。さらに、防犯、交通安全、環境保全、福祉、健康、水道、食生活などにおける安全・安心を確保し、住民生活やあらゆるまちづくり分野において「安全・安心」を基本的な価値観として施策の展開を図ります。

### 2. 一人ひとりを大切にするまちづくり

まちは、住民一人ひとりによって支えられています。そのため、暮らしや仕事など、様々な場面において、住民一人ひとりが人として尊重されるとともに、それぞれの個性や能力を発揮し、希望と生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が心身ともに健康でありつづける環境を整えるとともに、今後の少子高齢化に対応して、高齢者や障害のある人などをはじめとしたすべての住民が、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

### 3. 地域資源を生かした創意工夫のまちづくり

地方分権改革が進む中、本町の自主性や自立性を高めるためには、まちの魅力や特性となっている自然や歴史・文化を最大限に生かした個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。また、財政状況が厳しい中、今後これまで以上に効果的・効率的な施策の展開を図ることが求められています。

そのため、本町の各地域にある地域資源や各種活性化事業を有効活用し、住民、地域、事業者など多様な主体のノウハウを活用することにより、知恵を絞った創意工夫によるまちづくりを進めていきます。

## 4. 自然や歴史・文化を守るまちづくり

本町は、海と山に囲まれ、気候は温暖で空気は澄み、清らかな水があふれる豊かで貴い自然に恵まれたところです。また、地域には、熊野古道をはじめとして古来より伝承してきた貴重な歴史・文化があります。この豊かな自然や歴史・文化を将来にわたって守り続けるとともに、それらを大切にし、学び、触れ合うことにより、地域に誇りと自信をもち、地域を愛する心を育むとともに、地域間の交流を促進することにより住民の連帯を強化していきます。

## 5. 住民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は地域を支える住民一人ひとりであり、まちづくりは住民と行政など多様な主体が協働して進めることが重要です。そのため、自治の担い手として住民が町政に参画していくためには、住民参画や公聴の場を設けるなど協働の仕組みづくりを構築し、住民ニーズやまちの課題を的確に把握するとともに、施策の検討過程などを公開・広報することにより、住民との信頼関係に基づく行政運営を進めていきます。

また、住民ニーズが多様化・高度化する中で、公益活動を行うNPOやボランティアなどが活発に活動を展開しています。住民自治に資するこうした住民活動を促進し、積極的に支援を行うとともに、事業所や各種団体などと連携した活動にも取り組み、多様な主体の協働による柔軟なまちづくりを展開していきます。



津波避難タワー（引本地区）

## 第2節 紀北町の将来像

### 1. 将来像

基本理念に基づき、本町のめざすべき将来像を以下に定めます。

自然の鼓動を聞き  
みなが集い、にぎわう  
やすらぎのあるまち

#### 自然の鼓動を聞き

海・山・川の豊かな自然と共生し、将来にわたり保持するとともに、熊野古道に代表される歴史や文化を伝承し保護するなど、自然や歴史、文化を大切に  
するまちをめざします。

#### みなが集い、 にぎわう

本町の住民が集い、行政との協働で地域の活力を高め、従来の地域産業を  
活性化するとともに、地域資源を活用した観光交流などにより新しい産業を興し、  
将来にわたってにぎわいのあるまちをめざします。

#### やすらぎの あるまち

住民一人ひとりが、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるまち、健康で  
充実した暮らしを生涯送ることができ、ずっと住み続けたいと感じられるやす  
らぎのあるまちをめざします。

## 2. 人口の将来指標

まちづくりにおいては、都市基盤整備や雇用の創出、教育機会提供などの面で「定住人口」が計画の基礎的資料となり、まちの成長を示す指標でもあります。しかし、近年、著しい出生率の低下などから、ほとんどの市町村が人口減少に至ると予測されており、本町においても人口減少傾向が続いています。

こうした状況の中で、今後、若者の定住促進やU J I ターン者への取り組みなどを継続的に行い、定住人口の減少緩和・維持に努めるとともに、交流時代の新たな人口指標の尺度として重要視されている「交流人口」の増加に向け、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、従来の人口指標となっている定住人口に交流人口を加えることにより、平成28年度における将来人口の目標を23,000人とします。

目標人口：交流人口も含めて **23,000人**

### ■ 目標人口の内訳

人口別	具体的指標
交流人口	観光入込み客数 (1日あたり) <b>3,184人</b> (平成17年度) → 増加 → <b>5,000人</b> (平成28年度)
定住人口	総人口 <b>19,963人</b> (平成17年度) → 減少緩和 → <b>18,000人</b> (平成28年度)

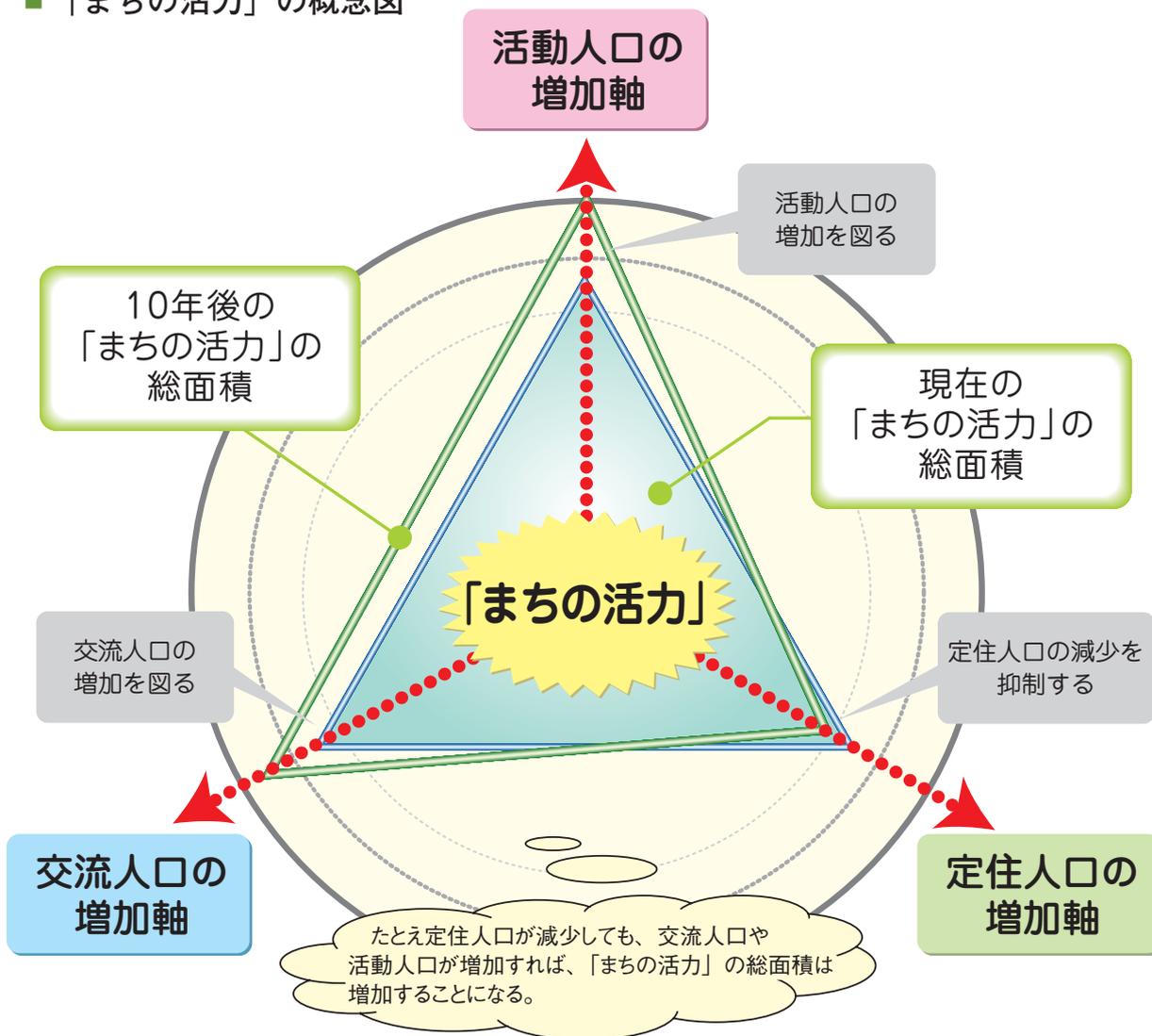
さらに本計画では、将来像実現のために「まちの活力」の充実を基本方向とし、定住人口や交流人口といった人口指標に加え、新たに「活動人口」という考え方を追加します。

活動人口とは、老若男女を問わず、まちづくりのために活動する人々のことです。活動人口の増加により、「まちの活力」は充実していくとともに、定住人口や交流人口の増加への起爆剤になると考えます。

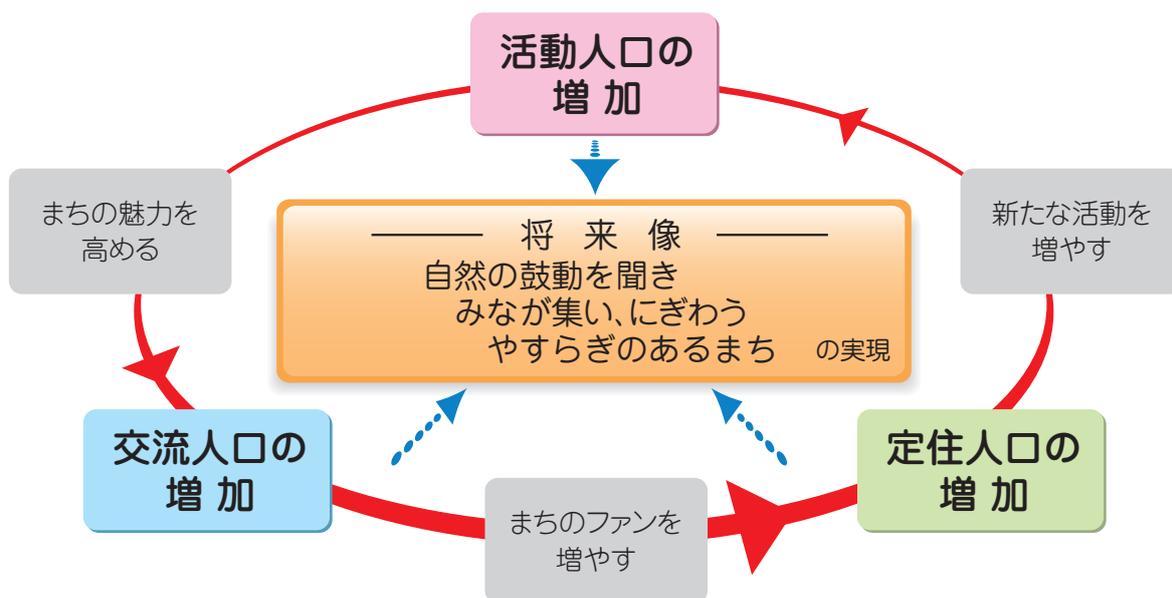
※「活動人口」の考え方：

「活動人口」とは、従来の生産年齢人口などの年齢区分に捉われず、まちづくりのために活動する人々のことです。そして、「まちの活力」を「人口×活動量」と定義すると、たとえ人口が減少しても活動量が増加すれば、まちの活力は維持・充実することになります。また、活動人口の増加により、まちににぎわいや活気があふれ、まちの魅力が増大することにより、定住人口や交流人口の増加につながると考えられます。

■ 「まちの活力」 の概念図



■ 3つの人口増による相乗効果



## 第3節 基本目標

### 1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

すべての住民が安全でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、住民・地域・関係機関・行政などが一体となって総合的な防災体制の構築を図るとともに、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進します。また、この地域の豊かな自然環境は、私たちに大きな安らぎと潤いを与えてくれます。そこで私たちは地域の特性を生かしながら、快適で美しい生活空間のある住みよいまちを築くため、自然環境と調和・共生した安心して快適に暮らせるまちをめざします。

### 2. 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

住民の誰もが、地域や家庭の中で、いつまでも心身ともに健康に暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、保健・医療体制の充実を図ります。また、住民の主體的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、児童をはじめ高齢者や障害のある人などがともに安心して暮らせる福祉のまちをめざします。さらに、住民の生活の安定と経済的自立の促進を図ります。

### 3. 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり

担い手の確保や生産の振興、生産基盤の整備などにより、地域特性を生かした農林水産業の振興を図ります。また、高度技術化や高速道路の整備による物流環境の充実などに対応した企業誘致や商工業基盤の整備を図るとともに、既存事業者に対する多様な面からの支援に努めます。さらに、住民をはじめ、様々な主体による創意工夫と協力により、地域の豊かな自然資源や歴史・文化資源を生かした観光産業の振興を図り、豊かで活力のある個性的なまちづくりをめざします。

### 4. 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり

住民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、生涯学習を通じた人づくり・まちづくりの推進に努めます。また、生涯学習の基礎となる学校教育を充実するとともに、地域社会における様々な活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育みます。さらに、この地域の歴史や文化、風土を大切にし、次代に引き継ぐための保護と継承に努めるとともに、これらを生かした住民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な地域文化の創造を図ります。

## 5. 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり

地方分権の進展や行政需要が複雑・多様化する中、個性ある自立した地方自治体づくりを進めていくため、住民と行政が対等な立場に立ち、協働で行う新しいまちづくりの仕組みを確立します。また、人・物・情報の交流が拡大する中で、異なる地域との様々な交流活動を通じ、互いの生活や文化を認めあえる交流社会の形成をめざします。さらに、すべての住民が地域社会の一員として、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、差別のない、互いに信頼し合い、支え合いながら生活できる人権尊重のまちをめざします。



## 第2章 施策の大綱

### 第1節 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

#### 1. 生活安全の確保

##### (1) 防災対策の充実

地震や津波、台風、集中豪雨などの災害に備え、自主防災組織の強化や防災ネットワークづくりなどの防災体制の整備を図り、災害用備蓄の増強や地域防災施設の整備など防災対策の充実を図ります。

##### (2) 消防・救急体制の充実

増加する救急出動や高度な救命措置に対応するため、救急業務の充実を図るとともに、火災に対する予防業務の推進と先進的な消防機器の導入など消防体制の強化を図ります。

##### (3) 交通安全対策の充実

交通事故から尊い命を守るため、交通安全施設の整備など良好な交通環境の整備に努めるとともに、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

##### (4) 生活安全対策の充実

国際化・情報化社会の急速な進展などにより、多様化する犯罪やトラブルに対して、警察など関係機関との連携により防犯意識の高揚や防犯活動の推進と消費者保護などを図り、犯罪のない明るい地域社会をめざします。

#### 2. 生活環境の整備

##### (1) 環境保全意識の高揚

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題を踏まえ、環境基本条例及び環境保全条例の制定を図り、環境保全に対する住民一人ひとりの意識の高揚を図りつつ、環境にやさしい暮らしの実現に努めます。

##### (2) 廃棄物の適正処理の推進

住民が安全で快適に暮らせるよう廃棄物処理の適正化に努めるとともに、ごみについては、減量化や再資源化などに努め、循環型まちづくりを推進します。

### (3) 水道の整備

安全で良質な水を安定供給するため、水源の確保と保全を図るとともに、施設や設備の整備を推進します。また、事務の効率化を進めるなど、適正な水道事業の運営に努めます。

### (4) 下水道等の整備

生活排水などの汚水処理について、地域の状況に適した下水道施設や合併処理浄化槽の普及を促進し、海や河川、地下水などの水質悪化を防止することで、快適な生活と良好な環境の保持に努めます。

### (5) 衛生対策の充実

町営墓地などの適正な運営管理やペット対策などきめ細かい公衆衛生対策の充実を図るとともに、火葬場の適正な運営に努めます。また、台風や大雨、大地震による津波の浸水被害の発生に備え、災害時の衛生対策を強化します。

### (6) 住宅対策の推進

若者の定住を促進し、高齢者が安心して暮らすことができるよう、ニーズにあった町営住宅の整備や維持・管理に努めます。また、地元材の利用促進に努めるとともに、個人住宅の耐震診断を促進します。

## 3. 生活基盤の整備

### (1) 土地利用計画

豊かで住みよい生活環境の確保や、地域産業の振興などに配慮した町域全土の均衡ある発展を図るため、無秩序な開発の防止や総合的で秩序ある土地利用の推進に努めます。

### (2) 都市計画の推進

秩序あるまちづくりを進めるため、自然環境との調和やレクリエーション需要に応じた機能の整備などを図りつつ、公園や緑地などの系統的配置に努めます。

### (3) 港湾・海岸の整備

港湾機能の充実を図るため、港湾整備や老朽施設の改良の促進に努めるとともに、レジャー施設などの新たな港湾利用について検討を行います。また、海岸保全施設については、施設未整備箇所の整備や老朽化の著しい施設の改修に努めます。

### (4) 河川の整備

災害防止対策として、河川の護岸改修などの整備促進に努めます。また、自然環境への関心の高まりから、自然にやさしい工法を採用し、自然の保全、生態系や景観に配慮した河川の環境整備に努めます。

## (5) 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進

災害に強いまちづくりをめざし、水源かん養機能の保全と森林の適切な管理に努めるとともに、自然環境の保全に配慮した治山・治水、砂防、急傾斜地対策を推進します。

## 4. 交通・通信体系の整備

### (1) 道路網の整備

道路利用者の誰もが安心して歩行・走行できるよう、主要道路を中心に道路の整備を進め、交通安全施設の整備や歩行・走行空間のバリアフリー化を推進します。また、住民生活の利便性の向上や産業の振興を図るため、高規格幹線道路や国道、県道、湾岸道路などの早期建設や改良を関係機関に働きかけます。

### (2) 公共交通網の整備

公共交通機関について、鉄道やバス路線の利便性の向上を求めるとともに、バス路線を確保するための支援に努めます。また、交通の不便な地域やバス路線空白地域における通学や通院などに対応するため、スクールバスや移送サービスなどの充実に努めます。

### (3) 情報通信システムの充実

住民に対する積極的な情報提供や町外に対する情報発信を充実するため、情報通信システムの整備充実を図ります。また、インターネット環境を利用した新たな行政サービスの調査研究を進めるとともに、高度情報化に対応できる人材の育成を図ります。

## 5. 自然環境の保全

### (1) 自然の保全

本町を取り巻く豊かな自然は、生活に安らぎと潤いを与えてくれる貴重な財産であるため、自然環境の維持に努めるとともに、乱開発などを防止し、生活環境と調和した自然環境の保全に努めます。

### (2) 自然の活用

健康で文化的な生活を営むため、豊かな自然を生かし、人と自然がふれあえる施設の活用や場の創出に努めます。

### (3) エネルギー対策の推進

地球環境の保全を図るため、生活の快適性や利便性を確保しながら、省資源・省エネルギー対策を推進するとともに、クリーンな新エネルギーの利用促進・調査研究を推進します。



ワイドビュー南紀

## 第2節 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 1. 健康づくりの推進

#### (1) 成人保健対策の推進

生活習慣病の予防と重症化を防止するため、食生活など生活習慣の改善に対する意識の向上を図るとともに、健康診査や健康教育などを実施し、地域に根ざした保健対策を推進します。

#### (2) 母子保健対策の推進

妊娠期から幼年期、少年期にかけて、一貫した健康診査や健康教育などの充実を図り、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育つ環境を整えます。

#### (3) 感染症対策の推進

感染症対策を推進するため、適切な予防接種を実施するとともに、予防接種の重要性や感染症に対する情報提供の充実を図ります。

#### (4) 地域医療対策の推進

医療機関との連携を強化し、地域医療体制や救急医療体制の充実を図るとともに、休日や夜間の診療情報の提供に努めます。

#### (5) 国民健康保険事業の健全運営

住民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険事業において収入の確保を図るとともに、健康づくり事業など医療費の抑制のための取り組みを推進し、健全で安定した事業運営に努めます。

### 2. 社会福祉の充実

#### (1) 地域福祉の推進

誰もが慣れ親しんだ環境の中で、いきいきと生活できる福祉社会の実現をめざし、住民参加による地域ぐるみの福祉活動を推進します。

#### (2) 高齢者福祉の推進

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるケア体制の確立を図ります。また、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、介護予防の推進を図ります。

### (3) 児童福祉の推進

安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援センターなどを活用した相談・指導の充実や保育所の保育内容の充実を支援するとともに、公立保育所について、統合、民間委託、幼保一貫教育などあらゆる観点から検討を行うなど、子育て環境の整備と児童の健全育成への支援を推進します。

また少子化対策について、行政分野全般にわたり総合的に対策を進めるため、次世代育成支援対策などの推進に努めます。

### (4) 一人親家庭等の福祉の推進

増加傾向にある一人親家庭などについて、社会的・経済的自立の促進と健全な子育てのための相談体制や生活指導の充実を図ります。

### (5) 障害者(児)福祉の推進

障害のある人(児)が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を努めます。また、障害のある人(児)の社会参加の促進を図るとともに、地域全体にノーマライゼーションの理念を広め、すべての人にやさしい社会をめざします。

### (6) 低所得者福祉の推進

低所得者の自立と生活の安定を図るため、関係機関との連携により生活相談や就労指導など支援体制の充実を図ります。

### (7) 国民年金

公平な負担と安定した給付を維持し国民年金制度を信頼されるものとするため、住民への国民年金制度の周知と理解を深め、未加入者への加入促進や未納者対策とあわせて年金相談の充実を図ります。

### (8) 介護保険

介護保険制度の円滑な運営を進めるため、関係機関などと連携した支援体制の充実を図るとともに、保険料の収入確保に努めます。

#### ※ノーマライゼーション【normalization】

高齢者や障害のある人など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

#### ※バリアフリー【barrier-free】

道路や建物の段差などの物理的障壁(バリア)や、社会的、制度的、心理的な障壁(バリア)といった日常生活を営む上で妨げとなるあらゆる障害を除去すること。

### 3. 人権の尊重

#### (1) 人権施策の推進

基本的人権が尊重され、差別のない明るく住みよいまちを実現するため、関係機関と連携した人権相談や支援体制の充実を図ります。また、「人権尊重の町宣言」の趣旨を踏まえ、人権啓発活動の推進を図ります。

#### (2) 男女共同参画の推進

家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野で女性と男性が個性と能力で活躍できる社会の実現に向け、性別による差別をなくし、ともに支え合う啓発活動や環境づくりに努めます。



## 第3節 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり

### 1. 産業の振興

#### (1) 農業の振興

農業を活性化させるため、生産基盤の整備や農地の利用集積を進めるとともに、農業後継者の育成に努めます。また、地産地消の推進や特産品の開発、消費者のニーズに合わせた安全で安心な農作物の安定供給など、食の安全や食育の推進に努めます。

さらに、農地の多面的機能の確保を図り、地域の自然や環境、伝統、文化を守り農業の持続的な発展と、その基盤となる農村の振興を図ります。

#### (2) 林業の振興

林業の持続的かつ健全な発展をめざし、森林の整備・保全や林道整備などの基盤整備を行うとともに、林業経営体の経営基盤の強化と新規就労者の確保対策を推進します。

また、地元材住宅の普及に努めるとともに、多様な利用方法による需要拡大、販路拡大を促進します。

さらに、森林が有する多面的機能を活用し、ふれあいのある憩いの場としての森林づくりの推進を図ります。

#### (3) 水産業の振興

漁業協同組合などの組織強化を支援するとともに、連携して水産資源の維持増大を図り、漁業経営体や後継者の育成に努めます。また、漁港の整備や水産物の高付加価値化などに努めるとともに、レクリエーションの拠点としてなど、水域の多角的活用の推進を図ります。

#### (4) 商業の振興

商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応した魅力ある商店づくりを促進するとともに、地域の特性を生かした商品の開発・販売・情報収集の促進などを図ります。

#### (5) 工業の振興

地域経済の活性化や若者の雇用を創出するため、優良企業の誘致活動や既存の地場産業の育成支援を推進するとともに、地場産業と連携させた産業の掘り起こしとその育成を図ります。

#### (6) 新産業の育成

製造業をはじめ情報通信やバイオテクノロジーなどの先端技術産業や試験研究施設の誘致に努めます。また、地域資源や地域産業を基盤とした付加価値の高い産業の起業などを支援するとともに、関係機関と連携して特産品などの開発を支援します。

※バイオテクノロジー【biotechnology】  
生命工学、生物工学。生物の機能を応用した工業技術。

## 2. 観光の振興

### (1) 観光産業の推進

豊かな自然と熊野古道をはじめとする歴史・文化的資源を活用し、多様化する観光産業を発展させ魅力ある観光交流の拠点づくりを進めるため、体験型観光を充実させるとともに、関係機関と連携して観光拠点や宿泊施設の整備を図ります。

### (2) レクリエーション都市の整備

利用者のニーズを的確に把握し、社会経済情勢の変化などに対応する計画の見直しを行いながら、レクリエーション都市の整備を進めます。



イセエビ漁の出漁

## 第4節 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり

### 1. 生涯学習の推進

#### (1) 学習環境の整備

住民一人ひとりが自発的・主体的に学習できる環境づくりを実現するため、各年齢層に応じた各種学級・講座などを拡充するとともに、芸術・文化活動の振興と学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設などの整備・充実を図ります。

#### (2) 生涯スポーツの振興

健康で活力ある住民生活や地域社会の活性化のため、住民がそれぞれの趣向に応じたスポーツ活動に継続して親しめ、生涯を通じて誰もが楽しくスポーツにふれあえる機会の充実や施設の整備を図ります。

### 2. 青少年の健全育成の推進

#### (1) 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年が心豊かに成長するため、家庭、学校、地域、関係機関などが一体となった活動を支援し、青少年の健全な育成を推進します。

### 3. 学校教育の充実

#### (1) 幼児教育の充実

心豊かな人間形成の上で、幼児教育はその基礎を培うものとなっているため、乳幼児、保育園児をもつ父母や家庭と連携を深め、幼児教育の向上を図ります。また、幼稚園では、集団生活の中で豊かな体験を通じ、「豊かな人間性」や「健康・体力」からなる「生きる力」の基礎を育み、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、施設などの整備・充実を図るほか、統合、民間委託、幼保一貫教育などあらゆる観点から検討を行うなど、教育環境の充実に努めます。

#### (2) 義務教育の充実

小学校・中学校では、「心の教育」の充実を図り「生きる力」を育み、特色ある学校づくりを支援するとともに、障害のある子には、自らの能力や可能性を最大限伸ばすことができる障害児教育を推進します。また、施設などの整備・充実を図るとともに、児童・生徒数の推移や施設などの状況のほか、地域の教育要望も十分見極めながら、学校の再配置も含めた検討を行い教育環境の充実に努めます。

## 4. 地域文化の保護・活用

### (1) 文化財の保護

歴史や風土に育まれた貴重な文化財を保護し、現在埋もれている文化財の調査・発掘を行います。また、文化財の保護・展示をするため、郷土資料館などの整備を図るとともに、世界遺産となっている熊野古道については適正な管理と保存に努めます。

### (2) 文化財の活用

多彩で個性的な地域文化の創造を図るため、保護・保存に十分配慮しつつ、文化財を地域の歴史・文化の学習や地域資源としての活用を図ります。

### (3) 伝統文化の保存・継承

地域に根ざした伝統的な芸能や行事などの民俗文化財の保護・継承を支援します。また、住民相互の連携と地域間の交流を深めるとともに、後継者の育成や確保に努め、伝承活動の推進を図ります。



熊野古道「ツヅラト峠道」

## 第5節 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり

### 1. 協働・交流の推進

#### (1) 協働によるまちづくりの推進

地方分権が進む中、住民が主役の個性ある力強い地方自治体づくりを進めていくため、大学や研究機関との連携などにより地域の再生や活性化を図るとともに、行政と住民や団体などが相互理解の中で役割を分担して、対等な立場によるまちづくりをめざします。また、まちづくり団体や自治会活動などへの支援を図るとともに、コミュニティ施設など活動の場の整備充実を推進します。

#### (2) 情報提供の充実

住民から信頼される行政を確立するため、行政情報を住民と共有化するとともに、住民と一緒に問題解決にあたることが重要となっているため、行政情報システムや情報公開制度の充実を図ります。

#### (3) ボランティア活動等の促進

「特定非営利活動促進法（NPO法）」の制定により活発化している民間非営利組織（NPO）やボランティア団体などによる社会活動については、これらの活動の促進に向けての取り組みを進めるとともに、一層の活性化を図るため、住民団体などの相互の情報共有体制の構築をめざします。

#### (4) 地域間交流の推進

異なった歴史や風土、特色をもつ地域と交流し、新たな文化にふれあうことで個性的で魅力あるまちづくりを構築し、地域活性化につなげるため、住民レベルでの一層の地域間交流を促進します。

#### (5) 国際交流の推進

国際化が進展する中で、より一層国際化に対応したまちづくりを進めるため、海外研修など国際交流の機会を拡大し、国際性豊かな人材の育成を図るとともに、外国人居住者が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

## 2. 行財政改革の推進

### (1) 協働型行政システムの確立

地方分権型社会における行政運営確立のためには、行政のみならずNPOや各種団体をはじめとする住民の参画が必要不可欠となっています。そのためには、住民への積極的な情報提供を行うとともに、地域の実情にあったニーズの把握に努め、住民との役割分担を認識しながらともに考え協働してまちづくりを推進します。

### (2) 効果・効率的な行財政運営

社会経済状況の変化を見据えた上で住民ニーズに対応していくためには、事務事業をその目的の適合性、費用対効果の視点に立って見直すとともに、限られた財源の中で重点施策を絞りこむなどより効果的な行政運営を図ります。

### (3) 健全な財政運営

ますます厳しくなる財政状況下にあって、住民の負託に応じていくためには、中・長期的な視点に立った計画的でより効率的な財政運営を図る必要があり、自主財源の確保に努めコスト意識をもって有効な施策の展開に努めます。

### (4) 機能的な組織・機構の構築

住民満足度の向上や地方分権など新たな行政課題に即応していくために、簡素で機能的な組織・機構への弾力的な見直しを行います。また、住民サービスの向上、重点施策などの円滑な実施の観点から、情報の共有化を基本とした組織内の連携強化を図ります。

### (5) 公正・公平性の確保

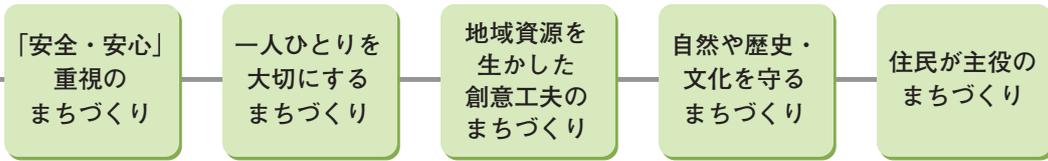
行政の公正・公平性の向上の観点から、個人情報保護条例や行政手続条例の適切な運用に努めます。

### (6) 職員の意識改革

住民との協働、地方分権への対応などすべてにおいて、事務事業を円滑に実践していくためには、職員一人ひとりの意識改革が前提となります。既成概念にとらわれることなく、時代の変化や住民ニーズを柔軟にキャッチし対応できる感性や政策形成能力の開発・育成に努め、住民の信頼と満足度の向上に努めます。

# ■ 紀北町第1次総合計画の施策体系

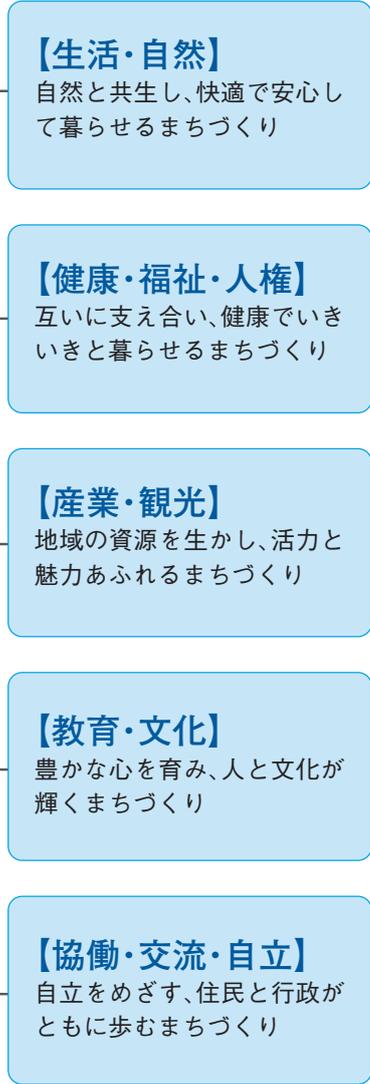
## 基本理念



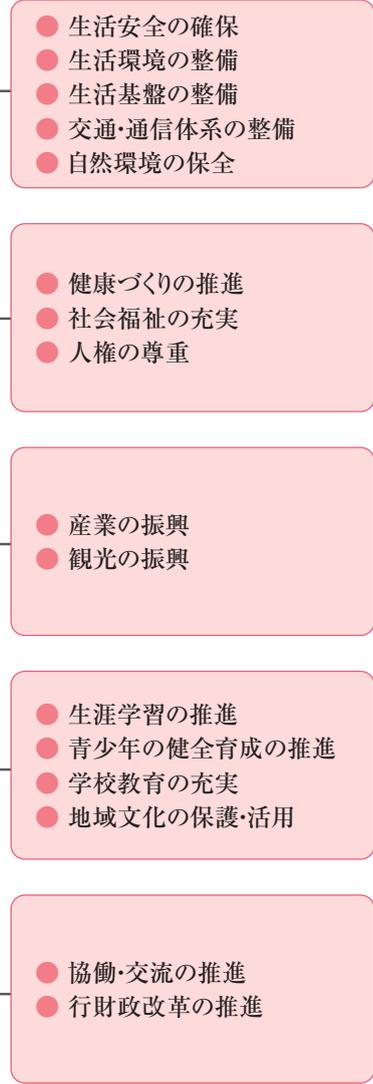
### 将来像

自然の鼓動を聞き  
 みんなが集い、にぎわう  
 やすらぎのあるまち

### 基本目標



### 政策



### 重点プロジェクト



## 第3部 基本計画



カンムリウミスズメ (町の鳥)

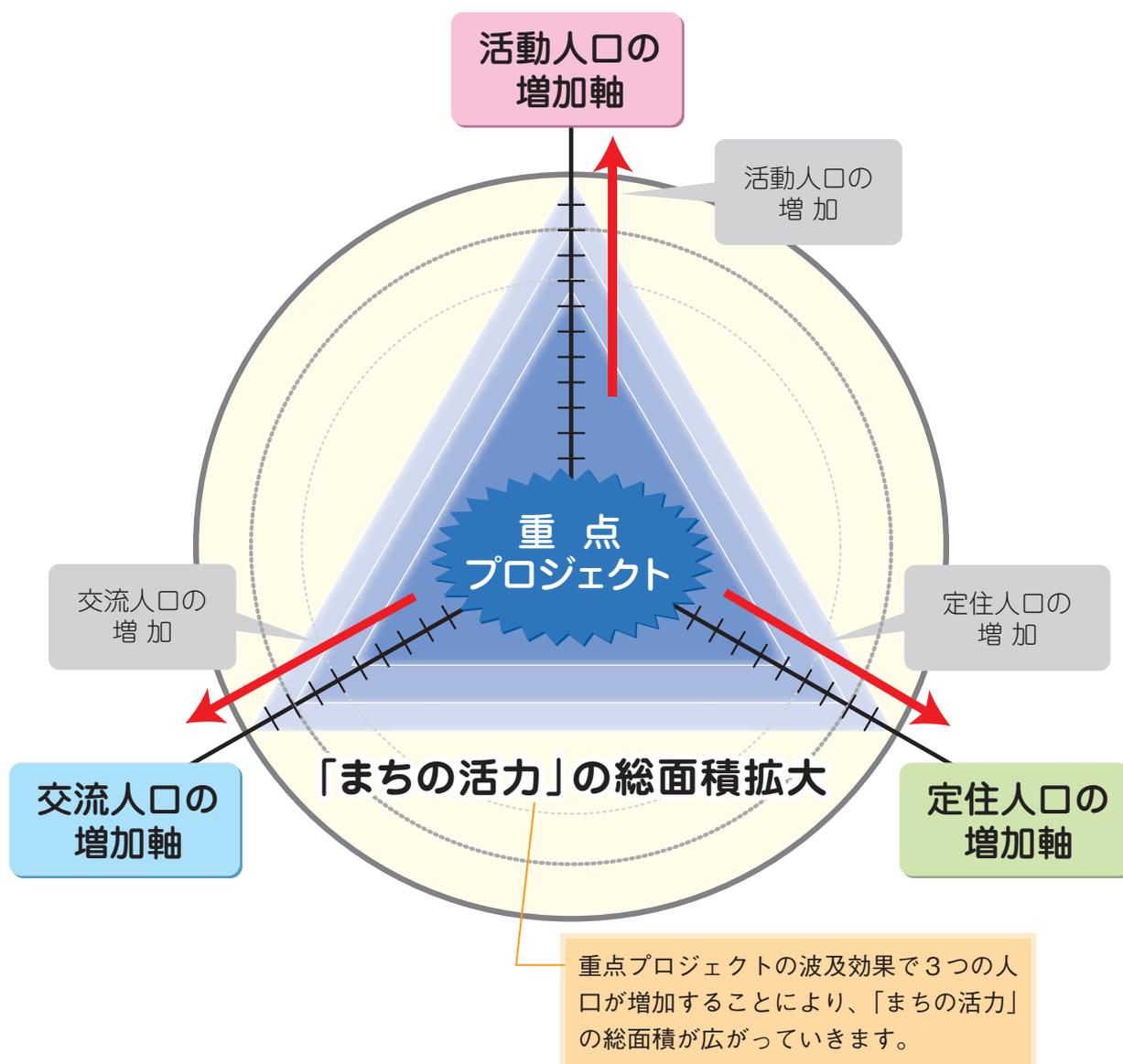
# ◎ 重点プロジェクト

## 第1節 重点プロジェクトの考え方

基本構想の将来像となっている「自然の鼓動を聞き みが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現に向け、前期基本計画では定住人口、交流人口、活動人口の3つの人口を増加させるための重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトは、総合計画の施策の中において、特に重点的に取り組むべきものであり、他の施策の先導役として位置づけます。また、今後の住民活動のきっかけとなり、継続していくことにより、その効果が地域の中に浸透していくよう、住民と行政との協働のもとで取り組んでいきます。

### ■ 重点プロジェクトの波及効果のイメージ図



## 第2節 重点プロジェクトの設定

### 1. 安全・安心のまちづくりプロジェクト

東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震、台風などの自然災害や火災、事件・事故などに備えるため、危機管理・防災意識の醸成、危機管理体制などの充実強化を図るとともに、いのちと財産を守る防災対策の推進や自主防災組織、災害ボランティアの育成、救急救助体制の整備を図るなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

#### 施策の方向

##### (1) 自助・共助精神の高揚

広報紙、ケーブルテレビ、各種訓練・研修会などあらゆる機会を通じて、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもつよう防災意識の高揚を図るとともに、各地区の実情に即した実践的な各地区の防災計画の作成に努めます。

##### (2) 防災コミュニティづくりの促進

住民や地域、自主防災会などの関係機関が連携し、日頃から協働して防災活動に取り組むとともに、災害時に一体となって地域を守る活動ができるよう、あらゆる機会を通じ協力しあえる仲間づくり、絆づくりを促進します。

##### (3) 災害時要援護者への支援

災害時要援護者の把握に努め、地域住民・自主防災会の協力を得て、避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。

##### (4) 危機管理体制の強化

大規模災害や危機的事態に適切に対処するため、地域防災計画や国民保護計画の随時見直しの実施と、全庁的、総合的な危機管理体制の確立及び危機管理マニュアルの整備を図ります。

##### (5) 消防体制の強化

消防・救助活動を迅速かつ的確に遂行するため、消防署員、消防団員の資質の向上を図るとともに、防火水槽、消火栓、消火栓ホースなどの消防水利の確保及び消防資機材の整備を図ります。

##### (6) 救急体制の強化

救命率を上げるため、高度な緊急医療資機材の整備と適正な救急救命士の増員を図るとともに、地域住民及び各種団体には、人工呼吸法、応急処置、AEDの取り扱いなどの講習を実施して、バイスタンダー（現地で応急措置ができる人）の養成に努めます。

## 2. 生涯いきいき促進プロジェクト

住民の誰もが生きがいのある人生を送られるよう、住民の主体的活動による生涯学習の充実を図ります。また、高齢者ができるかぎり病気や寝たきりにならないよう普段からの健康づくりへの取り組みを推進するとともに、高齢者や障害のある人などが地域で安心して生活できるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを構築します。

### 施策の方向

#### (1) 「きほくの匠」の発掘・認証

町内の各地域で様々な技術や特技、趣味をもった人を発掘し、「きほくの匠」として生涯学習や自然体験学習、イベントなどで活躍してもらう人材バンク制度を構築します。

#### (2) 情報学習機会の充実

IT技術の利点（豊富な情報、業務の効率化、地理的なデメリットの克服など）を知ってもらい、その知識を普段の生活や業務で活用してもらうとともに、パソコンのもつより多様な楽しみ方の習得をめざすパソコン教室の開講など情報学習機会の充実をさらに推進します。

#### (3) 健康ウォーキングの普及促進

「自分の健康は自分でつくる」という考えを広め、歩くことの楽しさや気持ちよさに気づき、すべての住民がふだんの生活のなかに気軽に運動が取り入れられるよう、健康ウォーキングの普及促進を図ります。

#### (4) 健康づくりサポート制度の充実

健康診査による生活習慣病対策を充実し、個別相談・個別指導などを充実し早期対処と重症化の抑制を図り、増え続ける医療費の削減に努めます。

また、食生活の改善を進めるため、食を通じた健康の大切さを啓蒙するとともに、子どもの時から地域の農産物にふれる機会を充実し、食の教育を進めます。



健康相談

### 3. 観光交流推進プロジェクト

本町の豊かな自然や熊野古道をはじめとした歴史・文化資源を活用して、体験型観光交流を一層推進することにより、多様化する観光客のニーズに的確に応えていくとともに、地域活性化を図り、魅力ある観光交流拠点づくりをめざしていきます。

#### 施策の方向

##### (1) 観光推進体制の強化

本町に点在する観光資源に携わる人材などの役割を明確化し、各観光資源の連携と活用を図るため、観光客のニーズを的確に把握し、コーディネートできる人材の確保と、観光まちづくりの拠点となる、観光推進体制の構築を図ります。

##### (2) 観光振興プランの策定

観光を取り巻く状況は、物見遊山的観光から体験や学び・健康や癒しを求める傾向へと強めてきており、観光における地域間競争の激化が一層加速してきています。このため、本町の将来を見据えた、戦略的な観光プランを策定し、広域的な連携を視野に入れつつ本町の観光の魅力アップと活性化を図ります。

##### (3) 滞在型観光への受入れ体制の強化

熊野古道をはじめとして本町の観光資源を、「ゆっくりと」「じっくりと」楽しんでもらうため、現在の日帰り型観光から滞在型、宿泊型観光へとシフトしていくよう関係者への情報提供や受入れ体制の整備を推進します。また、団体・個人・家族客などあらゆる層に対して、ニーズの把握を図り、必要な情報の提供や宿泊の予約などきめ細やかなサービス提供ができる体制の強化に努めます。

##### (4) 体験型観光の充実

海・山・川の豊かな地域資源を活用した自然体験や地場製品の加工体験などを有効に利用し、既存の体験イベントに加え、合併で広がったフィールド・未活用資源を生かした、新たなメニューづくりを考え、四季を通してあらゆる年代層に訪問してもらえるようにしていきます。そのため、町全体で交流活動を進め、交流活動を実際に行う体験交流の担い手の確保・育成を図り、体験型観光の充実・強化を図ります。

##### (5) 古道・魚まち地域等の活性化

本町の貴重な財産となっている熊野古道や魚まちなどとの連携の中で歴史的町並みや優れた景観を関係団体などと連携して保全するとともに、観光資源として景観を生かしたまちづくりにより、地域の活性化につなげます。

## (6) 銚子川流域の魅力アップ推進

本町の貴重な財産となっている熊野古道や銚子川流域の資源を連携させ、銚子川流域の総合的な活用を推進し、地域の一層の魅力向上と活性化を推進します。

## (7) お魚のまちづくりの推進

定期や年末の港市や各種イベントなどを通じて魚のまちづくりをイメージの中心に据えた「お魚のまちづくり」を推進するため、水産業の振興をはじめ、観光振興、健康増進や食育など幅広い分野での取り組みを推進します。

## (8) 特産品開発の推進

海・川・山の豊かな自然や熊野古道をはじめとする歴史・文化資源を有効活用し、観光客の増加による地域の活性化につなげるため、本町の特産品づくりを進めるとともに、本町をイメージさせる特産品のブランド化を推進します。



熊野古道「馬越峠道」

## 4. 少子化対策・定住促進プロジェクト

少子化対策や若者の定住を促進するため、豊かな自然や快適な生活環境の整備とともに、安心して子育てできる環境づくりなどに努めます。また、多様なライフスタイルの定着化により、都市住民の農村や田園生活への志向が高まっており、本町の豊かな自然を生かして都市住民やU J I ターン者、定年退職者などが定住できるプランを推進します。

### 施策の方向

#### (1) 家庭、学校、地域との連携による子どもの育成

地域の様々な人材を活用しながら社会性、自主性など心豊かな人間性を子どもが身につけることができるよう、各種事業を展開するとともに、家庭や学校、地域とも連携しながら、社会全体で子どもを育成していく環境の整備に努めます。

#### (2) 仕事と子育ての両立支援

保護者のニーズと子どもへの負担に配慮しつつ、乳幼児保育や障害児保育の実施に努めるとともに、学童保育など多様な就労形態に対応した保育についても実施を検討します。

#### (3) 企業誘致の推進

三重県などとの連携強化を図りつつ、工場適地調査を実施し、全国の企業に働きかけていく取り組みを進めます。

#### (4) 地域産業の振興と特産品開発の促進

本町の基幹産業である農林水産業を推進するため関係団体と連携し、生産基盤を整備することにより、多様な担い手の確保、育成を図るとともに、特産品の開発を促進し地場産業の振興に努めます。

#### (5) 定住促進のための田舎暮らし体験制度の創設

団塊の世代を中心に新しいライフスタイルを求める都市住民などに対して、短期の田舎暮らしの中で、自然や農林水産業などを体験する仕組みづくりに取り組み、定住の促進を図ります。

#### (6) 「空き家バンク制度」の創設

町内にある空き家などを活用するため、「空き家バンク制度」を創設し、町ホームページなどを活用して、団塊世代の定年退職者や若者などに情報を発信し定住促進につなげます。

## 5. 協働のまちづくりプロジェクト

行政はこれまで多くの公共サービスを担ってきましたが、この役割を見直して、住民や地域、ボランティア、NPO、民間などの多様な人々が支えあうシステムに転換していく必要があります。そのため、「まちづくり基本条例」の制定による住民協働のシステムを確立し、住民がまちづくりに参加できる場づくりや、地域自治を担う人材や組織の育成を推進します。

### 施策の方向

#### (1) 「町を元気にする地域づくり事業」の充実

住民が主体となってより良い地域づくりのために活動する団体などへの支援を行い、地域の力を高めていくことをめざします。

#### (2) 情報共有体制の充実

住民と行政の情報共有を推進するため、ホームページの充実やメールマガジンなどの情報発信の充実と、多様な価値観を反映する機会を確保し、政策形成過程の一層の透明化を図るため、住民の皆さんから事前に意見を募集するパブリックコメント制度の構築を図ります。

#### (3) 「まちづくり円卓会議」の開催

年齢や立場の異なった人々が、本町のまちづくりについて一緒に話しあっていくことで、地域活動の促進と住民と行政の協働のまちづくりを実践していくことをめざした「まちづくり円卓会議」を開催します。

#### (4) 「まちづくり基本条例」の制定

住民と行政の協働のまちづくりによる自治の実現を図るため、行政運営の基本的な原則を定めた「まちづくり基本条例」を定め、住民が幸せに暮らせるまちづくりをめざします。

#### (5) まちづくり住民活動支援体制の構築

住民と行政の協働のまちづくりを進めるため、ボランティア・NPOなどの団体を把握し、まちづくりを進めるためのシステムづくりを構築します。

# 第1章 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

## 第1節 生活安全の確保

### 1. 防災対策の充実

#### 現状と課題

本町は、平成16年9月に発生した「台風21号に伴う豪雨」により未曾有の大水害に見舞われ、大きな被害を受けました。

現在、河川などの災害復旧が計画的に進められていますが、この水害の教訓を生かし、今後の災害再発防止や未然防止の取り組みを進める必要があります。また、今すぐにでも発生してもおかしくない状況の東海地震、高い確率で発生すると予測されている東南海・南海地震と、これらの地震で発生した津波の襲来により、大規模な被害を受けることが危惧されている地域です。平成14年度には「地震防災対策強化地域」に、平成15年度には「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、これらの災害から住民の生命と財産を守ることが急務となっています。

地震・津波や台風などの自然災害は、避けることができません。自然災害による被害を最小限に食い止めるため、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災施設や防災資機材の整備充実などの減災対策を進めていますが、まだまだ不十分で課題も多く残されています。

一方、住民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という「自助」、また、共に助け合うという「共助」の考え方にに基づき、人的・経済的被害を軽減させるため、住民防災力の向上に取り組む必要があります。

また、各地区の特性に合った実践的な防災計画を策定し、防災関係機関と地域住民が連携した防災訓練の実施や防災体制の強化を図る必要があります。

さらには、水害や津波に対し安全に避難することができる避難路及び避難場所の整備や避難体制を確立するとともに、排水施設の排水力増設、避難所をはじめ民間の建築物や公共施設の耐震化、住民、行政、防災関係機関が相互に的確な情報の伝達が可能な施設の整備を図る必要があります。

また、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが困難な災害時要援護者をサポートする体制の構築を重点的かつ優先的に進める必要があります。

## 施策の方向

### ① 防災意識の高揚と防災体制の強化

- 各地域の実情に即した実践的な防災計画を策定し、地域住民と連携した防災対策に努めます。
- 自主防災組織の育成強化の推進を図ることにより、住民自ら防災意識を高揚し、災害時の被害軽減に努めます。
- 地震津波避難訓練の徹底及び火災予防訓練などの充実を図ります。
- 災害予測区域を示した防災マップの充実を図ります。
- 防災講演会の充実と防災コーディネーターの育成を図ります。

### ② 防災施設の整備促進

- 避難場所及び避難路などの整備を進めるとともに、防災資機材及び備蓄品などの充実を図ります。
- 津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤・樋門・防潮扉の改修整備に努めます。
- 排水施設の整備拡充及び河川の河口閉塞防止など、低地地区の浸水対策に努めます。
- 地震などの災害時に危険な施設や場所の把握に努め、耐震化などの適切な対応を図ります。
- 防災行政無線の統合など、緊急時に的確に住民と行政、防災関係機関が相互に情報伝達が可能な施設の整備を図ります。
- 防災拠点となる災害対策本部施設などの整備に努めます。
- 地震などにおいて、大規模な火災の可能性のある密集住宅市街地の防災対策に努めます。
- 地震による死亡率の高い家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死を軽減するための防災対策を推進します。
- 負傷者などの迅速な救出・救助活動のための体制強化を行い、必要となる資機材の整備に努めます。

### ③ 災害時要援護者への支援

- 災害時要援護者の把握に努め、地域住民・自主防災会・民生委員・消防団員などの協力を得て、避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
地域合同防災訓練への参加者数	4,255人	5,000人	5,500人
備蓄食料数	13,381食	15,000食	18,000食

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
火災や災害からの安全性	35.8	43	49

## 2. 消防・救急体制の充実

### 現状と課題

近年の技術革新により、消防機器装備は、省力化、軽量化、高性能化が進んでおり、最先端技術を取り入れた消防機器の導入が望まれています。さらに、消防水利についても、耐震性防火水槽及び消防井戸など施設の整備が望まれています。

一方、地域の防災活動を担う消防団においては、若年層の減少により団員の確保が困難になってきており、消防力の低下が懸念されています。

救急業務は、交通事故の多発、高齢化に伴う重症率の増大、熊野古道などへの観光入込客の増加に伴い、出動回数は増加の一途をたどっています。また、重症傷病者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、今後さらに年次的に消防力の整備・充実を図り地域社会の信頼に応え、安全と安心を提供できるよう、住民と一体となって災害に強いまちづくりをめざします。

#### ■ 消防職員・消防団員の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	所属人数	管内区域
消防署	海山・紀伊長島消防署 (43)	管内全域
紀北町消防団本団	6	区内全域
紀伊長島方面隊	紀伊長島女性分団	区内全域
	紀伊長島第1分団	三野瀬地区
	紀伊長島第2分団	長島地区
	紀伊長島第3分団	東長島地区
	紀伊長島第4分団	赤羽地区
	紀伊長島第5分団	区域内の海上
海山方面隊	海山女性分団	区内全域
	海山第1分団	上里・船津地区
	海山第2分団	相賀地区
	海山第3分団	引本浦・矢口浦地区
	海山第4分団	島勝浦・白浦地区
計	474 (内消防団 431)	

(資料：危機管理課調べ)

#### ■ 消防施設の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	指令車	消防車	救急車	消防動力ポンプ	消防団車両	防火水槽	消火栓	消防井戸
消防署	2	6	4	1	0	88	810	88
消防団	0	0	0	28	25			
計	2	6	4	29	25	88	810	88

(資料：危機管理課調べ)

## ■ 救急出動状況

区分	計	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
H13	811	1	1	1	98	27	4	106	2	13	495	63
H14	827	0	0	2	96	23	1	129	2	7	504	58
H15	944	1	0	5	114	12	1	136	5	19	590	61
H16	947	0	0	1	96	26	5	135	6	11	606	61
H17	939	0	0	0	111	18	6	118	3	11	620	52

(資料：危機管理課調べ)

## ■ 火災発生状況

区分	火災件数						焼損面積		損害額 (円)
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	建物 (㎡)	林野 (a)	
H13	4	2	2	3	1	12	153.5	50	94,995,000
H14	2		1		3	6	1119.0	200	58,201,000
H15	11	1	2	1	2	17	1347.4	146.6	112,877,000
H16	3		1	1	3	9	185.2	522.4	12,051,000
H17	9		1		5	15	697.3	203.5	24,502,000

(資料：危機管理課調べ)

## 施策の方向

### ① 消防・救急体制の強化

- 緊急時の人命に関する救助活動に対応できる近代装備を備えた消防資機材の整備を図ります。
- 通常の火災や救急事案のほか大規模な地震などに備え、消防・救助活動を迅速かつ的確に遂行するため、消防署員の訓練強化と施設の整備を図ります。
- 各地域に防火水槽、消防井戸、消火栓などの消防水利の整備を図ります。
- 消防団員の教育、訓練により資質の向上を行い、また、資機材などの整備に努め近代的な消防団活動の充実を図ります。
- 高齢化の進展に対応し、独居高齢者家庭などへの訪問防火診断や予防活動などを充実させるため、女性消防団の育成強化を図ります。
- 消防庁舎などの整備を進めます。
- 消防団員の確保と組織の強化に努めます。
- 常備消防の広域再編と消防無線のデジタル化を進めます。
- 地域住民及び各種団体に対して、人工呼吸法、応急処置、AEDの取り扱いなどの講習を実施して、バイスタンダー（現地で応急措置ができる人）の養成に努めます。
- 救命率を上げるため、高度な緊急医療資機材の整備及び適正な救急救命士の増員を図ります。

### ② 火災予防業務の推進

- 一般家庭においては、ガス器具などからの出火原因が多いことから、自治会、婦人会を対象に火災予防の指導に努め、火災予防意識の高揚を図ります。

- 保育所、幼稚園、小学校と連携し、幼年期から火災予防について意識の高揚に努めます。また、高齢化が進むにつれて独居高齢者家庭が増えている現状を踏まえ、関係機関と協力して火災予防の指導を図ります。
- 不特定多数の人が出入りする施設管理者などに対して防火管理などの指導を行います。
- 住宅火災における高齢者などの死亡が急増していることから、住宅用火災警報器の設置及び維持の推進強化を図ります。

### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
年間火災出火率（人口10,000人あたり）	8件	5件	2.5件
幼・小・中学校年間避難訓練回数	年2回	年4回	年12回
救急救命講習年間受講者数	550人	600人	650人
AED設置数（町設置分）	0台	13台	24台



防災訓練



救急医療講習

### 3. 交通安全対策の充実

#### 現状と課題

近年の交通環境を取り巻く情勢は、運転免許保有者数及び自動車保有台数の増加や社会経済活動の自動車利用の拡大による交通量の増加などによって、交通事故の発生など依然として憂慮すべき状況となっています。

本町では、関係する行政機関・各種団体などにより、官民一体となって交通安全に取り組んでいますが、交通事故は依然として減少せず、年齢層別では若年層を上回り、高齢者が事故の当事者となるケースが増加しています。

このため、各年代層に対応した交通安全教育に努めるとともに、交通安全施設の把握に努め交通安全施設の充実を図る必要があります。

また、交通事故に遭遇した住民を救済することを目的とした三重県交通災害共済についても、加入率の向上を図る必要があります。

#### ■ 交通事故件数の推移

区 分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
人身事故	紀北町	114	121	126	130	134	
	うち 紀伊長島区	63	56	68	73	70	
	海山区	51	65	58	57	64	
うち	死者	紀北町	1	4	3	2	1
		うち 紀伊長島区	0	2	1	1	0
		海山区	1	2	2	1	1
	傷者	紀北町	166	190	183	180	205
		うち 紀伊長島区	92	96	108	96	115
		海山区	74	94	75	84	90
物件事故	紀北町	378	356	371	378	357	
	うち 紀伊長島区	159	214	198	220	205	
	海山区	219	142	173	158	152	
総件数	紀北町	492	477	497	508	491	
	うち 紀伊長島区	222	270	266	293	275	
	海山区	270	207	231	215	216	

#### 施策の方向

##### ① 交通安全啓発活動の強化

- 交通安全対策関係団体などと連携し、交通ルールや交通マナーなど広く交通安全についての住民意識の高揚に努めます。
- 園児、児童・生徒の交通安全対策については、教育関係機関など各種団体と連携を図りながら進めるとともに、生涯学習の上で重要な時期にある幼児にも交通安全教育を実施します。
- 高齢者の交通安全対策については、老人クラブ連合会などとの連携を図り交通安全意識の高揚に努めるとともに、実践型の交通安全教育を推進します。
- 災害時の避難や緊急車両の通行を妨げる路上駐車等の排除を推進します
- 三重県交通災害共済制度については、自治会や職場などの協力を得るとともに、今後さらに制度に関する啓発を推進し加入促進を図ります。

## ② 交通安全施設整備の促進

- 安全で快適な交通確保のため、関係機関の協力を得て町内の事故発生が予想される道路・施設などの環境を整備し、交通安全対策を図ります。
- 歩行者、運転者双方の視点に立った交通安全対策の推進を図ります。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
年間交通事故件数	491件	460件	440件
交通安全に関わる街頭指導者数	100人	125人	150人

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
防犯、交通安全施設整備の状況	45.6	52	56



交通安全パレード

## 4. 生活安全対策の充実

### 現状と課題

本町は、尾鷲警察署や町防犯協会・町青少年育成協議会などと連携した啓発活動や街灯助成などを行い、住民の安全確保に努めていますが、詐欺や窃盗などの軽犯罪は依然多発しています。

今後も地域安全運動の実施などにより、地域の連帯意識を高め、高齢者の被害が多く見受けられる「振り込め詐欺」や子どもの犯罪被害などを防止し、犯罪が発生しない明るい地域社会の実現をめざすため、尾鷲警察署をはじめ関係団体などと連携した防犯活動を推進していくことが必要です。

また、国民保護対策としては、武力攻撃事態などから、国民の生命、身体及び財産を守るため、避難誘導、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化などの対策を的確かつ迅速に実施できる体制の整備を図る必要があります。

### 施策の方向

#### ① 生活安全の促進

- 住民と関係機関が協力した、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 犯罪防止のため、尾鷲警察署・町防犯協会などと連携し、防犯診断や防犯パトロールを定期的の実施し、防犯意識の啓発に努めます。

#### ② 国民保護措置の推進

- 近隣市町、県、国など関係機関との共同により、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態などにおける対処能力の向上を図ります。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
防犯啓発活動数	15回	60回	70回
自主的な防犯活動を行う地域組織数	3団体	6団体	10団体



ミルミルウェーブ



防犯パトロール

## 第2節 生活環境の整備

### 1. 環境保全意識の高揚

#### 現状と課題

本町の山、川、海の自然はそれぞれにつながりを持ち、その中で豊かな自然環境を形成しています。自然環境は、健康で文化的な生活を営むのに欠かせないものであり、精神的な豊かさや心の癒しなど自然とのふれあいが重視される今日、住民の環境に対する意識はますます高くなっています。しかし、地球温暖化は、地球規模の気候の変化をもたらし、海面上昇などにより世界全体の環境が受ける影響は計り知れません。

本町では「クリーンクリーンデー」、「クリーン作戦」などの取り組みを行っていますが、今後も住民と行政が協力し、美しいまちづくりに取り組む必要があります。

今後は、住民一人ひとりが地球環境を守るため、ライフスタイルを変え、環境への負荷を少なくし、積極的に環境を保全し、また、人と環境との関わりについてさらに認識を深め、環境保全意識の高揚を図っていく必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 環境保全意識の高揚

- 豊かな自然環境や快適な生活環境を保全するため、住民の環境に対する保全意識の高揚を図り、住民との協働による環境にやさしい暮らしの実現に努めます。

##### ② 環境美化運動の推進

- 住民と行政が協力し、「クリーンクリーンデー」、「クリーン作戦」などを実施し、美しいまちづくりに努めます。

##### ③ 環境負荷の軽減

- 住民が健康で安心かつ快適な生活を営むため、環境基本条例及び環境保全条例を制定し、環境への負荷の軽減に努めます。

##### ④ 地球温暖化の防止

- 地球温暖化や生態系の破壊、海洋汚染など地球規模の環境問題についても、地域からの取り組みが重要となっているため、住民の意識高揚に取り組みます。

##### ⑤ 住環境の保全

- 旅館業などを目的とした施設の建設には、住民の善良な風俗を保持し、健全な住環境の保全を図ります。

## ⑥ 水環境の保全

- 家庭などから排出される生活雑排水による汚濁負荷量の削減のため、啓発活動を行い住民一人ひとりが身近な海や川を守るという意識の高揚を図るとともに、水質検査などを定期的実施し、結果を広報紙などにより周知し、水環境への意識の高揚に努めます。

### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
クリーンクリーンデー及びクリーン作戦の参加者数	2,500人	2,600人	2,700人

### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
騒音・振動・悪臭等の環境	58.1	63	67



クリーンクリーンデー



町内クリーン作戦

## 2. 廃棄物の適正処理の推進

### 現状と課題

ごみ処理を取り巻く社会情勢は従来の適正処理から排出抑制、循環処理へと転換しており、環境保全の観点からも「循環型社会の構築」を目標とした廃棄物処理システムの確立が求められています。

本町におけるごみ処理システムとしては、可燃系ごみのうち古紙類やペットボトルなどを分別資源化するとともに、それ以外の可燃系ごみはRDFによる資源化を実施、不燃系ごみについては缶、びん類などの分別及び資源回収を実施しており、一定の成果をあげています。

ごみ処理体制については、今後も基本的にこのシステムを継続していく予定ですが、システムの一端を担う最終処分場の残余容量が不足しており、新最終処分場の建設の必要があります。

#### ■ ごみ処理状況

(単位：t)

区分 年度	燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ
平成13年度	8,285	4,435	1,270
平成14年度	7,993	3,481	1,139
平成15年度	6,994	3,405	1,359
平成16年度	7,089	3,248	1,291
平成17年度	7,138	2,833	1,190

#### ■ し尿等投入状況

(単位：kℓ)

区分 年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
平成13年度	4,941	3,457	8,398
平成14年度	4,573	4,476	9,049
平成15年度	4,014	5,003	9,017
平成16年度	4,397	4,981	9,378
平成17年度	4,133	5,198	9,331

### 施策の方向

#### ① 循環型まちづくりの推進

- 環境と共生した地域の形成を図るため、住民・行政・事業者の連携による地域環境保全に向けた取り組みを積極的に展開し、循環型のまちづくりに努めます。

#### ② 再資源化の推進

- ごみの減量化と再資源化を推進するため効率的な収集・処理に努めるとともに、分別品目を更に増加するよう検討を行います。また、資源ごみストックヤードの建設計画を推進するとともに、ごみ固形化燃料の活用についても検討していきます。

#### ③ 不法投棄の防止

- 廃棄物の不法投棄防止対策として、住民意識及び観光客のマナーの向上を図るため、啓発や監視を実施するとともに、関係機関への協力要請や連絡調整などの強化を図ります。

#### ④ 施設の運営管理

- ごみ固形燃料化施設の適正な運営管理に努めます。
- し尿処理施設の適正な運営管理に努めます。

#### ⑤ 廃棄物の処理

- ごみ収集は民間委託方式を採用し、順調に経過しており、今後もこの体制を維持し、住民のニーズに対応した収集体制に努めます。
- ごみの減量化や再資源化については、住民の理解・協力が重要であり、意識の高揚に努めるとともに、ごみの発生抑制やリサイクル分別収集の推進などのほか、家庭ごみの有料化についても検討します。
- 不燃物処理場については、かさ上げし延命化を図っていますが、本町にとって必要不可欠な施設となっていることから、新最終処分場の建設計画を推進します。
- し尿と浄化槽汚泥の処理については、年々浄化槽汚泥の量が増加しているため、浄化槽汚泥処理施設の整備を検討します。

#### ⑥ 災害時の廃棄物処理

- 災害時に発生する廃棄物の適正な処理体制を図るため、三重県災害廃棄物処理応援協定に基づいて、周辺地域との連携体制の構築に努めます。

### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
資源化率 (総排出ごみのうちRDF化、再資源化した割合)	48%	50%	55%

### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
ごみの収集・処理の状況	67.6	71	74



紀伊長島リサイクルセンター



海山リサイクルセンター

### 3. 水道の整備

#### 現状と課題

水道は、健康で快適な日常生活をはじめ各種の産業活動の発展や都市機能を維持するために欠かすことのできない社会基盤施設として、重要な役割を担っています。

本町の水道は、上水道と簡易水道の施設によって給水を行っており、ほぼ100%の水道普及率となっています。一方で、今後も人口の減少が続くことから、水需要の低迷に伴う収益減による経営の悪化、老朽化した施設の更新や近い将来の発生が危惧される大地震対策としての施設の耐震化などをはじめ、水道水質に対する需要者ニーズの高まりなどの問題に直面しています。

こうした中、施設の整備などを逐次行っていますが、水道はライフラインの一つでもあり、生命維持に直接関わるものとなっていることから、より施設の耐震化など防災対策の充実に努め、安全で安定した水の供給体系を構築する必要があります。また、簡易水道についても、より安定した給水の確立に努める必要があります。

#### ■ 水道業務量の状況（平成17年度）

区 分	計画給水人口 (人)	行政区域内人口 (人)	給水人口 (人)	水道普及率 (%)	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )
上 水 道	16,300	14,621	14,619	99.99	13,100	2,651,603	7,265	10,417
簡易水道	古里・道瀬	444	444	100	273	86,594	237	449
	三 浦	656	656	100	360	122,593	336	636
	赤 羽	592	586	98.99	388	113,875	312	443
	十 須	236	229	97.03	108	24,340	67	110
	北 部	4,252	4,245	99.84	2,060	809,958	2,219	3,462
計	24,110	20,801	20,779	99.89	16,289	3,808,963	10,436	15,517

(資料：水道課調べ)

#### 施策の方向

##### ① 水資源の確保・保全

- 将来の健全な水循環への対応を図るため、新たな水源の調査を進めるとともに、浄水場・配水池の整備を進めます。
- 良好な水源の保持・確保のため、法定水質検査を引き続き実施するとともに、「水道水源保護条例」に基づき、水質汚濁防止などに努めます。
- 災害時における飲用水の確保のため、非常用給水備品や設備の充実に努めます。

##### ② 水道施設の整備

- 大地震などの災害時においても、住民生活の要となっている水道水の供給を図れるよう、耐震設計による給水施設設備の整備を図ります。

- 水資源の有効利用を図るため、老朽管の布設替えや漏水調査など漏水防止対策を積極的に進めます。
- 上水道と簡易水道の統合を進めるなど配水管網の整備を図るとともに、各水源地の監視・管理システムの円滑化に努めます。

### ③ 水道事業運営の効率化

- 健全な水道事業の運営を図るため、経営の合理化や収納率の向上など事務事業の効率化に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
有収率	77.1%	80.0%	85.0%

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
上水道の整備状況（簡易水道含む）	70.0	74	76



魚飛溪

## 4. 下水道等の整備

### 現状と課題

家庭・事業所から排出される汚水は、河川・海などの自然環境に大きな負荷を与えています。

このままの状態が続けば、河川や海の汚染がさらに悪化し、生活環境や自然環境だけでなく、生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。

本町においては、合併処理浄化槽の設置を奨励するなど下水道事業に取り組んでいますが、地形的な制約や多額の経費を要することなどにより、公共下水道の整備が遅れている状況にあります。

今後は、生活排水などによる河川や海の汚濁を防止し水質の保全を図るため、合併処理浄化槽の普及促進と公共下水道整備について、総合的・計画的に進める必要があります。

区 分	紀伊長島区			海 山 区			合 計		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
13年度末	2,728	208	2,936	2,150	247	2,397	4,878	455	5,333
14年度末	2,726	264	2,990	2,150	308	2,458	4,876	572	5,448
15年度末	2,724	314	3,038	2,149	370	2,519	4,873	684	5,557
16年度末	2,724	369	3,093	2,146	453	2,599	4,870	822	5,692
17年度末	2,724	419	3,143	2,143	502	2,645	4,867	921	5,788

### 施策の方向

#### ① 公共下水道等の整備

- 公共水域の水質保全や快適で清潔な環境づくりのため、公共下水道などの計画的な整備を進めます。

#### ② 浄化槽の整備促進

- 河川や海洋など公共水域の水質保全や快適で清潔な生活環境づくりのため、浄化槽の整備を推進し、設置に対して引き続き支援を行います。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
生活排水処理率	12.5%	17.6%	21.9%

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
下水道の整備状況 (合併処理浄化槽を含む)	45.0	51	56

## 5. 衛生対策の充実

### 現状と課題

全国で台風、大雨による水害が数多く発生しており、本町も平成16年9月に発生した「台風21号に伴う豪雨」により、甚大な水害を受け消毒薬の散布など衛生対策を講じました。

今後も引き続き水害などに備え、地域の隅々まで行き届いた衛生対策をめざすとともに、新種ウイルス対策への備えと斎苑の適正な運営管理や墓地の適正管理・支援などに努める必要があります。

また、近年犬や猫などのペットは、心豊かな生活に欠かせないものとなってきていますが、鳴き声や臭いなどによる迷惑問題も発生しており、動物愛護及び迷惑防止などのより一層の推進を図るため、平成17年6月に「動物愛護管理法」が改正され動物取扱業や飼い主の責任などが強化されました。本町においては野良猫の問題が大きくなっていることから、適正飼育などについてさらに啓発活動を強化する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 墓地の適正管理

- 墓地の適正な運営管理に努めます。町営墓地以外の各地区の墓地の改修などについては、引き続き支援に努めます。

#### ② 斎苑の運営と管理

- 火葬場については、町営の「浄聖苑」と大紀町との一部事務組合による「荷坂やすらぎ苑」を運営しており、今後も保守点検などを実施し適正な運営と管理に努めます。

#### ③ 災害時の衛生対策

- 台風や大雨による浸水被害時の伝染病対策を講じるとともに、近い将来発生するといわれている大地震による津波の襲来により、浸水被害が発生した場合に備え、地域防災計画に基づき消毒薬の備蓄に努めます。

#### ④ 新種ウイルスへの対応

- 近年の新種ウイルスへの対策など公衆衛生の向上を図り、きめ細かい衛生対策に努めます。

#### ⑤ ペット等の適正飼育

- ペットなどの飼い方について、行政放送や広報紙などを通して啓発し、狂犬病予防注射接種の推進、適正飼育の周知に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
狂犬病予防注射接種率	72.5%	75.0%	77.5%

## 6. 住宅対策の推進

### 現状と課題

住宅は生活の拠点であり、良好な住宅や多様化するライフスタイルに対応した快適な住環境の整備が求められています。そのため、若者の定住促進や高齢者が安心して暮らすことができる良質な町営住宅の建設と、対応年数を超える老朽化した町営住宅の建て替えを図る必要があります。

また、近い将来起こりうると予想される東海地震、東南海・南海地震が危惧されていますが、本町の木造住宅の状況は、平成15年の住宅・土地統計調査によれば、昭和55年以前（昭和56年6月1日の建築基準法改正時の直近時点）の木造住宅が3,664戸と、10,497戸全体の約35%を占めています。このような現状の中、個人住宅の耐震診断及び耐震補強を促進し、大規模地震などの災害に強いまちづくりを進める必要があります。

#### ■ 町営住宅の状況

(平成18年3月1日)

##### 海山区

区分	形式	戸数	構造別
生熊	2K	6	木造
相賀	2K	4	木造
小山	2K	18	木造
小山	3DK	26	木造
上里	2K	3	木造
大湯	2K	14	簡易耐火
汐ノ津呂	3K	16	中層耐火
あけぼのA	3DK	16	中層耐火
あけぼのB	3DK	16	中層耐火
あけぼのC	3DK	24	中層耐火
矢口白越	3DK	16	中層耐火
前桂	3DK	8	低層耐火
前桂	3DK	12	中層耐火
引本	2DK	6	木造
長浜輪戸	3DK	12	中層耐火
小松原みどり	2LDK	4	木造
小松原みどり	3LDK	2	木造
小松原第2みどり	2LDK	8	低層耐火
計		211	

##### 紀伊長島区

区分	形式	戸数	構造別
田山坂	2K	6	木造
赤岩	2K	7	木造
萩原川	2K	9	木造
倉ノ下	2K	9	木造
山居	2K	5	木造
山居	3DK	4	木造
戸ノ須	2K	7	木造
中ノ島	2K	15	木造
天摩	2K	10	木造
船付	2K	10	簡易耐火
志子	3DK	12	中層耐火
志子第2	3LDK	12	中層耐火
計		106	

(建設課調べ)

## 施策の方向

### ① 耐震診断及び耐震補強の促進

- 大規模地震に備えるため、個人住宅の耐震診断及び耐震補強を促進します。

### ② 町営住宅の整備

- 多様化する生活様式や高齢化の進展に対応した居住環境を整備するため、バリアフリー化などのニーズにあった町営住宅の整備を行います。

### ③ 地元材の利用促進

- 民間住宅の地元材を利用した建設について、支援・PRに努めます。また、町営住宅の建設については、地元材の利用に努めます。

### ④ 町営住宅の維持・管理

- 適正な維持管理を行い、町営住宅の充実に努めます。

### ⑤ 民間住宅用地の環境整備の促進

- 民間住宅地については、土地利用計画との調和した総合的住宅環境整備を促進し、住みよいまちづくりを推進します。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
木造住宅耐震診断済み件数	143件	1,100件	1,900件



小松原団地



志子団地

## 第3節 生活基盤の整備

### 1. 土地利用計画

#### 現状と課題

本町は、総面積 257.01km<sup>2</sup>の豊かな自然環境が残る町ですが、大台山系の急峻な山々と熊野灘に挟まれ、面積の約9割を森林が占める、比較的平野部の少ない町です。

土地は、現在及び将来においても住民のための限られた資源として、「住み・働き・憩う」ための生活活動や産業活動の共通の基盤となっています。この限りある貴重な土地の有効利用を進め、住民共有の財産として後世に残さなければなりません。

このため、土地利用にあっては、自然環境を保ちつつ地権者の理解を得て、公共の福祉を優先することを基本に、豊かで住みよい生活環境の確保、地域の産業の振興などに配慮した町域全土の均衡ある発展を図るため、長期的展望に立ち総合的かつ計画的に行う必要があります。

今後、道路網の整備や住宅地の開発がますます進むことが推測され、無秩序な開発を防ぎ、森林・農地の保全を図りながら環境に配慮した有効利用を検討する必要があります。

また、土地の有効活用を図るため、地図混乱地域から順次地籍調査を実施するとともに、都市計画の見直しを進めるなど一体的な土地の利用を図る必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 地籍調査の実施

- まちづくりを円滑に進めるため、国土調査法に定められている地籍調査を継続的に実施します。

##### ② 都市計画区域の検討

- 秩序ある市街地の形成に向けて、都市計画区域の見直しについて検討します。

##### ③ 適正な土地利用の推進

- 快適で住みよい生活環境の確保、地域の産業の振興などに配慮するとともに、国土利用計画法など関係諸法令に留意しつつ、秩序ある整備や均衡ある発展を図るため総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

##### ④ 無秩序な開発防止

- 農地法や自然公園法などの各種法令の適正な運用により、無秩序な開発の防止に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
地籍調査の実施済面積	12ha	56ha	96ha

## 2. 都市計画の推進

### 現状と課題

昭和54年に都市計画区域が紀伊長島区において最終指定されていますが、市街化区域及び市街化調整区域の区分は未設定となっています。また、海山区においては、都市計画区域が未設定となっていることなどから、町全体として都市計画区域の見直しを検討していく必要があります。まちづくりを進めていく上で、木造住宅耐震診断、白地地域の建築形態制限への取り組みと地震時などにおいて大規模な火災の可能性がある密集市街地などの早急な改善が課題となっています。特に、地震・火災・津波などの災害に強くまた住みよいまちづくりのため、重点密集市街地など住宅密集地域の空間の確保に努める必要があります。

現況の豊かな緑地と、今後の都市基盤の整備との調和を図りながら、環境面からの緑地の整備保全、さらにレクリエーション需要に応じた機能の整備、防災機能の整備など自然環境をベースとして、公園、緑地などの系統的配置を図っていく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 都市計画基本方針の策定

- 秩序あるまちづくりを進めるため、適正な土地利用計画や都市施設の配置案などを検討します。

#### ② 地域地区設定の基礎調査の実施

- 良好な住環境の保全を図るため、用途地域などの地域地区の設定を推進します。

#### ③ 公園事業の推進

- 自然環境との調和を図りながら、防災機能を備えた安全な公園緑地の整備を推進します。

#### ④ 土地区画整理事業の推進

- 良好な宅地と健全な市街地づくりを推進するため、土地区画整理事業を推進します。

#### ⑤ 街路網計画の策定・街路事業の推進

- 安全で快適なまちづくりを推進するため、街路網計画の策定を検討します。

#### ⑥ 宅地開発指導要綱の作成

- 宅地開発において優良住宅地を確保するため、都市計画法などを補完する要綱を作成します。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
都市計画道路の整備率	4.8%	5.0%	85%

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
公園・緑地・広場の整備状況	44.7	51	56



種まき権兵衛の里



城ノ浜海水浴場

### 3. 港湾・海岸の整備

#### 現状と課題

本町には、地方港湾として重要な役割をもつ引本港や長島港があります。古くは遠洋漁業基地や貨物輸送基地として栄え、本町の産業の中心地として地場産業の発展はもとより地域振興に大きな役割を果たしています。

一方、近年の厳しい水産環境に対処して、漁船漁業の近代化が進む中、港湾整備事業により整備を進めてきましたが、今後は、災害時の基地機能を併せた港湾整備の必要があります。

また、本町に整備されている海岸保全施設には、整備後40年を超えるものもあり、老朽化が懸念されています。また、背後地に集落がある地域に堤防が整備されていない箇所もあります。

津波・高潮などの災害に備え施設未整備箇所を整備するとともに、堤防・樋門など既存施設の老朽度を把握し、必要性の高い箇所から改修を行い、災害から一人でも多くの生命を守る必要があります。

一方、海岸施設の中には、「和具の浜」など観光交流の場として活用されている施設もあることから、今後さらなる有効活用を図る必要があります。

#### ■ 港湾海上運送状況（品目別移出入貨物）

（単位：t）

区 分	長島港				引本港			
	平成12年		平成16年		平成12年		平成16年	
	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出
総 数	12,072	12,152	15,617	179,688	2,413	－	1,435	－
農 水 産 品	5,906	732	6,684	－	2,413	－	1,435	－
林 産 品	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 産 品	－	4,701	－	175,438	－	－	－	－
金属機械工業品	700	－	200	－	－	－	－	－
化学工業品	5,466	3,100	8,733	4,250	－	－	－	－
軽工業品	－	3,619	－	－	－	－	－	－

（資料：三重県港湾統計）

#### 施策の方向

##### ① 港湾改修の推進

- 貨物輸送や漁業の基地的機能向上を図るため、港湾整備と老朽施設の改良の促進に努めます。

## ② 海岸高潮対策の推進

- 護岸などの老朽化の著しい海岸施設について、補強などの整備を促進するとともに、周辺整備を進め海岸環境の保全に努めます。

## ③ 海岸環境整備の推進

- 耐震岸壁など避難港機能を有する港としての整備や対策の促進に努め、災害に強い港をめざすとともに、「海の駅」や海洋レジャー施設などの新たな港湾利用について検討を行います。

## ④ 海岸保全施設の整備

- 施設未整備箇所の整備に努めるとともに、堤防・樋門など既存施設の老朽度を調査し、老朽化の著しい施設の改修に努めます



黒 浜



引本港



長島港

## 4. 河川の整備

### 現状と課題

本町には、銚子川、赤羽川などの二級河川が20河川（三重県管理）、源八川、横手川などの準用河川が63河川（町管理）、そのほか多数の普通河川があります。

重要な河川は計画的に整備が進んでいるものの、まだまだ十分とはいえず、改修・整備を促進していく必要があります。特に内頭川の整備や、赤羽川、銚子川、船津川の河口閉塞対策を進める必要があります。これらの河川整備については、水害の防止だけでなく、自然の保全・生態系や景観に配慮した河川整備が求められています。

また、平成16年9月に発生した台風21号に伴う豪雨災害により船津川及び赤羽川が甚大な被害を受け、平成21年度を目標に激甚災害特別緊急事業及び災害復旧助成事業などによる災害復旧工事を実施しており、早期完成を積極的に推進していく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 河川改修の促進

- 県管理の赤羽川、銚子川、船津川、内頭川などの災害防止のための護岸改修や河床整備、河川拡幅などの整備促進を図るとともに、銚子川については、河川計画の策定を要望していきます。また、町管理の河川については、護岸改修などの整備に努めます。

#### ② 河川環境整備の促進

- 自然にやさしい工法を採用することにより生物の生育環境や清流づくりの保全に努めます。

#### ③ 災害復旧の促進

- 平成16年の台風21号に伴う豪雨災害による河川などの復旧について、早期完成に努めます。



災害復旧事業（赤羽川）

## 5. 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進

### 現状と課題

本町は、急峻な山々が住宅に迫る地形と、年間降水量が約4,000mmと日本有数の多雨地帯で、豪雨や台風時には山地崩壊や土石流などが発生しやすい箇所が点在しており、住民の尊い財産に被害を及ぼす可能性があります。

この危険区域に居住する人々の生命と財産を災害から守るため、引き続き急傾斜地対策、治山・砂防施設の整備が必要です。

また、土砂災害の恐れがある区域について、警戒避難体制などの整備を促進する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 砂防事業の推進

- 砂防対策については、土石流が発生する恐れのある危険な溪流へのえん堤築造と流路工の整備促進に努めます。

#### ② 急傾斜地整備の推進

- 防災上整備が必要な急傾斜地崩落危険箇所や地すべり危険箇所についての施設整備の促進に努めます。

#### ③ 警戒避難体制等の整備促進

- 県が指定した土砂災害警戒区域について、警戒避難体制などの整備を促進します。

#### ④ 治山・治水対策の促進

- 治山・治水対策については、山地の荒廃を防止し、自然にやさしい工法を取り入れて豊かな自然環境を守るための整備の促進に努めます。また、水源かん養機能の保全と森林の適切な管理に努めます。



ヒノキ林

## 第4節 交通・通信体系の整備

### 1. 道路網の整備

#### 現状と課題

道路は地域を相互に結び交流の基盤として町の骨格を形成するものであり、日常生活や経済活動を支える上で重要な役割を担っています。

町内の道路網は、国道42号、国道260号、国道422号を軸に県道10路線を基幹とし、町の中心部と海岸部や山間部、隣接市町とを結び、町道は集落内の生活に密着した道路を形成しています。

公共交通機関の少ない本町においては、町内の移動手段のほとんどが自家用自動車であり、このようなことから道路網の整備は、住民の日常生活や産業の振興に大きく影響します。

これまでも道路の整備が進められてきましたが、幅員が狭く急なカーブが連続し交通に支障をきたしている箇所があり、通勤・通学をはじめ住民の利便性を高めるとともに、災害の避難、救急、救援活動を支えるための道路網の整備が必要です。

また、紀伊長島区と海山区を結ぶ基幹道路や紀伊長島区湾岸線道路の建設促進をめざすとともに、近畿自動車道紀勢線の早期完成を積極的に促進する必要があります。

#### ■ 道路の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分	実 延 長 (m)	うち舗装延長 (m)
国 道	29,290	29,290
県 道	87,173	74,864
町 道	239,354	174,159

(資料：建設課調べ)

#### 施策の方向

##### ① 高規格幹線道路の促進

- 近畿自動車道紀勢線は、本町のみならず、紀伊半島全域の産業、文化などの振興の基幹となる道路で、社会的影響、経済的効果、緊急道路、防災道路として極めて重要な道路として位置づけられています。平成17年度には、「大宮大台インター」が開通し、「紀勢インター（仮称）」は平成20年度、「紀伊長島インター（仮称）」は平成24年度の開通をめどに中日本高速道路㈱が建設を進めています。また、「紀伊長島インター（仮称）」から「尾鷲北インター（仮称）」については、新直轄区間と位置づけられ、国土交通省による建設が進められています。どちらも早期完成に向けて積極的に推進します。

##### ② 国道・県道の整備促進及び町道の整備

- 国道42号及び国道260号の整備促進を図ります。また、国道422号の整備促進を図り早期開通をめざし、関係機関に働きかけ、町内幹線道路との連携に努めます。

## ③ 道路新設・改良等の実施

- 主要道路を中心に、新設及び拡幅改良・道路側溝などの道路整備を進めます。

## ④ 安全・安心な道路の整備

- 道路利用者の誰もが安全で安心して歩行・走行ができるよう、道路照明灯、道路反射鏡などの安全施設の整備や歩行・走行空間のバリアフリー化を推進します。

## ⑤ 機能的道路網の構築

- 農道や林道などについては、適正な維持管理に努めるとともに、町道との連携によるネットワーク化など機能的な道路網の構築に努めます。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
道路改良率	44%	48%	52%

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
道路の整備状況	44.2	50	55



新長島橋

## 2. 公共交通網の整備

### 現状と課題

町内の公共交通は、J R紀勢本線とバス路線があり、住民の日常生活や通院・通学などの利用のほか、本町を訪れる観光客の交通手段として重要な役割を果たしていますが、自家用車の利用の増加などから利用者の減少が進んでいます。このため、鉄道については、地域住民の大切な交通手段として、特急列車などの運転本数の増便と安定した運行の確保や時間短縮など利便性の確保とともに、一層の利用促進に取り組む必要があります。また、バスについては、自主運行バスによる運行委託や公的な支援を行っているものの存続が危ぶまれる状況にあり、今後もバス路線の存続について引き続き支援などを図るとともに、地域の実情に合った生活路線の確保のため、一層の利用促進を図る必要があります。

東京や名古屋を結ぶ高速バスについては、運行本数の増便などとともに、高速道路の開通に合わせ、地域住民の利便性を考慮したバス停の確保が望まれています。

また、要介護者や身体障害のある人など、移動制約者の移動手段と地域の生活交通の確保など、多様なニーズに的確に対応する安全・安心な交通の確保が求められており、移送サービスの一層の充実を図るとともに、バス路線空白地域などの交通手段確保について検討を進める必要があります。

### 施策の方向

#### ① 鉄道の利用促進

- 特急列車、普通列車の増便などJ R紀勢本線の充実のため、三重県鉄道網整備期成同盟会の活動を軸に関係機関に働きかけを行っていきます。
- 利用客の増加に向け広報紙などの活用により、鉄道の一層の利用促進を図ります。

#### ② バス交通等の充実

- バス路線存続のため、関係機関などと協議しながら引き続き支援に努めるとともに、地域の実情に合ったダイヤ編成などを要請していきます。
- 東京や名古屋を結ぶ高速バスについて、利便性を図るため増便を要請していきます。
- バス路線空白地域などの解消を図るため、交通手段の確保を検討していきます。

#### ③ 移送サービス等の充実

- 多様なニーズに的確に対応する安全・安心な交通手段の確保のため、N P Oなどによるボランティア有償輸送サービスなどの充実を促進します。
- スクールバスなどの運行確保に努めます。

### 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
交通機関の便利さ	28.7	36	43

### 3. 情報通信システムの充実

#### 現状と課題

近年の情報通信技術の進展は著しく、社会に大きな変革をもたらし経済的繁栄と豊かな生活の実現をもたらすものと期待されています。

当地域は大都市圏からも遠く、情報格差を生じさせないためにも、急速に進展する情報通信技術を、地域と行政において一体的に活用していくため、情報通信基盤の充実と情報通信技術の積極的活用を図る必要があります。現在、町内全域において、ケーブルテレビ網による高速・大容量通信網が整備されており、今後このケーブルテレビ網を利用した行政情報の提供や行政サービスの提供について検討していくとともに、携帯電話やインターネットを利用した行政サービスの提供について、調査研究を推進していく必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 情報通信システムの整備充実

- 情報通信システムの一層の整備充実を図るとともに、ケーブルテレビ網を利用した行政情報提供システムの充実に努めます。また、ケーブルテレビ、インターネットなどを活用した行政サービス提供システムの構築やFMコミュニティ放送などの情報通信について検討します。
- 庁舎内・行政施設間のネットワーク化の整備充実を図るとともに、電子化を推進し事務効率の向上を図るため、情報システムの一層の有効活用を進めます

##### ② 情報システムの利用促進

- 公的個人認証サービスなどの電子認証を利用した行政サービスなど、インターネット環境を利用した新たなサービスの調査研究を進めます。
- 各行政分野に分散したデータを一つの地図に統合する地理情報システム（GIS）などの構築と活用を進め、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

##### ③ 情報化を担う人材育成等の推進

- 情報教育を推進し高度情報化に対応する人材育成を図ります。
- IT（情報通信技術）関連団体などとの連携を強化し、インターネットなどの新たな利用を検討します。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
CATV 加入率	75.5%	80%	85%
CATV 利用のインターネット加入率	20%	25%	30%

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
インターネット環境など情報通信体系の整備状況	48.4	54	59

## 第5節 自然環境の保全

### 1. 自然の保全

#### 現状と課題

本町を取り巻く豊かな自然は、住民生活に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない財産であり、後世に守り伝えていく必要があります。ボランティア団体などと連携してササユリなど貴重な動植物の保護を推進する必要があります。

また、紀伊長島区では昭和44年11月に海域を含む7,252haが国指定鳥獣保護区の指定を受け、そのうち大島や鈴島など島部分の71haは特別保護区となっており、天然記念物のカンムリウミスズメなど貴重な鳥獣の保護が図られています。

一方、豊かな自然や景観を形成する農地、森林、河川や海洋などについては、ライフスタイルの変化による環境負荷の増大に加え、農林水産業を取り巻く経営環境の変化などから、耕作放棄や森林荒廃の増加と河川や海洋汚染の深刻化が進んでおり、これらのもつ公益的な機能を維持増進していく必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 自然環境の維持と保全

- 山・川・海など豊かな自然環境の維持に努めるとともに、乱開発などを防止し再生を図り、生活環境との調和を基本に自然環境の保全に努めます。
- 地域住民やボランティア団体などとの連携を取りつつ、環境負荷を極力小さくするよう配慮し自然保護に努めます。
- 水質、大気汚染、騒音や振動、ごみの不法投棄などが発生した場合の初期の指導を引き続き実施するとともに、悪質なものについては、より厳格に対応するため、県や関係機関と協力して解決を図っていきます。
- 耕作放棄地対策や森林荒廃対策、生活排水対策や藻場造成などの海洋対策を進め、豊かな自然や景観の維持に努めます。
- 国指定鳥獣保護区について、鳥獣保護区管理員の協力を得てパトロールや適切な管理を行うとともに、特別保護区を除く鳥獣保護区については、農林産物への有害鳥獣による被害に十分配慮した中で鳥獣保護に努めます。

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
自然環境の豊かさ	75.5	79	81

## 2. 自然の活用

### 現状と課題

自然環境は、健康で文化的な我々の生活を営むのに欠かせないものであり、精神的な豊かさや自然とのふれあいが重視される今日、住民の自然志向はますます高まってきています。

優れた自然環境を生かし、人と自然のふれあいの場を創出することにより、自然の大切さを体験し啓発につなげるとともに、地域住民やボランティア団体などとの連携を取りつつ、自然環境への負荷を極力小さくするよう配慮する中で、自然環境を活用していく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 自然とのふれあいの推進

- オートキャンプ場や海水浴場など、自然を生かして造られた施設の活用を進め、自然とのふれあいづくりを進めます。

#### ② 豊かな自然の活用の推進

- 自然とふれあうことができる拠点、散策路や河川内の親水空間などの整備を図り、豊かな自然の活用を進めます。

#### ③ 豊かな自然のPR推進

- 豊かな自然をより多くの人々に知らせるため、観光分野と連携をとりながら自然資源などについて広報活動を進めます。



キャンプ inn 海山



孫太郎オートキャンプ場

### 3. エネルギー対策の推進

#### 現状と課題

石油などの化石燃料は長い年月をかけ蓄積されてきたものですが、埋蔵量には限りがあることから、将来的には、この天然資源の枯渇が予想されています。また、資源の消費により排出される二酸化炭素が地球温暖化を引き起こし、人類の健康や生態系に深刻な影響を及ぼすことが指摘されており、二酸化炭素の排出削減が差し迫った課題となっています。

このため、生活の快適性や利便性を確保しながら、地球環境の保全を図っていくために、省資源・省エネルギー対策や太陽光発電など、地球環境にやさしいクリーンなエネルギーの利用促進に努めるとともに、世界的にバイオマスエタノールの利用が進んでいることから、資源としての可能性などを調査・研究する必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 省資源・省エネルギーの推進

- 省資源・省エネルギー対策への取り組みを行政自ら率先して行い、住民の意識を高め、省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及に努めます。

##### ② 新エネルギーの普及促進

- 家庭における省エネルギーを推進し、太陽光などの新エネルギーの認識を高めるとともに、普及促進のための支援を図ります。

##### ③ 新エネルギーの調査、研究

- 資源の有効利用と循環型社会づくりをめざすため、ごみ固形化燃料の活用やバイオマスなどを利用したエネルギーの調査・研究を推進します。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
太陽光発電設備の設置件数	14件	25件	35件



太陽光発電設備（十須地区集会所）

## 第2章 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 第1節 健康づくりの推進

#### 1. 成人保健対策の推進

##### 現状と課題

わが国の平均寿命は、生活環境の改善や医療の進歩により、世界有数の水準に達しています。しかしながら、人口の急速な高齢化とともに、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しており、これに伴って、要介護者などの増加も深刻な社会問題となっています。

本町では、健康教育・相談・健診・訪問指導を行い、住民の健康増進に努めていますが、生活習慣病健診の結果において、約9割の受診者が「要注意」という結果になっています。

このような状況の中で、すべての住民が安心して健康に暮らせる町にするためには、従来にも増して健康を増進し、病気を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進し、壮年期死亡の減少、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸を図っていくことが重要となります。

また、今後においては保健・医療・福祉が一体となった取り組みが求められています。

##### ■ 健診(検診)受診状況 (平成17年度) (単位：人)

区 分	受診者数
住 民 健 診	1,838
胃 が ん 検 診	646
乳 が ん 検 診	788
子 宮 が ん 検 診	458
大 腸 が ん 検 診	900
肺 が ん 検 診	1,992
喀 痰 検 査	43
計	6,665

(資料：福祉保健課)

##### ■ 生活習慣病健診受診結果状況

H17年度	受診数	異常なし		要指導		要医療	
	(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
	1,838	140	7.6	747	40.6	951	51.8

(資料：福祉保健課)

## 施策の方向

### ① 健康診査の実施

- 自分の健康状態を把握し、結果に応じて生活習慣を見直してもらうために、生活習慣病予防健診や各種がん検診を実施し、要注意者に対しては、訪問指導や健康相談などにより、重症化防止のための事後指導に努めます。
- 健康管理システムの活用により、3年ごとに健診対象者調査を実施し、受診率の向上と長期間未受診者の軽減を図るとともに、健診結果データの分析を行います。
- 健診データの分析結果に基づき、生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。

### ② 健康教育・健康相談の推進

- 疾病の予防や健康増進に関する正しい知識と具体的な実践方法について、健康相談や健康教育などの機会を通じて住民に学習の機会を提供します。
- 食習慣に関しては、食生活改善推進協議会と連携し、住民の食生活改善の指導や啓発を行います。
- 健康づくりのため、ウォーキングへの理解・啓発を図っていきます。

### ③ 高齢者健康対策の強化

- 高齢者の閉じこもりは、寝たきりや認知症の原因の一つとなることから、仲間と過ごす時間をもつためのレクリエーション教室を行います。
- 要介護状態になることを防止することを目的に、転倒予防教室や認知症予防教室を行います。

### ④ 健康づくり地区組織の育成

- 地域に根ざした健康づくり活動の推進のため、健康づくり推進員を設置し、支援していきます。
- 後任者の育成として「健康づくり推進員育成研修」を2年間行います。

### ⑤ 保健・医療・福祉の連携

- 生涯を通して子どもから高齢者まで、安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉の連携による包括的な取り組みを検討します。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
生活習慣病健診受診者数 (65歳未満)	1,838 人	1,400 人	1,400 人
介護予防検診受診者数 (65歳以上)	0 人	900 人	900 人
健康相談利用者数	1,397 人	1,430 人	1,460 人

## 2. 母子保健対策の推進

### 現状と課題

少子化及び核家族化により、親となる世代の人がこれまでに子どもと接した経験が少なく、子育てに不安を抱いている母親が増加しています。また、様々な育児情報が氾濫する中、何をどう選択したらよいのか判断しにくい状況におかれています。

そのため、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、母親が安心して子育てができ、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりが必要となっています。

### 施策の方向

#### ① 健康教育事業

- 離乳食教室、幼児食教室、はみがき教室などを実施し、乳幼児期の食事や生活、しつけなどについて正しい育児の知識を普及します。
- 子育て中の母親の仲間づくりの場となっている、おやこサークル「プチ・キッズ」「たんぽぽ」の支援を行います。
- 中学生を対象に、乳幼児と一緒に過ごす機会をつくり、少しでも乳幼児を理解してもらうことを目的に、乳幼児ふれあい体験学習を行います。

#### ② 健康診査事業

- 乳幼児健診、妊婦健診、1歳6ヵ月児健診、3歳6ヵ月児健診を実施し、疾病及び異常の早期発見とともに、栄養指導や保健指導などを行います。また、健診後のフォロー体制の強化に努めます。

#### ③ 健康相談事業

- 毎月1回、赤ちゃん相談を実施し、個別の栄養指導や保健指導を行い、育児支援をしていきます。また、相談の場を活用して、母親同士の情報交換やグループ作りの推進を図ります。

#### ④ 学校保健との連携の強化

- 学校保健との連携を図り、学童期、思春期の子どもについての情報の共有化に努めます。

#### ⑤ 訪問指導事業

- 訪問指導などにより、個別の育児支援に努めます。
- 他の母子保健事業への波及効果が大きいことから、赤ちゃんと保護者、また周りの大人が心安らぐかけがえのないひと時を「絵本」を介してもつことを応援する運動「ブックスタート事業」を行います。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
1歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児健診受診率	96%	97%	97%
赤ちゃん相談利用者数	235人	240人	245人
ブックスタート事業利用者数	62人	75人	85人

### 3. 感染症対策の推進

#### 現状と課題

予防接種は、感染症の発症・流行の予防のため、毒性を弱めた予防接種液（ワクチン）をつくり、それを体内に注入し、その病気に対する抵抗力をつくることを目的としており、本町では、個別接種として、BCG・三種混合・二種混合・日本脳炎・MR、集団接種としてポリオを実施しています。

「感染症を予防する」という観点から、今後さらに保護者に対し、予防接種の必要性について理解を深めていく必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 感染症の情報提供の推進

- 県の感染症サーベイランス情報をもとに、町広報紙に疾病の流行情報を提供するとともに、予防についての知識の普及啓発を行っていきます。

##### ② 結核予防対策

- 結核予防については、特に高齢者の発症が多いため、老人クラブに健診の受診を呼びかけます。

##### ③ 未接種者への接種勧奨

- 乳幼児予防接種の未接種者に対しては、接種勧奨通知を送付し、接種率の向上に努めます。

##### ④ 各種予防接種の実施

- 予防接種の重要性を保護者に啓発し、医療機関との連携を図りながら、適切な時期に予防接種を実施し、感染予防を図ります。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
未接種者受診勧奨通知件数	79件	80件	80件



虫歯予防教室

## 4. 地域医療対策の推進

### 現状と課題

住民が安心して生活できるために、身近な地域で適切な医療が受けられるよう住民のニーズに対応した医療体制が望まれています。

現在、町内には病院2カ所、医院（診療所）12カ所、歯科医院10カ所があり、医療機関の数は充実していますが、重症患者や小児患者など様々な状況に対応できる広域的な救急医療体制の整備が求められています。

### 施策の方向

#### ① 広報紙等による情報の提供

- 休日や夜間に受診できる医療機関の情報を知ることができる「救急医療情報システム」の活用促進の啓発に努めます。

#### ② 救急医療体制の充実

- 医師会などの協力を得て救急医療体制の一層の充実を図るとともに、広域的な救急医療体制の構築に努めます。

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
保健・医療サービスや施設整備の状況	40.4	47	52



## 5. 国民健康保険事業の健全運営

### 現状と課題

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤として地域住民の健康増進に大きく寄与しています。

本町の医療費の状況は、食生活の変化に伴う生活習慣病による慢性疾患患者の増加や医療技術の進歩などによって特に高齢者の医療費が増大しており、国保財政に深刻な影響を与えています。

こうした状況から、国保財政の健全化を図るためには、生活習慣病の予防などの保健事業を積極的に取り入れ、医療費の適正化に努めるとともに、保険料収入の確保などの運営努力が求められています。

#### ■ 国民健康保険加入世帯数及び被保険者数の推移（各年度平均） （単位：人、世帯）

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
世 帯 数		4,871	4,999	5,122	5,168	5,193
被保険者数	一 般	4,907	4,963	5,024	4,987	4,955
	退 職	1,280	1,305	1,461	1,606	1,716
	老 人	3,207	3,309	3,242	3,119	2,967
	合 計	9,394	9,577	9,727	9,712	9,638

（資料：住民課調べ）

#### ■ 国民健康保険医療費の推移 （単位：円）

区 分	費用額	内 訳			
		一般	退職	老人	
平成13年度	総額	4,245,396,555	1,265,405,518	472,518,817	2,507,472,220
	一人当たり	451,926	257,878	369,155	781,875
平成14年度	総額	3,958,007,038	1,138,506,094	363,787,370	2,455,713,574
	一人当たり	413,283	229,399	278,764	742,132
平成15年度	総額	4,221,173,558	1,282,085,994	507,493,410	2,431,594,154
	一人当たり	433,965	255,192	347,360	750,029
平成16年度	総額	4,301,800,892	1,296,450,559	597,714,263	2,407,636,070
	一人当たり	442,937	259,966	372,176	771,926
平成17年度	総額	4,496,237,644	1,386,431,644	631,246,400	2,478,559,600
	一人当たり	466,511	279,805	367,859	835,376

（資料：住民課調べ）

## ■ 国民健康保険料(税)収納率

(単位:円)

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
紀伊長島区	調定額	一般	311,504,482	328,890,462	300,605,746	280,171,948	270,212,086
		退職	46,315,918	50,754,938	53,564,654	58,738,752	60,817,114
		計	357,820,400	379,645,400	354,170,400	338,910,700	331,029,200
	収納額	一般	296,734,435	308,948,028	283,359,533	264,562,812	255,491,313
		退職	45,640,432	49,592,502	52,543,620	57,433,951	58,949,877
		計	342,374,867	358,540,530	335,903,153	321,996,763	314,441,190
収納率		95.68%	94.44%	94.84%	95.01%	94.99%	
海山区	調定額	一般	267,204,983	264,434,765	280,718,120	260,249,321	256,164,229
		退職	56,158,872	56,817,994	65,086,541	69,018,345	73,409,826
		計	323,363,855	321,252,759	345,804,661	329,267,666	329,574,055
	収納額	一般	256,844,034	255,705,662	271,452,934	252,481,481	245,081,353
		退職	55,613,069	56,309,346	64,037,737	67,594,245	71,463,380
		計	312,457,103	312,015,008	335,490,671	320,075,726	316,544,733
収納率		96.63%	97.12%	97.02%	97.21%	96.05%	
紀北町	調定額	681,184,255	700,898,159	699,975,061	668,178,366	660,603,255	
	収納額	654,831,970	670,555,538	671,393,824	642,072,489	630,985,923	
	収納率	96.13%	95.67%	95.92%	96.09%	95.52%	

(資料:住民課調べ)

## 施策の方向

### ① 収納対策の充実

- 保険料の収入を確保するため、国保相談員と連携した口座振替の推進や戸別訪問及び納付相談、並びに職員の研修にも努め収納率の向上を図ります。

### ② 医療費適正化の推進

- 医療費の分析や診療内容の点検、受診者への医療費通知を行い、重複受診や多受診世帯への訪問指導を実施するなど医療費の適正化を図ります。

### ③ 健康づくりの推進

- 生活習慣病対策として国保ヘルスアップ事業の導入や健康教育、健康相談、健康診査などの取り組みにより、疾病の発生防止や早期発見、早期治療による重症化の防止などに努めるとともに、被保険者の健康の保持増進や医療費の減少を図ります。

### ④ 広報活動の推進

- 国民健康保険制度に対する十分な理解を得るため、相互扶助の制度となっていることや保険料収入が運営の根幹となっていることなどについて積極的な広報活動を行います。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
国民健康保険料収納率	95.5%	97.3%	98.0%

## 第2節 社会福祉の充実

### 1. 地域福祉の推進

#### 現状と課題

少子・高齢化の進行、人口の減少による核家族化の進行など福祉を取り巻く環境が厳しくなる中、個人が人として尊厳をもって、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害の有無にかかわらず慣れ親しんだ環境の中でいきいきとして生活できる福祉社会を実現することが求められています。

本町では、「地域の人は地域で互いに支えていこう」という理念のもと、社会福祉協議会の福祉委員、地域のボランティア、民生・児童委員などによる地域ぐるみの福祉活動が続けられています。 今後は、地域福祉の活動をより一層強化・充実させるために、地域と保健、福祉などの行政機関、医療機関及び企業などとのさらなる連携と活動体制の整備が必要です。

また、住民の困りごとや悩みごとを解決し明るい幸せな家族づくりや快適で住みよいまちづくりのために無料法律相談や町民相談などを開設しており、今後も一層相談事業の充実に努めます。

#### ■ 各種相談員・奉仕員等一覧表

(平成18年4月1日現在)

区 分	民生・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員	母子福祉協力員
人員数	69人	1人	1人	14人

(資料：福祉保健課調べ)

#### 施策の方向

##### ① 地域支援ネットワークの推進

- 地域福祉の推進に大きな役割を担う民生・児童委員をはじめとして、保健・福祉・医療などの各分野の専門家やボランティア団体などが協働して地域福祉活動に取り組むネットワークづくりに努めます。

##### ② 福祉サービスにおける人材の確保

- 民生・児童委員など、地域福祉の担い手を対象に研修会を開催します。
- 地域住民の福祉に対する意識改革やボランティア活動への参加の呼びかけ、また、各種研修会の開催などにより、住民全体の資質の向上に努めます。

##### ③ 地域福祉計画の策定

- 地域住民の意見を十分に反映させながら、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる地域福祉計画を策定します。

## ④ 人にやさしいまちづくり推進事業

- 地域の身近なところで各種相談を受けることができ、相談結果に適応したサービスが受けられるよう支援します。

## ⑤ 社会福祉協議会の活動支援

- 地域福祉の核となる社会福祉協議会の活動を支援し、地域ぐるみの福祉活動の推進に努めます。

## ⑥ 無料法律相談等の継続

- 無料法律相談や町民相談の実施に努めます。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
ボランティア団体登録数	29団体	30団体	32団体
ボランティア団体登録者数	305人	320人	350人

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
福祉サービスや施設整備の状況	47.7	53	58



福祉車両

## 2. 高齢者福祉の推進

### 現状と課題

わが国は、少子化の進行と平均寿命の伸びに伴い、世界に例を見ない速さで急速に高齢化が進んでいます。

本町においても、平成17年の国勢調査結果における高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は32.8%で、全国平均の21.0%や三重県平均の21.5%を大きく上回っています。

このような高齢化の急速な進展に伴い、さらなる高齢者対策に関する方向を定め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって生活できるまちづくりをめざすため、現在、本町においては、平成18年3月に策定した「紀北町高齢者保健福祉計画」に基づき高齢者対策を推進しているところです。

今後は、在宅福祉を中心に地域で支え合うケア体制の確立、寝たきり・認知症高齢者対策の推進、高齢者にやさしいユニバーサルデザイン（バリアフリー）のまちづくりの推進、利用者本位の保健福祉サービスの提供、高齢者社会参加機会の拡充のほか、介護保険事業者に対するサービス向上のための指導を行うなど、健康な高齢者から要介護高齢者に至るまでの様々なニーズに対応していくことが求められています。

また、高齢化率の上昇に伴う介護給付費の増加という状況を踏まえ、介護が必要な高齢者には従来のサービスを提供していく一方で、軽度認定者・特定高齢者及び一般高齢者を対象とする予防型サービスの充実を図ることも重要な課題となっています。

これらのことから、紀北広域連合や地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、三重県、近隣市町との相互支援に努める必要があります。

また、高齢者一人ひとりが在宅で安定した生活を継続していくためには、地域の中での生活を維持し、自分らしい生活を送ることができるような自立支援体制を構築していくことが大切です。そのため、家庭、地域社会、職場、学校などで、世代を超えた福祉活動により高齢者との関わりを深めたり、理解を深めたりする取り組みを進め、住民が高齢者問題を自らの問題としてとらえる地域福祉意識の高揚を図ることが重要です。高齢者福祉に密接な関係をもつ社会福祉協議会をはじめとする関係機関や団体による老人クラブの育成強化、活動内容の充実、指導者の育成、健康教育、健康診査、健康相談などの保健サービスの実施についても積極的に推進する必要があります。

### ■ 高齢者人口等の状況

（平成18年3月31日現在）

区分	65歳以上人口	人口比	ひとり暮らし老人 (75歳以上)	ねたきり老人	老人クラブ数
平成17年度	6,494人	31.56%	950人	62人	37クラブ

（資料：保健福祉課調べ）

### 施策の方向

#### ① 地域におけるケア体制の確立

- 保健・医療・福祉の総合的な推進を図るため、地域ケア会議の活動強化を図ります。
- 「地域防災計画」に基づく高齢者世帯に対する災害時の支援対策に努めます。

- 地域で高齢者が安全に安心して暮らせるよう、緊急通報システム事業、住宅改造支援事業などを実施します。

## ② 高齢者の健康づくりや生きがいくりにへの支援

- 高齢者の社会参加を促すとともに、世代間交流のできる活動拠点の整備を検討します。
- 高齢者の就労意欲と生きがいくりに推進事業として、シルバー人材センターの活性化を図ります。
- 高齢者が自由に表現でき、いきいきと暮らせるよう、文化、学習、スポーツ、レクリエーションなど生涯学習の充実に努めます。

## ③ 老人ホーム等の施設サービスの向上

- 養護老人ホーム、介護老人福祉施設などの運営のあり方に関する検討を行い、施設サービスの向上を図ります。

## ④ 介護予防の推進

- 特定高齢者を対象に、要介護状態になることの予防または要介護状態などの軽減や悪化の防止のため、介護予防に関する事業を実施します。
- 一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防に関する活動の育成・支援を実施します。

## ⑤ 包括的支援の推進

- 紀北町地域包括支援センターにおいて、介護予防マネジメント事業を実施します。
- 継続的・専門的な相談支援が必要な高齢者への対応として、総合相談支援事業を実施します。
- 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員などの多職種協働や地域の関係機関との連携により、ケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的マネジメント支援事業を実施します。

## ⑥ 家族介護支援の実施

- 要介護高齢者を介護する家族などを対象に、家族介護教室などを開催する家族支援事業などを実施します。

### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
緊急通報装置の設置件数	205件	230件	250件
ふれあいサロン利用者数	606人	650人	700人
シルバー人材センター登録者数	178人	200人	200人

### 3. 児童福祉の推進

#### 現状と課題

わが国では、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、晩婚化や未婚率の上昇などにより出生率が低下し、少子化が進んでいます。

一方、両親が子育てと仕事を容易に両立でき、地域において安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりへの要求が高まっています。

こうした状況を踏まえ、子育てしやすい環境の整備を図り、次代を担う児童の健全育成と自立を積極的に支援していく必要があります。

本町には町立の保育所2カ所と私立保育所が7カ所あり、次代を担う児童の健全育成に努めていますが、障害児保育や乳幼児保育のほか、学童保育など新たな保育に対するニーズが多様化してきており、保育内容の一層の充実が求められています。また、施設の運営費などの助成に努めるとともに、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、少子化対策の一環としても子育て支援センターの運営助成を引き続き実施していく必要があります。

#### ■ 保育所の状況 (平成18年4月1日現在)

(単位：人)

区 分		定 員	措置人数
ひかり保育園	私 立	60	69
ふらここ保育園	私 立	30	30
ひがし保育園	私 立	60	56
三浦保育園	私 立	20	11
こひつじ保育園	私 立	30	22
相賀幼児園	私 立	120	121
上里保育園	私 立	60	69
志子保育所	町 立	30	8
赤羽保育所	町 立	40	5

(資料：福祉保健課調べ)

#### 施策の方向

##### ① 保育サービスの充実

- 町立保育所の適正な運営や施設整備に努めるとともに、私立保育所に対する施設の運営費助成措置の継続に努めます。
- 障害児保育、乳児保育などの特別保育の充実に努めます。

##### ② 子育て家庭への支援

- 少子化対策として、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての不安や悩みの解消を図るため、地域子育て支援センターなどの事業の継続と充実に努めます。
- 保護者負担保育料の軽減措置の継続に努めます。

## ③ 児童公園の整備

- 児童公園など子どもたちが安全で安心して遊べる場所の確保や遊具などの安全点検に努めます。

## ④ 児童相談体制の充実

- 児童虐待や不登校、非行の低年齢化に対応するため、相談や一時保護措置などについて紀州児童相談所や民生・児童委員などと連携し、適切な対応を図ります。また、重症心身障害児に関する療養介護などについて、助言、指導を行える体制づくりに努めます。

## ⑤ 次世代育成支援対策地域行動計画の推進

- 平成17年3月に旧両町で策定した、次世代育成支援対策地域行動計画の推進に努めます。

## ⑥ 乳幼児医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成する乳幼児医療費助成制度の継続に努めます。

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
保育・子育て環境	48.8	54	59



## 4. 一人親家庭等の福祉の推進

### 現状と課題

近年の社会環境の変化に伴い、一人親家庭は年々増加傾向にあります。これらの一人親家庭は、生計の維持と子どもの養育という二重の責任のもと、社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちであり、その家庭の児童の健全な育成を図るための様々な配慮が求められています。

そのため、社会的、経済的な意味において、自立が図られるよう支援する方策として、母子、寡婦福祉資金の貸付け、相談指導、一人親家庭等医療費の助成、児童扶養手当の支給などの施策を実施しています。

今後は、一人親家庭の安定とその福祉充実に向けて関係機関との連携を重視し、適切な施策を促進する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 生活指導、相談等の充実

- 民生・児童委員、母子福祉協力員など専門機関の協力を得て、一人親家庭の的確な把握に努め、住宅の問題、児童の教育、就職などの諸問題に対し適切な相談、指導を実施し、経済的自立の向上に努めます。また、関係機関との連絡を密にし、福祉資金の活用を促すなど自立に必要な事後指導の強化も併せて行います。

#### ② 一人親家庭等医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成する一人親家庭等医療費助成制度の継続に努めます。



道瀬海岸

## 5. 障害者（児）福祉の推進

### 現状と課題

平成18年4月1日現在、本町の身体障害者手帳の保持者は、1,105人、療育手帳保持者は133人、精神障害者手帳の保持者は60人となっています。これまで障害のある人は、障害の種別に応じ3障害（身体・知的・精神）に分けられ、障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、平成18年4月1日に「障害者自立支援法」が施行され、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、福祉サービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。

また、サービス利用者もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくこととなりました。

平成18年10月1日からは、尾鷲市と共同で相談支援などを行う地域生活支援事業として、「紀北地域障害者総合支援センター」を設立し、障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業を実施しています。

今後も、これらの制度改正に適確に対応し、平成19年3月に尾鷲市とともに紀北地域で策定した「紀北地域障害者福祉計画」をもとに、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加の促進を図って行く必要があります。

### 施策の方向

#### ① 障害者自立支援法の円滑な運用

- 障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付・自立支援医療）の円滑な運用を図ります。
- 「紀北地域障害者福祉計画」に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を実施します。

#### ② 紀北地域障害者総合支援センターの運営

- 「紀北地域障害者総合支援センター」を設立し、障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業などを実施します。

#### ③ 障害者（児）の地域生活支援

- 障害者（児）の社会参加を促進するため、生活交流会などによる障害者（児）の生活範囲を拡大するとともに、身近な地域の中でともに生きることができる社会づくりに努めます。
- 障害者（児）の在宅生活を支援するための事業を推進します。

#### ④ 施設サービスの充実

- 「紀北地域障害者福祉計画」に基づき施設ケアサービスを推進するため、施設整備を含めたサービスの充実に努めます。

⑤ 障害者（児）医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成する障害者（児）医療費助成制度の継続に努めます。

■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
グループホームの設置数	1ヵ所	2ヵ所	2ヵ所
手話通訳者登録者数	0人	2人	2人
社会福祉士の配置人数	0人	1人	2人
精神保健福祉士の配置人数	1人	2人	2人



熊野古道「荷坂峠道」

## 6. 低所得者福祉の推進

### 現状と課題

急激な社会情勢の変化により格差社会が急速に進む中、低所得者は日常様々な不安を感じながら生活しています。

これらを支えるための的確な生活相談や指導を進めるとともに、民生・児童委員や各機関と連携を密にして対策を進める必要があります。

本町では、社会保障制度による保護と併せ、社会福祉協議会において低所得者、知的障害者世帯、高齢者世帯などを対象とした各種貸付事業を行うなど生活自立を促していますが、さらにハローワークなどとの連携を強化し、就業機会の拡充や就労指導を進める必要があります。

### 施策の方向

#### ① 生活相談等の充実

- 生活保護世帯などの自立更生及び生活安定のために、民生委員や関係機関と連携して生活相談や就労指導などを行い、住宅などの生活基盤の安定支援に努めます。
- 生活水準を維持するための援護対策に終始することなく、地域住民や公的機関による精神的な援護活動を展開するとともに、それぞれの世帯が自立更生できるよう支援体制の確立に努めます。



熊野古道「始神峠道」

## 7. 国民年金

### 現状と課題

国民年金制度は、将来の安定的な生活を保障する制度の一つとして創設され、現在では高齢者のほとんどの世帯で年金を受給し、収入の多くを占めています。しかしながら個人年金の普及や若年層に多く見られる無関心などによる長期未納者が増加しており、これら未納者に対する年金受給権の確保が重要になっています。

このため、特に若年層に対しては国民年金制度の周知に努め、信頼されるものにしていくことが求められています。

### ■ 国民年金の状況

区 分		平成 12 年度末		平成 17 年度末		
町 名		紀伊長島町	海山町	両町計	紀北町	
被保険者（3号含む）		2,822件	2,555件	5,377件	4,966件	
保険料免除者数		511件	392件	903件	1,203件	
保険料納付率		90.2%	90.8%	90.5%	79.2%	
受給権者数	老 齢 基 礎 年 金	(人)	1,547	1,457	3,004	4,314
		(千円)	1,064,629	1,061,429	2,126,058	3,070,310
	通 算 老 齢 年 金	(人)	1,225	1,203	2,428	1,672
		(千円)	445,184	495,039	940,223	639,164
	老 齢 福 祉 年 金	(人)	26	10	36	9
		(千円)	10,712	4,120	14,832	3,663
	障 害 基 礎 年 金	(人)	181	165	346	414
		(千円)	167,069	149,533	316,602	365,361
	遺 族 基 礎 年 金	(人)	18	7	25	37
		(千円)	10,895	5,409	16,304	27,363
	寡 婦 年 金	(人)	11	12	23	20
		(千円)	5,101	6,372	11,473	9,458
計		1,703,590	1,721,902	3,431,354	4,115,319	

(資料：住民課調べ)

### 施策の方向

#### ① 国民年金制度の広報及び啓発活動の推進

- 保険料の納付については、保険料前納制度や口座振替の促進を積極的に推進するとともに、社会保険事務所が行う集合徴収に協力し、未納者の減少に努めます。
- 国民年金制度の必要性を周知し、啓発活動に努めるとともに、社会保険事務所との連携による加入促進や年金相談に努めます。
- 低所得者や失業者などの年金保険料が納付困難な対象者には、申請免除制度の啓発に努めます。

## 8. 介護保険

### 現状と課題

本町では、尾鷲市と共同で設置した紀北広域連合が保険者となり、介護保険事業計画の作成、保険料の平準化、介護認定審査会の設置、条例・規約の制定などの事務を行い、申請、相談業務などについては各市町が行っています。

国では近年の高齢化率の上昇、それに伴う介護給付費の増加という状況を踏まえ、平成17年6月に介護保険法を改正し、介護が必要な高齢者には従来のサービスを提供していく一方で、軽度認定者・特定高齢者及び一般高齢者を対象とする予防サービスを創設するなど、「予防重視」型サービスへの転換を図ろうとしています。

本町においても、従来の介護保険サービスの充実を図る一方で、「予防重視」型サービスを促進する地域支援事業の創設に伴い、介護予防事業、包括的支援事業、家族支援事業などを実施していく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 介護サービスの充実

- 要介護高齢者などが住み慣れた家庭や地域で、少しでも長く自立した生活が送れるように、介護サービスや相談体制の充実と、介護保険料の収入の確保に努めます。
- 「紀北広域連合介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を促進します。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
地域密着型サービスの施設整備箇所数	0カ所	3カ所	3カ所



介護保険センター（紀北広域連合）

## 第3節 人権の尊重

### 1. 人権施策の推進

#### 現状と課題

基本的人権が尊重される、自由で平等な社会の実現がすべての人々の願いです。人権の侵害は、いかなる理由があっても許されません。

しかし、社会構造が複雑化し、現実には子ども、女性、障害のある人、高齢者、外国人などに対する人権が侵害される事象が数多く存在しています。

こうしたことから、本町では、差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するための施策を推進しています。

今後とも、あらゆる人権侵害をなくすため、住民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、住民と一体となって人権尊重社会の実現に取り組む必要があります。

また、複雑多様な人権相談に対応するため、県など関係機関との連携のもと、被害者の救済のための支援体制の充実を図る必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 人権相談の充実

- 関係機関と連携し啓発活動を推進するとともに、被害者などに対する相談や支援体制の構築に努めます。

##### ② 人権啓発活動事業の推進

- 「人権尊重の町宣言」の趣旨を踏まえ、住民一人ひとりの人権が尊重される住みよく明るい社会をつくるため、人権条例の制定について検討を行います。
- 人権尊重の視点に立った教育を積極的に推進します。
- 児童虐待やいじめなど、子どもの人権に関わる問題は、専門機関と地域が連携した地域支援の体制を構築します。



人権コンサート

## 2. 男女共同参画の推進

### 現状と課題

平成11年の男女共同参画社会基本法の施行から様々な法律や施策が取り組まれ、徐々に男女共同参画社会実現に向けての気運は高まりつつあります。

しかし、少子高齢化など社会の急激な変化の中にあって「男は仕事、女は家庭」という固定観念はなかなか捨てられず、あらゆる場面でそれが障壁となっています。

男女がともに家庭・職場・地域など多くの分野で個性と能力を発揮し、活躍できる社会の形成を図るとともに、性別にかかわらずともに支え合うための啓発活動や環境づくりに努めることが大切です。

### 施策の方向

#### ① 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進のための課題の掘り起こしなど実態把握に努めます。
- 男女共同参画推進プランの検討を行います。
- 各審議会などへの女性委員の登用を促進します。
- 社会のあらゆる分野で、女性と男性が性別だけでなく個性・能力で活躍できる社会の実現に向け積極的に改善措置を行います。

#### ② 相談や支援体制の充実

- 育児、介護、家庭、仕事などへの様々な悩みに的確に対応し、相談できる体制の充実に努めます。
- 女性が地域社会活動に参加し、活躍できるよう女性グループなどへの支援と人材の育成に努めます。
- 家庭内暴力や性的いやがらせなど、肉体的・心理的なあらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携し相談や支援体制の充実に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
各審議会等への女性委員の登用促進	20%	25%	30%

## 第3章 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり

### 第1節 産業の振興

#### 1. 農業の振興

##### 現状と課題

本町の農業は、水田、果樹、畜産を主体に経営されていますが、経営基盤は、極めて弱く、ほとんどの農家は、他の産業で働きながら生計をたてる兼業農家です。こうした中で、農業構造改善事業、山村振興事業、海岸環境整備事業など基盤整備事業や農村整備事業を実施する一方、農産物の生産向上、畜産の経営改善、柑橘類の優良新品種への転換など農業の振興を図ってきました。

しかし、近年では少子高齢化や食生活の変化、一次産品の輸入増大などにより、米の消費量の低下や農作物の価格の低下など農業を取り巻く状況は非常に厳しいものになっています。これらにより農業所得が低下し、後継者や新規就農者不足から経営規模が縮小されており、農地が有効に利用されなくなるなど集落機能が低下し、農業用施設の維持管理や休耕地の管理に支障をきたしています。

生産基盤の整備や効率的かつ安定的な農業経営を営む者などへの農地の集積を進めるとともに、地産地消の推進、特産物の開発を図り、消費者のニーズに合わせた安全で安心な農産物の安定供給が必要です。また、耕作放棄地の農地利用促進を図り農地を効率的に管理活用し、農地の多面的機能の確保を図るなど中山間地域総合整備事業を取り入れ、地域の自然や環境、伝統、文化を守り農業の持続的な発展とその基盤となる農村の振興を図る必要があります。

##### ■ 農家数

(単位：戸)

年度	区分	総戸数	うち		
			専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和60年		1,034	147	48	839
平成2年		737	54	44	284
平成7年		613	61	41	224
平成12年		467	60	12	170
平成17年		408	56	10	112

(資料：農林漁業統計年報)

## ■ 経営規模別農家数

(単位：戸)

年度	区分 農家数	例外 規定	0.3ha 未満	0.3～ 0.5～	0.5～ 1.0～	1.0～ 1.5～	1.5～ 2.0～	2.0～ 3.0～	3.0 以上
昭和60年	1,034	11	526	251	200	34	5	4	3
平成 2年	382	25	—	171	151	26	1	6	2
平成 7年	326	15	—	141	129	25	4	7	5
平成12年	242	8	—	89	108	21	4	6	6
平成17年	182	—	8	58	88	14	3	5	6

(資料：農林漁業統計年報)

## ■ 農産物販売金額規模別農家数

(単位：戸)

区分年度	総農家数	販売 無し	100万 円以下	100～ 200～	200～ 300～	300～ 500～	500～ 1,000	1,000～ 2,000～	2,000～ 3,000～	3,000万円 以上
昭和60年	1,034	451	502	28	11	13	9	20 (1,000万円以上)		
平成 2年	382	87	230	24	8	8	10	9	3	3
平成 7年	326	78	197	16	10	7	10	4	2	2
平成12年	242	92	116	13	4	5	5	5	1	1
平成17年	182	87	69	12	2	1	7	3	—	1

(資料：農林漁業統計年報)

## ■ 耕地の種類別面積

(単位：ha)

年度	区分 耕地面積合計	田	畑	樹園地
昭和60年	491	267	46	178
平成 2年	442	250	55	137
平成 7年	406	239	44	123
平成12年	382	230	41	111
平成17年	367	227	45	95

(資料：農林漁業統計年報)

## ■ 農家人口 (世帯員数)

(単位：人)

年度	区分 男性	女性	計
昭和60年	1,853	1,992	3,845
平成 2年	1,255	1,361	2,586
平成 7年	999	1,062	2,061
平成12年	726	749	1,475
平成17年	272	271	543

(資料：農林業センサス&amp;農林漁業統計年報)



## 施策の方向

### ① 農用地の利用促進

- 農業振興地域整備計画や紀北地域農村振興基本計画などに基づき、中山間地域総合整備事業などを活用し、農地の効果的な利用集積や農用地の保全と基盤の整備に努めるとともに、耕作放棄地の農地利用を促進します。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、農地を効率的に管理活用できる農地基本台帳を整備し、地域農場的土地利用と農業経営体への農用地集積に努めます。

### ② 農産物の生産拡大

- 風土にあった品種の作付けと主要産物の生産拡大を行うための環境を整備し、農業協同組合及び関係団体と連携して有機野菜などの付加価値・品質の向上に努めるとともに、特産品の開発を促進します。
- 生産者と消費者の交流を実施し、地域で生産された農作物を安全で安心、地産地消及び食育の推進を図ります。

### ③ 有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣による農作物被害の防止策として、防護柵などの設置に対して助成を行います。

### ④ 近代化資金等資金制度の活用推進

- 制度資金を活用して、施設の更新や近代化を進めるとともに、堆肥などの資源としての有効利用を推進します。

### ⑤ 農業後継者の育成

- 優良な農業経営体と経営感覚に優れた意欲ある担い手が、農業生産の主力となれるよう支援をし、農業後継者の育成に努めます。

### ⑥ 農村集落の活性化と環境整備

- 高齢者などが意欲と能力を発揮して生涯現役で、営農や地域活動の活性化などの分野で活躍できる農村づくりの支援と生活環境を整備します。
- 都市と農村の交流を進め地域の活性化を図るため、心の安らぎや農村のよさを伝える交流施設（下河内里山計画）などの整備と、自然の中で命を育む農業を保全します。
- 中山間地域総合整備事業などにより、農村の生活環境整備を進めます。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
認定農業者数	18	18	18

## 2. 林業の振興

### 現状と課題

本町の林業は、総面積（257.01km<sup>2</sup>）の90%近くを森林が占め年間を通じて温暖で降水量が多いという育林に恵まれた気候条件のもと、古くから林業が盛んな地域であり、そのほとんどをヒノキの人工林が占めています。そこから産出されるヒノキ材は、高度な育林技術と製材・乾燥技術などにより消費地では、「尾鷲ヒノキ」ブランドとして高い評価を受けています。

林業を取り巻く状況は、建築様式の変化や安価な外国産材に押され、国産材の需要は長く伸び悩みを続け、加工技術の向上などにより利用量は下げ止まりを見せているものの、木材価格は依然として低迷し非常に厳しい状況にあります。また、保有山林規模が5ha以下の零細な林家や不在所有者も多いことから、森林施業は小規模・分散的で合理化経営の障壁となっています。加えて、林業従事者の減少、高齢化、生産基盤の未整備などから、植林、間伐、保育などの森林整備が適正に実施されず、利用期を迎える高齢級の森林が急増しつつある中、林業生産活動が全般的に停滞し森林の放置や荒廃が増加しており、災害の危険性などが懸念されています。

一方、地球温暖化防止や多種多様な生物の保全のほか熊野古道に代表される優れた文化的景観や自然景観の保全など森林に対するニーズは一層多様化してきており、森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、多様なニーズに永続的に対応していくための「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題となっています。

国では、森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換が図られ、広葉樹林化や長伐期化などの多様な森林づくりや充実しつつある森林資源の利用をめざしています。さらに木材の安定供給と競争力の強化や消費者重視の市場拡大を図り、国産材の利用拡大による林業・木材産業の再生をめざしています。

三重県では、平成17年度に「三重の森づくり条例」が制定され、「三重県森林づくり基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築と健康で文化的な生活が確保された社会をめざし、森林の多面的機能の発揮と林業の持続的発展、森林文化と森林環境教育の振興や森林づくりへの参画促進などの取り組みを進めています。

本町においては、林業従事者の高齢化がさらに進んでいることから、就業条件の改善や作業の近代化などが急務であり、林業経営体の経営基盤の強化と社会保険制度の充実を図り、若年労働者の確保と育成を推進するとともに、木質バイオマスへの利用など新たな木材利用の研究や意欲ある林業経営体への施業や経営の集約化を促進する必要があります。

また、温暖化防止のため1997年の京都議定書では、わが国の二酸化炭素削減目標の約65%を森林の成長などによる吸収に求めており、植林活動や森林管理がますます重要となってきています。さらに、森林ボランティアや森林体験活動の活発化と企業などの森林づくりへの参画が広がりを見せており、森林環境教育の重要性が叫ばれている昨今、森林が有する多面的機能を活用しふれあいのある憩いの場としての森林づくりを推進していく必要があります。

■ 山林保有規模別林家数（平成 17 年度）

（単位：戸・ha）

規模別		計	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100以上
総	数 戸 数	1,063	750	130	83	31	20	23	26
内 訳	紀伊長島区	463	327	60	32	12	8	13	11
	海山区	600	423	70	51	19	12	10	15

（資料：産業振興課調べ）

■ 森林面積等の状況

（平成 17 年度）

区 分		立木地				無立木地		竹林 ha	その他 ha	合計 ha	
		人工林 ha	天然林 ha	計 ha	人工林率%	伐採地 ha	未立木地 ha				
国有林		1,881	2,430	4,311	44		310			4,621	
民 有 林	公 有 林	県 有 林	162	75	237	69	1	1		1	240
		町 有 林	1,516	2,629	4,145	37	20			56	4,221
		小 計	1,678	2,704	4,382	39	21	1		57	4,461
	私 有 林	緑資源機構所有林	635	207	842	76	16			12	870
		企業等所有林	2,191	892	3,083	71	7	1	1	51	3,143
		個人所有林	7,354	1,617	8,971	82	65	3	10	21	9,070
		その他	313	192	505	62				1	506
	小 計		10,493	2,908	13,401	79	88	4	11	85	13,590
小 計		12,171	5,612	17,783	69	109	5	11	142	18,050	
合 計		14,052	8,042	22,094	64	109	315	11	142	22,671	

（資料：産業振興課調べ）

## 施策の方向

### ① 林道の路線開設、改良整備の推進

- 林産物の搬出・施業の効率化や大型林業機械の有効利用のため、林道の新設や改良など整備を総合的に推進します。

### ② 計画的な間伐、保育の促進

- 森林組合、行政及び森林所有者が一体となって、尾鷲ヒノキとしての優良材の生産を促進するため、長期的な施業計画のもとに間伐・保育などを積極的に推進します。

### ③ 生態系豊かな森林作りの推進

- 伐採跡地については、計画的な植林の推進に努めるほか、広葉樹の植林なども行い、シカなどの有害鳥獣による被害対策を進めながら、野生動物との共存や保水能力を高める災害防止など林地荒廃の防止などを推進するとともに、二酸化炭素削減など環境対策につながる森林づくりに努めます。
- 森林がもつ保健・保養的な役割を有効に活用し、森林体験などの時代のニーズに合ったふれあいのある憩いの場としての森林の整備を推進します。

## ④ 林業経営の近代化の推進

- 森林組合などに、育林技術の改良や小規模所有者などの一括管理を進め、総合的な施業体制や近代的・合理的な林業経営の確立を推進します。

## ⑤ 新規就労者の確保の推進

- 森林組合などと連携し、作業の近代化、省力化などを進め、就業条件の改善を図るとともに、安定的な雇用体制と福利厚生を改善を図るなど魅力ある職場づくりを支援します。
- 若年労働者や新規就労者を育成するため、研修施設などの場の提供や各種研修への参加を推進します。

## ⑥ 地元材の普及の推進

- 製材技術や人工乾燥技術などの向上を積極的に促進します。
- 地元材住宅の普及に努め、木材協同組合などと連携し、柱材だけでなく多様な利用方法による需要拡大、販路拡大を促進します。
- 町営住宅など公共施設をはじめ地元材を使用した住宅建築を促進し、地元材の需要拡大に努めます。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
林道延長	198,513m	200,000m	210,000m



植樹作業

### 3. 水産業の振興

#### 現状と課題

まちの基幹産業の一つとなっている水産業は、全国でも有数の水揚げを誇った昭和50年代をピークに減少しており、近年の「健康志向」及び近隣諸国の魚食文化の高まりの影響を受け、水産物の需要は高まりつつあるものの、魚価は低迷状況にあり、加えて水産資源の状況も悪化していることから依然として厳しい状況が続いています。

一方では漁業従事者の高齢化、設備の老朽化が進む中、担い手の育成と設備投資による労力の軽減化が深刻な問題となっています。

水産業の振興を図るためには漁業生産基盤としての漁港の整備、漁場の整備としての浮魚礁の設置・藻場の造成によるアサメの増殖、漁場環境保全対策としての磯清掃、漁業経営の近代化を支援するための利子補給制度を引き続き実施するとともに、育林事業の促進などによる資源豊かな漁場づくりと新たな漁場環境の保全にも取り組んでいく必要があります。

また、漁獲サイズの適正管理による水産資源の保護、高値で取り引きされる活魚の水揚げ割合を高めることによる漁獲高の増大、主要道路へのアクセス整備による水産物の流通加工体制の強化を進めるとともに消費者が安心して水産物を購入できるようトレーサビリティなどの導入や水産物の高付加価値化も重要課題となっています。

漁業就業者においても安全・安心のもとで従事できるよう漁業協同組合の組織強化を支援するとともに、水産加工業組合などの連携を深め、水産資源の維持増大、漁業従事者の就労環境改善と高齢化対策、漁業経営体及び担い手の育成及び支援、漁業経営の安定化と漁業所得の向上を効果的・効率的に進めていく必要があります。

#### ■ 漁船隻数（トン数）の推移

	総 隻 数	船外機付船隻数	動力船規模											総 トン 数
			隻数											
			計	1 t 未 満	1 3	3 5	5 10	10 20	20 30	30 50	50 100	100 200	200 500	
平成10年	516	146	516	53	293	89	34	27	2	1	11	3	3	4,233
平成11年	637	146	491	47	278	86	32	29	1	0	10	4	4	4,557
平成12年	609	136	473	47	266	80	31	31	1	0	10	3	4	4,413
平成13年	653	139	514	59	284	89	31	33	1	0	9	4	4	4,613
平成14年	637	137	500	56	270	91	29	36	1	0	9	4	4	4,644
平成15年	583	129	454	49	257	80	24	29	0	1	10	4	0	2,860
平成16年	622	134	488	55	265	90	26	35	1	0	8	4	4	4,539

（資料：三重県農林水産統計年報【平成15年の数値は漁業センサス年であるため調査基準に相違があります。】）

## ■ 漁業経営体数の推移

区 分		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
漁 船 漁 業	無動力	—	—	—	—	—	—	—
	動力1 t未満	46	57	58	67	61	48	57
	1～3 t	152	153	154	164	158	162	153
	3～5 t	24	16	16	19	21	24	25
	5～10 t	15	14	15	16	18	15	16
	10～20 t	15	21	21	19	19	17	18
	20 t以上	13	17	16	17	17	17	15
	計	265	278	280	302	294	283	284
浅海面養殖漁業	のり	12	11	11	10	10	8	7
	カキ	29	21	21	18	31	19	17
	真珠	2	2	2	2	3	2	3
	ブリ	7	6	6	7	6	3	6
	マダイ	81	71	63	54	52	50	49
	その他	17	18	18	19	13	6	8
	計	148	129	121	110	115	88	90
大型定置網	5	5	4	5	5	6	6	
小型定置網	38	38	36	38	35	35	34	
地びき網	3	3	3	3	3	4	3	
総計	459	453	444	458	452	416	417	

(資料：三重県農林水産統計年報)

## 施策の方向

### ① 漁港の整備

- 漁港整備計画などに基づき、安全・安心に操業できる施設の整備を図ります。

### ② 水産資源の回復と保護

- 種苗放流による水産資源の回復に努めるとともに、資源の適正管理による資源保護をめざします。

### ③ 豊かな漁場づくり

- 磯清掃などによる漁場環境の保全に努めるとともに、築いそ・藻場造成・育林などによる豊かな漁場づくりを促進します。

### ④ 漁業経営の合理化と近代化

- 漁業経営の近代化を目的とした設備投資への利子補給を行い、経営の合理化・近代化を促進します。

### ⑤ 漁協合併の推進

- 漁協経営の健全性の確保と自立漁協をめざした基盤強化を進めるため、基盤整備の充実や漁協間の合併に向けての関係省庁・関係団体と調整を図ります。

- ⑥ **流通機能の強化**
  - 流通機能の強化を図るため、臨港道路や漁港関連道を整備し、漁港と幹線道路とのアクセスを改善します。
- ⑦ **漁業従事者の就労環境の改善**
  - U J I ターンなどによる漁業就労者への環境改善を促進するとともに、漁業従事者が生涯現役として生きがいをもって漁業に従事できる環境整備を促進します。
- ⑧ **漁業後継者等の育成・確保**
  - 漁業体験などを通じてまちの漁業を周知することにより後継者の育成・確保に努めます。また、外国人漁業研修生の受入れについても引き続き取り組んでいきます。
- ⑨ **水産物の高付加価値化**
  - 水産物の安全安心な提供を促進するとともに、水産物のブランド化など高付加価値化を支援します。
- ⑩ **水域の多角的活用の推進**
  - 豊かな自然環境を有する漁村において遊漁やダイビングなどの海洋レクリエーションの拠点としての環境整備を図り、漁業とレクリエーションの共生・共存を図ります。
- ⑪ **養殖漁場への対策**
  - 養殖漁場の環境改善や関係機関との連携に努め、魚価の安定・漁業所得の向上に向けた取り組みを行います。また、新たな魚種の養殖に向けた取り組みを支援します。
- ⑫ **流通拠点の整備**
  - 東紀州地域の玄関口に位置する利点を生かし、当地域の中核的流通拠点の整備をめざします。
- ⑬ **地産地消の推進**
  - 漁業がもつ可能性や特性を生かし、水産物や海に対する事業の展開を図ります。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
水産物の水揚量・水揚高	1,904,346千円 1,209トン	2,000,000千円 1,150トン	2,100,000千円 1,000トン
放流魚種の水揚量	265トン	280トン	290トン

## 4. 商業の振興

### 現状と課題

本町の商業は、経営者の高齢化による情報社会への対応の遅れや、後継者不足により商店の改装・改善への投資意欲が少なく、個人店舗の老朽化など空洞化が進んだ厳しい状況にあります。また、モータリゼーションが主流となっている現在、商店街の道路幅員が狭いことや駐車場の不足など生活様式の変化や消費者ニーズに合った商店経営が困難になっています。

海山区の商業のほとんどは、従業者1～2名の家業的な小規模経営の商店であり、その大半は人口密集地域（相賀地区）に集中していますが、商店街としての組織化がされていません。紀伊長島区の商業は、新町商店街と玉地区周辺商店街に二分されており、玉地区周辺商店街は、昭和54年に第二種大規模店が進出して以来次々と大型店が進出し、新町商店街からの進出店舗や、飲食店などが集まり商店街としての規模は拡大しましたが、最近では伸び悩んでいる状況にあり、今後、前浜地区と結んだ新しい商店街の形成が望まれています。

平成16年の商業統計調査によると、卸売業、小売業については商店数404件、従業者数1,464人、年間販売額227億5,100万円になっており、平成14年と比較すると商店数が11.4%、年間販売額2.6%と減少し、従業者数も12.8%と大幅に減少しています。

高速道路の足音もすぐそばまできており、ストロー現象による町の衰退を防ぐため、綿密な計画に基づくゾーニングを行い、コンパクトで賑わいあふれるまちづくりを進めるため、「選択と集中」のもと、本町商業の中心となっている中小小売業者の意欲的な取り組みを支援していく必要があります。中小小売業者は地域経済の基盤を形成し、住民と地域を結ぶ絆の役割も果たしており、次世代を担うベンチャー企業も中小企業から生まれています。こうした中小企業の指導的役割を果たしている商工会との連携・支援を行い、多様なアイデアを取り入れた消費者ニーズに対応した魅力ある商業環境の形成を進めていく必要があります。

### ■ 分類別商業の状況

項目 年次	商店数			従業員数			年間商品販売額		
	H9	H14	H16	H9 (人)	H14 (人)	H16 (人)	H9 (万円)	H14 (万円)	H16 (万円)
卸売業	83	80	61	394	363	316	1,034,864	914,182	714,800
各種商品小売業	3	3	-	X	6	-	X	6,114	-
織物・衣服・身の回り品小売業	71	73	44	(175)	172	107	(226,190)	220,353	112,400
飲食料品小売業	196	171	131	583	546	488	827,152	798,753	728,200
自動車・自転車小売業	24	23	14	68	66	51	102,598	76,233	63,000
家具・建具・じゅう器小売業	51	54	37	139	145	87	169,023	213,435	85,300
その他の小売業	150	150	117	485	528	415	700,497	746,256	571,400
計	578	554	404	1,844	1,826	1,464	3,060,324	2,975,326	2,275,100

( ) 書きはX印の箇所をもよりの分類に合算したものです。

(資料：商業統計)

## 施策の方向

### ① 熊野古道カードへの支援

- 平成8年に導入した、熊野古道カードの広域化及び多機能化の展開を支援します。

### ② 消費者ニーズに即した商店づくり

- 道路網の整備（高速道路）に伴う商圈の拡大や多様な消費者ニーズに対応できる商業エリアの位置づけを明確化していき、「選択と集中」のもと、商工会と連携し魅力ある商店づくりを促進していきます。

### ③ 商工会事業等の支援

- 熊野古道を癒しの受け皿づくりの核にして、地域の魅力・自然を再発見するためのプロジェクトなど商工会活動を支援していきます。また、商工会活動の拠点となる施設などの整備について検討していきます。

### ④ 異業種との連携

- 観光産業との連携を密にし、地域の特性を生かした商品の開発・販売・情報収集を促進します。

### ⑤ 定期市等への支援

- 地域の新鮮な産品などを提供する定期市などの活動を支援していきます。

### ⑥ 店舗づくりサポート体制への支援

- 商工会と連携し、経営基盤のしっかりした店づくりを促進するため、店舗づくりをトータル的にサポートできる体制づくりを支援していきます。

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
日常の買物の便利さ	47.5	53	58



三重きいながしま港市

## 5. 工業の振興

### 現状と課題

本町の工業は、木材・水産加工業をはじめ、自動車用ゴム部品・額縁製品・電気器具部品・縫製・発泡スチロール製品・建設関連産業などで構成され、地域の雇用の場として地域経済の発展、第1次産業の振興につながっていますが、その大半は零細で経営基盤も弱く、景気の変動に左右されやすい事業所となっています。

平成16年の工業統計調査によれば、事業所数67カ所、従業者数1,357人、製造出荷額133億609万円となっており、平成14年と比較すると、事業所11.8%、従業者数5.1%、製造出荷額12.2%とそれぞれ減少しています。

企業誘致については、「小松原工業団地」への企業誘致を中心に誘致活動を推進していますが、地理的条件など企業ニーズに対応できないことなどから依然困難な状況にあります。

このため、整備が進められている近畿自動車道紀勢線による交通アクセスの改善や流通コストの低減など期待される効果を生かし、優良企業の誘致への努力を続けるとともに、既存の企業の活性化を促進することで、若者の雇用の場の創出や就業機会の確保に努める必要があります。

さらに、食の安全性の向上など地場産品の高品質化をめざし、安全安心な商品を提供するための衛生管理システムの導入促進に努める必要があります。



小松原工業団地

## ■工業の状況

産業分類	項目 年次	事業所数			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
		H10	H14	H16	H10	H14	H16	H10	H14	H16
食料品製造業		42	30	29	527	380	357	581,772	325,162	313,287
食料・飼料・たばこ製造業		1	2	1	X	X	5	X	0	X
繊維工業		4	3	3	47	38	21	52,354	30,497	17,143
衣服・その他の繊維製品製造業		12	3	3	160	X	37	56,123	0	X
木材・木製品製造業		16	8	8	132	57	65	151,213	59,835	53,479
家具・装備品製造業		2	3	2	X	94	96	X	98,131	X
パルプ・紙・紙加工品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
出版・印刷・同関連産業		1	1	-	X	X	X	X	X	-
化学工業		-	-	-	0	-	-	-	-	-
石油製品・石炭製品製造業		1	1	1	X	X	6	X	X	X
プラスチック製品製造業		3	3	4	X	X	117	X	X	101,752
ゴム製品製造業		1	1	1	X	X	231	X	X	X
なめし革・同製品・毛皮製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業		7	7	5	99	74	78	149,363	120,130	44,455
鉄鋼業		1	1	1	X	X	5	X	X	X
非鉄金属製造業		1	-	-	X	-	-	X	-	-
金属製品製造業		4	3	1	15	X	6	12,473	X	X
一般機械器具製造業		3	1	0	X	-	-	X	X	-
電気機械器具製造業		12	6	5	386	222	182	306,783	180,094	38,214
情報通信機械器具製造業		-	2	2	-	X	99	-	X	X
電子部品・デバイス製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
運送用機械器具製造業		2	1	1	X	X	52	X	X	X
精密機械器具製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		113	76	67	1,843	1,430	1,357	2,051,995	1,514,838	1,330,609

（ ）書きはX印の箇所をもよりの分類に合算したものです。

（資料：工業統計）

## 施策の方向

### ① 企業誘致の推進

- 若者が地元で働ける雇用の場を確保するため、企業誘致及び地場産業と連携させた産業を掘り起こし育成を図ります。
- 積極的な誘致活動ができるよう企業などに対する支援制度の検討を行うとともに、企業誘致のための効果的なPRの方策を検討し展開していきます。
- 工業団地「小松原工業団地」への企業誘致活動を展開するとともに、新たな工業適地などについて調査研究を行います。
- 高速道路などの高速輸送基盤を活用した企業誘致の可能性や地場産業の活性化を探るとともに、県との連携を緊密にし、企業誘致の情報受発信の強化を図ります。

### ② 生産就労環境の整備促進

- 生産就労環境や情報ネットワークの整備を促進します。

## ③ 商工会との連携

- 労働力不足及び景気に左右されやすく不安定さに悩んでいる水産加工業に対し、商工会が実施しているジャパンプランドのアジア地域への販路拡大事業や外国人研修生・実習生共同受入れ事業を支援していきます。

## ④ 異業種間連携

- 海外製品に対抗するため、異業種間連携により地域資源を活用し、付加価値の高い商品の生産・開発を支援していきます。

## ⑤ 水産加工業の振興

- 地場産業でもある水産加工業をはじめ、既存の工業の振興を図るため、施策について調査・検討を行い、また、研修会などを開催し人材育成と技術指導を推進します。

## ⑥ 安全安心な商品の提供

- 安全安心な商品を提供するため、ハセップの導入を促すとともに、関係機関と連携しハセップ導入に向けた環境整備に努めます。

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
働きがいのある職場	314	39	45



水産加工場

## 6. 新産業の育成

### 現状と課題

当地域は、少子化・高齢化が急速に進む過疎地域であり、働く場が少なく若者の流出などから人口減少が続いています。若年層の雇用拡大・流出防止や失業者の雇用確保などには、多くの住民が期待していることから、近畿自動車道紀勢線の開通なども視野に入れつつ、「雇用の場の確保」のための取り組みを積極的に進める必要があります。

このため、近年の情報通信技術の急激な進展の中、当地域ではケーブルテレビなど大容量通信網が整備され、情報アクセスへの地域間格差が是正されたことなどから、今後これらの情報通信技術を活用した起業の可能性を追求していく必要があります。

また、余暇時間の増大や高齢化の進展などを背景に精神的な豊かさを求め、自然体験や新たな人や物との出会いを求めるようになっており、本町の自然環境や地場産業などの恵まれた環境を活用した新たな観光産業の可能性を追求していく必要があります。

さらに、地場産品となっている魚介類を中心とした加工品など、地域色の強い各種産物及び熊野古道に関連した商品などの開発を促進するとともに、販路開拓とブランド化の確立に取り組み地場産品の振興を図る必要があります。

現在、本町に2カ所ある道の駅は、観光交流の場として十分な機能を果たしていますが、今後より充実した地場産品を提供できる場としての展開を図る必要があります。

### 施策の方向

#### ① 新たな産業の誘致

- 高速輸送基盤を活用できる企業の誘致に努めるとともに、情報通信・バイオテクノロジーなどの先端技術産業やこれらを含めた試験研究施設の誘致に努めます。

#### ② 新たな産業への支援

- 自然や文化などの地域資源・地域産業を基盤とした付加価値の高い産業の起業やケーブルテレビ網などの情報基盤を活用した新たなビジネスの創造への支援を検討します。
- 自然環境や歴史・文化、地場産業などの資源を活用した観光交流体制の整備を進め、訪問者の多様な要望に応えるため、道の駅などのアンテナショップを有効に利用した産業など観光交流を支える新しい産業（ビジターズインダストリー）の育成を図ります。

#### ③ 特産品等の開発支援

- 商工会などの関係機関と連携を深め、既存の特産品のブランド化とさらなる新商品の創作を進めることにより、一層の生産意欲の喚起と増産を促進して地場産業の振興と活性化に努めます。
- 特産品のPRと販路拡大を図るため、各種イベントへの参加を促進するとともに、道の駅などについて特産品や地場産品を提供できる総合的な施設としての展開を検討します。

## 第2節 観光の振興

### 1. 観光産業の推進

#### 現状と課題

本町は、豊かな自然や世界遺産である熊野古道を始めとした貴重な歴史・文化的な資源に恵まれており、高速道路（近畿自動車道紀勢線）の開通が間近に迫っていることから、観光交流の一層の促進など観光客の誘致に地域の期待が大きく膨らんでいます。

これまでに本町では、昭和45年に「熊野灘レクリエーション都市整備計画」を策定し、社会資本整備と一体となった公共・民間協力方式による計画的な開発の推進により地域の活性化を図ってきました。核となる熊野灘臨海公園の整備では、「ふりそそぐ太陽」「ゆたかな緑」「きれいな水」をキャッチフレーズに、「城の浜地区」「片上池地区」「三浦・道瀬地区」の3地区では、宿泊施設、オートキャンプ場、プール、海水浴場、遊歩道など豊かな景観にふさわしい施設整備を展開するとともに、「大白地区」ではスポーツ施設や自然環境を活用した施設整備を展開し、都市部のレクリエーション需要の受入とともに、地域の経済と密接に連携した観光産業の発展を促してきました。

一方、観光への多様なニーズに対応するため、平成5年に「ホリスティック・リゾート整備構想」を策定し、ダイビングリゾート道瀬、古里温泉、下河内散策路などの体験交流施設の整備を行うとともに、平成10年には町営キャンプ場「キャンプinn海山」を拠点として、清流銚子川をはじめとする本地域の自然のフィールドを使った「遊びの達人」制度を発足させ、自然環境体験型の観光交流を推進してきました。

合併により新たな飛躍をめざす本町では、観光産業を地域活性化の核として一層の推進を図るため、熊野古道などの優れた文化的景観や自然景観、また地域の人々の活動など地域資源の活用・連携を進めるとともに、農林水産業などの地場産業をはじめ観光に関連するあらゆる分野との連携を強化し、活力と魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。

また、観光の形態は、「団体」から「個人」へと大きく変化し、自然・文化志向の体験型観光へのニーズがますます高まるなど、多様な観光ニーズへの対応が求められています。このため、「紀北町観光振興プラン」を策定し、本町の観光振興を支える組織体制づくりや人材育成、情報受発信の強化や魅力あるメニューづくりの促進などを図るとともに、レクリエーション都市や観光交流施設などの整備充実と一層の活用を図るほか広域的な視野にたった観光交流を推進していく必要があります。

さらに、来訪者を本地域にいざなうとともに、滞在のできる魅力あるまちづくりを積極的に進め、農林漁業体験や地元の人との交流がもてる地域密着の体験型宿泊施設や、高齢化の進展にも対応した癒しと健康をテーマとする温泉・温浴施設などの整備充実も図って行く必要があります。

## ■ 観光レクリエーション入込み客の推移

(単位：人)

年次	紀伊長島区	海山区	合計
平成13年	405,510	112,561	518,071
平成14年	876,383	106,991	983,374
平成15年	891,524	94,471	985,995
平成16年	973,144	160,731	1,133,875
平成17年	955,630	206,513	1,162,143

※入込み客の推移は、宿泊客及び日帰り客の合計

(資料：産業振興課調べ)

## 施策の方向

### ① 観光推進体制の強化

- 本町を訪れる観光客のニーズに対応するため観光協会などの受け入れ態勢の充実を図るとともに、その活動に対する支援に努めます。また、宿泊や釣りなどを斡旋できるシステムの構築などによる観光協会の体質強化をめざします。
- 本町に点在する観光資源に携わる人材の把握と役割の明確化などを図り、各観光資源の連携と活用を促進します。

### ② 情報発信体制の充実

- 観光情報発信拠点として、観光サービスセンターのより一層の充実を図るとともに、観光協会による情報受発信の強化を支援して行きます。
- インターネットなどを活用し、観光関係メディアをはじめとするあらゆる方向に観光情報を発信し、多様化する観光客の誘客を促進します。

### ③ 観光振興プランの作成

- イメージ戦略などの観光施策を的確に継続して展開していくため、観光振興プランを作成します。

### ④ 魅力ある観光地づくりの推進

- 海・山・川の豊かな地域資源を活用し、自然体験や地場製品の加工体験など、既存の体験イベントの強化や合併で広がったフィールド・未活用資源（太田沼・古里温泉周辺等）を生かした新たなメニューづくりを推進し、四季を通してあらゆる年代層に来訪してもらえるよう体験観光の充実に努めます。
- 本町に数多くある自然の恵みを生かした郷土料理や伝統食などについて、安全・安心・健康など新しいライフスタイルによる価値観と結びつけ新たな魅力の提供を促進します。
- 貴重な財産となっている銚子川流域や魚まちなどを、観光資源として活用し、地域の一層の魅力づくりを推進します。
- 地域の貴重な財産・資源となっている里山を守る取り組みを進め、豊かな自然環境を生かしたふれあいの場を整備することにより、都市と農村の交流を図ります。
- ダイビングリゾートの活性化を図るため、ポイントの拡大、PR及び情報発信を強化し、入込み客の増大につなげるとともに、地理的特性を活かした海洋レジャーの新たな可能性を検討します。

- 観光産業に携わる様々な業種や地域活性化に関わる人々や施設などを連携させるとともに、地域に根づいている祭りや伝統芸能やイベントなども総合的に支援していきます。

#### ⑤ 観光施設整備の推進

- 熊野古道をはじめとした地域資源の一層の活用を図るため、案内板など観光関係施設の整備充実に努めます。
- 温泉・温浴施設については、施設の整備充実に図るとともに、地域資源との連携を考慮した、温泉・温浴施設の整備を進めます。
- 商工会など関係機関と連携し、安全・安心な食と癒しの宿をテーマとする宿泊施設の充実に努めます。

#### ⑥ 特産品開発等の支援

- 特産品・土産品の充実に図るため、地域を代表する特産品・土産品の開発を支援するとともに、既存の製品のイメージアップ戦略を展開し、販路の拡大に努めます。

#### ⑦ 熊野古道の活用

- 世界遺産熊野古道を優れた観光資源として一層の活用を促進するため、施設整備のほか、関係団体・関連産業などへの支援に努めます。

### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
観光入込み客数	1,162千人	1,460千人	1,825千人



紀北町観光協会

## 2. レクリエーション都市の整備

### 現状と課題

レクリエーション都市は、旧建設省のレクリエーション都市整備要綱に基づき、昭和45年以来「人間と自然との調和」「地域社会との協調」「秩序ある開発」を基本理念とし、公共・民間協力方式により推進してきました。

バブル経済崩壊以降、社会・経済環境はさらに大きく変化し、国民のレジャーやレクリエーション指向も変わってきている中、レク都市熊野灘臨海公園基本計画の検討を行ってきました。

また、都市公園の整備全般のあり方も従来のハード先行型からソフト充実型、住民主体型への方向転換が求められる中、このような大規模公園の整備には長期間を要することから、計画について常に社会経済情勢の変化などを的確にとらえ、再評価を行いながら地元関係者など地域住民の意見を考慮し事業を進める必要があります。

今後は、大白、片上、城ノ浜地区を中心にレク都市熊野灘臨海公園基本計画で検討した施設の優先性をもって整備を進めていくとともに、東紀州の玄関口としての優位性を生かして世界遺産熊野古道など広域的活用を視野に入れつつ、体験型交流など観光交流との連携を促進する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 熊野灘臨海公園施設整備事業の促進

- 社会情勢の変化に対応するため、現状把握やソフトプログラムを検討するとともに、それに合わせた施設や基盤などの整備計画により、利用者のニーズにあった公園整備の促進に努めます。
- 優良企業の積極的受入れや企業の投資対象としての魅力を高めるため、集客性の高い施設整備を促し、新たな展開を図ります。

#### ② アクセス道の整備促進

- 都市圏及び伊勢志摩地域からの入込み客のアプローチを容易にするため、近畿自動車道紀勢線、国道42号、国道260号、国道422号などの整備促進を図るとともに、レクリエーション都市開発地域へのアクセス道の整備を促進します。

#### ③ レクリエーション都市の管理運営

- レクリエーション都市の公園などの管理運営については、関係機関とより綿密な連携を図りながら的確な運用が図られるよう努めます。

## 第4章 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり

### 第1節 生涯学習の推進

#### 1. 学習環境の整備

##### 現状と課題

出生率の低下、若者の町外流失などにより、本町の高齢者の比率は30%を超えています。これからの生涯学習のありかたとして、高齢者の経験を生かせる交流の場を多く提供することで、生きがいをもって健康で過ごすことができる社会参加の機会づくりが必要となっています。

一方、近年の社会情勢の変化に伴い、家庭のあり方や、青少年の非行や問題行動が大きな社会問題となっています。子どもの居場所づくり事業などを通して指導者の育成を図るとともに、親子や小中学生などを対象にした講座を実施して、青少年の健全育成に努める必要があります。また、IT（情報通信技術）化や国際化が進む社会状況の変化に対応するため、生涯学習に住民のニーズが高まっているパソコン講座などを開設するなど、「心にうるおいのある生活」をめざした生涯学習を進めていく必要があります。住民のニーズに対応した目的別・対象別の事業の実施など、学習活動のより一層の充実をめざします。

さらに、地域住民のニーズに応じた各種公民館講座の開設やサークル活動を進め、講演会、演奏会、演劇の開催など優れた芸術文化にふれる機会の提供に努める必要があります。

##### 施策の方向

###### ① 学習環境の整備

- 各年齢層に応じた各種学級・講座などを拡充し、新しい社会情勢に応じた学習機会の充実に努めます。
- 関係団体や自主学習グループの育成・強化を図るとともに、相互交流を促進し、指導者の育成と確保に努めます。
- 子どもの居場所づくり事業に対する親子や小中学生などを対象にした講座の開設を図っていきます。
- 図書の実充・学習環境の整備を推進します。

###### ② 生涯学習施設の整備

- 学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設などの整備・充実に努めていきます。

### ③ 芸術・文化の振興

- 講演会、演奏会、演劇会の開催など、優れた芸術や文化にふれる機会の提供に努めます。
- サークル活動や自主活動グループの成果を発表する機会の提供に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
生涯学習講座受講率	19%	20%	23%

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	50.6	56	60



海山公民館



東長島公民館 (芸能の夕べ)

## 2. 生涯スポーツの振興

### 現状と課題

住民のスポーツ志向を高めニーズにあったスポーツ施設の整備を行うことは、健康づくりの上からも重要なことです。しかしながら、体育館などの施設の老朽化は著しく、町営のグラウンドも十分に整備されていないことから、一部利用者ニーズに応じられない状況となっています。このため、この状況を改善し各種スポーツの一層の活性化を図るため、スポーツを通じて誰もが楽しく健康づくりができる施設の整備が望まれています。

スポーツ活動は、健康保持・増進、体力の向上、生きがいづくりなど大きな役割を果たすとともに、人と人との交流を深め、活力あるまちづくりにつながると考えられます。広く住民の健康づくりや体力づくりをめざして、身近な地域の施設を有効に利用し、年齢や性別を問わず、複数のスポーツを生涯通じて気軽に楽しめるよう施設の充実を図る必要があります。

また、地域住民の主体的なスポーツサークルの育成を図り、地域住民が主体的に組織を構成し、日常的なスポーツ活動や競技技術の向上に結びつくよう、幅広くスポーツの振興に努める必要があります。

### 施策の方向

#### ① 地域スポーツ活動の推進

- スポーツの推進を図るため、楽しくスポーツにふれあう機会の提供と施設の充実に努め、地域における団体・グループの育成に努めます。
- 町体育協会など各種スポーツ団体については、活動を支援し活性化を図ります。
- スポーツの普及や住民の体力づくりの中心的な指導的役割を担う体育指導委員のほか各種スポーツの指導を担う方などの活動の充実を図ります。
- 学校体育施設、公共スポーツ施設を拠点として、既存の少年スポーツクラブ、スポーツサークル活動の普及充実に努めます。
- 地域の豊かな自然や特性を生かして、ウォーキングやジョギングなど利用しやすい環境づくりの整備を推進していきます。

#### ② スポーツ施設の整備

- スポーツを通じて誰でも楽しく健康づくりができる施設の整備と充実に努めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
生涯スポーツへの参加割合	8%	10%	13%

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
スポーツ活動や施設整備の状況	44.6	51	56

## 第2節 青少年の健全育成の推進

### 1. 青少年健全育成の推進

#### 現状と課題

近年、全国的にいじめや不登校の増加、青少年による凶悪事件の多発や薬物乱用、児童虐待など、青少年をめぐる問題が深刻化する状況にあり、その対応は国民的課題となっています。

次代を担う青少年が心豊かに成長するためには、明るく豊かな家庭づくりを推進するとともに、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって健全育成に努め、社会道徳の教育や様々な体験を通じて感性を豊かにする教育の推進が重要となっています。

#### 施策の方向

##### ① 青少年健全育成の推進

- 青少年団体の主体的な活動の推進を図り、青少年育成団体の活動を支援するとともに、各種団体との連携強化を図ります。
- 街頭指導やパトロール、あいさつ運動の推進、子ども110番の家の整備推進に努めます。
- 講座の開設など学習機会の充実、文化、スポーツ活動機会の提供などに努め、青少年、家庭、地域ぐるみの積極的な参加を促進します。
- 人間形成における家庭の果たす役割を重視し、家庭教育の意識の啓発に努めます。親子の共同体験や家庭教育に関する学習などの機会や学ぶ場の提供に努めます。
- 地域の人々の子育てへの参加を促進するなど、家庭や地域と連携した子育ての推進及び子育てに悩む親たちへの支援を行い、家庭教育力の向上を図ります。
- 非行の早期発見・早期指導の徹底を図るため、青少年育成連絡会議、各関係機関などとの連携のもと、引き続いて指導活動に努めます。



町民駅伝大会



権兵衛の里走ろう大会

## 第3節 学校教育の充実

### 1. 幼児教育の充実

#### 現状と課題

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通じて、情緒的・知的な発達、あるいは社会性をおかんと養い、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を形成しています。また、知的・感情的あるいは人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければならないことを充分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠です。こうした状況を踏まえ、乳幼児、保育園児をもつ父母や家庭と連携を深め、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、幼児教育を推進する必要があります。

さらに、幼稚園は、小学校に入学前の幼児に必要な準備教育機関として大きく貢献しており、思考力・判断力・表現力などの「豊かな人間性」や、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育み、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな教育を推進していくことをめざします。また、社会の変化に対応し、保育園の果たしている役割をも考えあわせつつ、現在、国で検討が進められている「幼保一元化」の動向も見据えながら総合的な幼児教育の視点で検討をしていく必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 幼児教育の推進と幼保一元化への努力

- 次代を担う子どもたちが、人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、保育園との連携を強めつつ、幼児をもつ保護者学習会、教育講演会の開催など幼児教育に関する教育内容の充実を図ります。

##### ② 幼稚園教育の推進

- 思考力・判断力・表現力などの「豊かな人間性」や、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成するため、幼稚園と保育園の人的交流を深め、専門職としての資質・能力の向上に努めるなど、地域資源、人材を生かした幼稚園教育を推進します。

##### ③ 幼稚園施設の整備

- 地震などの自然災害の発生が懸念される状況から、安全・安心を確保するため、幼稚園施設の耐震診断を実施し、老朽化した施設の耐震補強、大規模改修などの整備を図ります。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
幼稚園施設の耐震補強実施率	60%	100%	100%

## 2. 義務教育の充実

### 現状と課題

義務教育では、一人ひとりの国民の人格形成と社会の形成者の育成という、この両者の調和のとれた教育を実現することが必要です。近年増加している子どもによる暴力や親の児童虐待などについての問題が多発している状況を見れば、もう一度人権尊重から考え直す時にきているといえます。個人の尊厳が重んじられ、障害のある子とない子が区別されることなく同じ社会の一員として、ともに学び理解しあうことができる教育を進める必要があります。子どもたちに「確かな学力」として基礎的な知識・技能と思考力、創造力などを育むとともに、「心の教育」の充実を図り、「生きる力」を育み、また、学校における子どもたちに対する食育の推進に努めなければなりません。

特色ある学校づくりを支援し、さらに障害のある子には、自らの能力や可能性を最大限伸ばすことができる障害児教育を推進するとともに、老朽化の進んでいる学校施設もあり、耐震診断を実施し、耐震補強、大規模改修などを検討する必要があります。

さらに、近年学校や登下校時に子どもや教職員が犯罪に巻き込まれる事件・事故が全国的に多発しており、地震や台風などによる自然災害の発生も懸念される状況から、学校において継続的に防犯や防災に関する安全教育・安全管理の取り組みを充実し、児童・生徒の安全を期する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 学校教育の推進

- 家庭や地域の企業、各種団体との連携のもと、地域社会と一体となった子どもの健やかな成長を図ります。また、保育園、幼稚園、小学校による連絡会を設置し、学校教育への活用を図ります。
- 児童・生徒の健康や安全の保持・増進を図るため、学校保健・安全管理の指導の徹底に努めるとともに、関係機関の協力と年間指導計画に基づいた安全教育の実施により、人命尊重・交通ルールの厳守、防災意識などの高揚と日常活動化に努めます。
- 職場体験事業、地域ふれあい事業などを推進することにより、子どもの自然体験、社会体験、生活体験などをもとに豊かな感性や社会性が身につくよう努めるとともに、地域の豊かな体験をもつ人材の学校教育への活用を図ります。
- 豊かな心を育む創意ある教育課程を展開し、特色ある学校づくりに努めるとともに、教育内容、指導方法の改善を図り、生涯にわたって学び続けるための基礎となる確かな学力を身につける授業の創造と、体験活動を通して問題解決能力を育成する総合的な学習の時間や道徳教育・生活科の教育の充実に努めます。
- 教育効果は、教職員の高い専門性と優れた指導力に負うところが大きいため、教職員に対する研修会の機会を設定するとともに、自主研修の促進などにより、教職員の資質と指導力の向上に努めます。
- 児童・生徒の体位・体力の向上を図るため、教科活動の充実と課外活動及び各種大会・行事における活発な体育活動を推進します。
- 献立の多様化、調理技術の向上、食に対する教育などとともに、学校給食の充実に努めます。

## ② 障害児教育の充実

- 心身の障害を克服し、社会をより豊かに、主体的に生きる能力の育成を図るため、自立活動を充実させるなど、教育内容、指導方法の改善とともに、適切な教育相談を実施します。また、障害のある子が安心して就学できるよう、介助教員を配置するなど障害児教育の推進を図ります。

## ③ 人権教育の推進

- 人権教育、福祉教育、道徳教育などにより、「心の教育」を推進するとともに、いじめ、不登校、校内暴力などの問題行動を未然に防ぐため、生徒指導や教育相談体制の充実に努めます。
- 教職員の人権に対する理解と認識を深め、すべての教科領域において人間尊重の精神を育成するため、人権に関わる教材の整備と指導方法の改善・充実に努めます。

## ④ 環境教育の推進

- 地球規模の環境問題に深い関心をもち、責任ある行動力を身につけるため、人と環境との関わりについて理解と認識を深める環境教育の推進を図り、環境を大切にすることを育みます。

## ⑤ 外国語教育の推進

- A L T（外国語指導助手）を活用した外国語教育の充実を図ります。

## ⑥ 学校教育の情報化の推進

- コンピュータやインターネットを通じ、これからの高度情報通信社会に向けて、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択活用し、発信していくための基礎的な資質や情報化に対応する能力を育成します。

## ⑦ 教育環境の整備

- 学校施設の耐震診断を実施し、老朽化した施設の耐震補強、大規模改修などの整備を図ります。また、児童・生徒の減少に伴う余裕教室については、社会教育施設、福祉施設などへの転用も含め、幅広い活用を図ります。
- 児童・生徒数の推移や施設などの状況を十分見極めながら、地域の教育要望を尊重し、学校の再配置も視野に入れ教育条件の充実に努めます。

## ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
学校施設改修率	48%	76%	88%
学校に対する外部評価実施校数	1校	15校	15校
指導主事の学校訪問回数	年3回	年6回	年6回

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
子どもの教育環境	45.7	52	57

## 第4節 地域文化の保護・活用

### 1. 文化財の保護

#### 現状と課題

国・県・町が指定した文化財は88件（紀伊長島区：46件・海山区：43件【熊野古道は両区で重複】）に及び、学術研究の上からも優れた文化財が多く、これらの文化財は、歴史、文化など正しく知る上で欠くことのできないものです。時代を超えて保護された遺産は住民の財産であり、豊かな文化の発展の基礎となるものです。今後も、先人から残された貴重な遺産を大切に保存し、後世に伝えるために、埋蔵文化財調査の指導、文化財を広く住民に公開するなど住民の文化財保護意識の啓発や保護活動を充実していく必要があります。

また、平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」は第28回世界遺産委員会において、わが国でははじめて「文化的景観」として世界遺産リストに登録されました。とりわけ、熊野古道が、自然と人との深い関わりの中で形成された、優れた「文化的景観」をもち、現在まで良好な形で伝えられていることが高く評価されました。本町では、熊野古道伊勢路の5カ所の峠道が世界遺産となっており、これらは世界のすべての人びとと共有の遺産であり、次の世代に受け継いでいく必要があります。

さらに、本地域には大島・鈴島の暖地性植物など貴重な動植物も多く生息していますが、絶滅の恐れのあるものもあり、保護を図っていく必要があります。

#### ■ 指定文化財等

（単位：件）

区分	種別	件数
町指定	記念物	12
	有形文化財	54
	無形文化財	1
	民俗文化財	5
	計	72
県指定	記念物	8
	有形文化財	1
	計	9
国指定	記念物	3
	計	3
国登録	登録有形文化財	4
	計	4
合	計	88

（資料：教育委員会調べ）

## 施策の方向

### ① 文化財の保護

- 地域に埋もれた文化財の調査・発掘を行います。
- 後世に伝え残すべき貴重な文化財の保護に努めます。
- 資料の保存・展示をするための郷土資料館などの整備を図ります。
- 世界遺産となっている熊野参詣道をはじめとした古道の適正な管理と保存に努めます。
- 地域住民の協力とボランティア団体との連携により、古道などの保護・整備の推進を図ります。



よその餅



息子ノ酒（親子杯）

## 2. 文化財の活用

### 現状と課題

本町には、学術的に優れた文化財が多く、これらの文化財は、郷土の歴史・文化などを正しく知る上で欠くことのできないものです。時代を超えて保護された遺産は住民の財産であり、次世代における豊かな文化の発展の基礎となるものです。

今後、文化財を広く住民に公開するとともに、学校教育や生涯学習などを通じて、先人の豊かな文化や知恵を学び伝えていくため活用体制を充実していく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 文化財の活用

- 貴重な地域の文化財については、多くの人々から親しみや愛着をもたれるよう、町内外の人々に広く周知していきます。
- 地域の歴史・文化を学ぶ地域資源として活用していきます。

#### ② 世界遺産熊野古道の活用

- 世界遺産としての熊野古道の文化的価値を広くPRするとともに、ボランティア団体など関係団体と連携し保全と活用を推進します。

#### ③ 保存・展示施設の充実

- 資料の保存・展示をするための郷土資料館の充実と活用に努めます。



海山郷土資料館



紀伊長島郷土資料館

### 3. 伝統文化の保存・継承

#### 現状と課題

本町では、古くから守り伝えられた祭りや伝統行事が多く存在しており、生活と密接にかかわりをもっています。

地域への愛着と誇りを育む歴史や文化財を大切にし、地域の歴史や風土に培われてきた文化を後世に継承し文化力の向上を図るとともに、地域の伝統的祭りや民俗芸能などを継承する人材の確保と育成を支援するなど、地域の民話や無形民俗文化財などの保存・伝承に努める必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 伝統文化の保存・継承

- 地域に残された民話や伝説、伝統的な芸能や行事などの無形民族文化財の保存・継承を支援します。
- 薫り高い文化の創造や、ふるさとの文化の伝承を願い、後継者の育成や確保に努め、計画的・継続的に、各種文化活動を推進します。



船だんじり（長島地区）



大白祭り（白浦地区）

# 第5章 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり

## 第1節 協働・交流の推進

### 1. 協働によるまちづくりの推進

#### 現状と課題

行政需要が複雑・多様化し、地方分権が進む中、住民が主役の個性ある力強い地方自治体づくりを進めていく必要があります。行政と住民が相互理解の中でそれぞれの役割を分担し、住民の創意とエネルギーを結集し、協働してまちづくりを推進していくためには、情報を共有できる仕組みを構築し、まちづくりの現状や課題などについて住民と行政が共通の認識をもち、多様な住民参加の機会を設け、住民と協働してまちづくりを進めることが大切です。

また、大学や研究機関などとの連携により地域の再生や活性化を図るとともに、まちづくり団体や自治会活動などへの支援とコミュニティ施設など活動の場の整備充実を推進する必要があります。本町では、熊野古道に対する関心が高まる中、古道を守る会など地域の住民や集落単位での活動が活発化してきています。今後これらの活動をより発展、拡大させるとともに、以前より活発な活動を続けている燈籠祭実行委員会をはじめとするまちづくりに積極的なボランティアグループなどと協働して、これからのまちづくりへの取り組みを進める必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 住民が主役のまちづくりの推進

- 優れた技術や特技などをもつ人材を発掘し、まちづくりへの参画を促すための仕組みづくりを推進します。
- 地域活動の促進と住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、「まちづくり円卓会議」（仮称）の創設を推進します。
- 住民が主役のまちづくりの一層の推進を図るため、行政運営の基本的な原則を定めた「まちづくり基本条例」（仮称）の制定をめざします。
- 住民が主役のまちづくりを推進するため、住民と行政が情報を共有し共通の認識を確保する必要があるため、パブリックコメントなど情報共有のための仕組みづくりを図ります。

##### ② まちづくり団体等への支援

- ボランティア活動や文化・学習活動、健康づくり活動、環境美化活動、施設運営などへの住民の参加を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成、高揚に努めます。

- まちづくりのための各種自主活動グループを育成し、活動の活発化を促すことにより、まちづくりへの住民の参画機会の拡充を図ります。
- 住民、特に若者のエネルギーをまちづくりに活用するため、まちづくりイベントの充実を図るとともに、地域の行事への積極的な参加を促していきます。
- 地域に根ざしたコミュニティリーダーの発掘・育成や各コミュニティ組織・活動の積極的支援に努め、集落単位や自治会単位を越えた広がりある活動への拡大を促し、地域連帯感や相互扶助の精神にあふれた地域づくりに努めます。

### ③ コミュニティ施設等の整備

- 住民同士の交流と連携を強化し各種地域活動を推進するため、コミュニティ施設など活動の場の整備を推進します。

### ④ 自治会活動等への支援

- 各自治会などの独自性を生かしつつ支援に努めるとともに、協調・連携を強化します。
- 自治会などへの情報提供を積極的に行うとともに、役割分担を明確にしながら、それぞれ責任をもって協働していくための具体的なシステムを構築します。

## ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
人情味や地域の連帯感	60.6	65	69
集会所など地域コミュニティ施設整備の状況	56.3	61	65



地域協議会

## 2. 情報提供の充実

### 現状と課題

住民から信頼される行政を確立するためには、行政のもつ様々な情報を発信し、説明責任を果たす必要があります。現在ケーブルテレビによる行政放送やホームページなどで様々な情報発信を行っていますが、さらに強化していく必要があります。さらに複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、行政がもつ情報を住民とともに共有化し、一緒になって問題解決にあたることが求められています。そのため、積極的な情報公開制度の推進を図る必要があります。

また、プライバシー保護も重要な課題であり、個人情報保護条例などにに基づき適切な保護措置を講じていく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 行政情報システムの充実

- 住民に身近な情報を提供し、町政への関心を高めるため、広報紙・行政放送・ホームページなどの一層の充実を図ります。
- 情報通信基盤の活用により、メールマガジンなどの情報提供を進めます。

#### ② 行政情報の有効利用

- IT（情報通信技術）を積極的に活用し、行政と住民相互の情報の共有化を推進し、住民サービスの向上を図ります。
- 行政懇談会など広聴活動の充実を図り、住民と行政との円滑な情報交流を進めるとともに、住民の意見や要望を町政に的確に反映させ、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

#### ③ 情報公開制度の充実

- 情報公開制度のさらなる周知を図り、啓発・運用に力を入れるとともに、情報公開の円滑な対応に努めます。
- 住民に対し提供すべき情報の把握・整理をした上で、積極的な情報提供を進めます。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
ホームページのアクセス件数	6,000件	8,000件	10,000件

#### ■ 満足度指数

満足度調査項目	現状値	目標値	
		平成23年度	平成28年度
行政情報や催事情報の提供状況	54.0	59	63

### 3. ボランティア活動等の促進

#### 現状と課題

ボランティア団体やNPO（非営利活動組織）などの活動は、福祉、教育、環境、まちづくり、防災、観光、国際交流など多様なニーズに対応した社会的サービスの提供、地域社会の活性化への貢献などといった社会的役割を担っており、その果たす役割はますます大きくなっています。

さらに、特定非営利活動促進法（NPO法）の制定により、NPO活動による社会貢献が活発化しており、行政により実施されていた公共サービスを、ボランティア団体やNPOなどがサービス提供の担い手となることで、より地域ニーズやきめ細かいサービスを提供することが可能なため、事業効果やサービスの質の向上が期待されています。

このため、行政とのパートナーシップに基づく役割分担の中で、地域づくりの中心的担い手として、ボランティア団体やNPOなどの活動の一層の活発化を促進するため、育成支援に努めるとともに、ボランティア活動などの情報の提供や情報の共有を促進するための仕組みづくりを推進する必要があります。

#### 施策の方向

##### ① 活動支援の促進

- NPOなどについての説明会や講演会などを県と連携して実施するなど、相談の充実と啓発に努めるとともに、広報紙などでの情報提供を行います。
- 事業の委託や補助金事業、場所や資源の提供などにより活動を支援していきます。
- ボランティア団体・NPO団体などの活動の活発化を促進するため、行政との情報共有のほか、ボランティア・NPOなど相互の情報共有を促進するための仕組みづくりに努めます。

##### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
NPO法人登録数	9団体	14団体	19団体



手づくり工房ワイワイ

## 4. 地域間交流の推進

### 現状と課題

本町は大阪府四條畷市と友好都市の提携を結んでいるほか、各種イベントなどを通じ他の地域と交流活動を続けています。異なった歴史や風土、特色をもつ地域との交流を促進し、新たな文化にふれあうことにより、本地域固有の歴史・風土・文化資源などを再発見し、再評価することで、個性あるまちづくり、魅力あるふるさとづくりなど地域活性化につなげる必要があります、住民レベルの一層の交流を進め地域間交流を促進していくことが必要です。

### 施策の方向

#### ① 友好都市等交流事業の推進

- 異なった歴史・風土・文化を学び、地域性の理解を深めるための交流の促進を図るとともに、友好都市など交流事業を引き続き推進します。

#### ② 町外在住者等とのネットワークの構築

- 町外在住の本町出身者とのふれあいを大切にし、情報交換などを通じて本町の活性化を促進するための事業を推進します。

#### ■ 施策指標

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値	
		平成23年度	平成28年度
ふれあいネット紀北会加入者数	120人	200人	250人



四條畷市民の集い

## 5. 国際交流の推進

### 現状と課題

国際化時代を迎えた今日にあって、タイ国メースワエ中学校と赤羽中学校の姉妹校提携による中学生を主体とした交流や、紀北国際交流協会が主体となって進められている社会人レベルの交流、外国人就労者や研修生の受入れなど、地域における国際化は幅広く推進されています。今後国際化がさらに進展する中で、民間団体とも連携を図りながら、より一層国際化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。また、外国人居住者の増加に対応して、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めることが必要です。

住民の活発な参加による国際交流は、異文化との交流によって自らの地域の特性や価値を見直すなど、地域コミュニティの活性化にもつながることから、今後とも、より一層幅広い住民の参加と協力のもとに、草の根的な交流活動を展開していくことが必要です。

### 施策の方向

#### ① 姉妹校等の国際交流の支援

- 中学校などの姉妹校提携による中学生を主体とした国際交流を推進します。
- 国際的視野をもつ人材の育成、教育文化活動の活発化など国内外との交流を積極的に推進します。

#### ② 国際性豊かな人材育成の推進

- 国際交流関係団体などへの支援を推進するとともに、海外研修助成制度など国際性豊かな人材育成のための支援を進めます。
- 外国人講師による講座など、住民の国際理解を深めるための機会を拡大するよう努めます。

#### ③ 国際交流関係団体への支援

- 町内在住の外国人と相互理解を深めるための機会づくりを進めるとともに、紀北国際交流協会などへの支援・協力を努めます。



紀北国際交流協会

## 第2節 行財政改革の推進

### 現状と課題

内閣府の平成18年11月月例経済報告によると「景気は消費に弱さが見られるものの回復している」とされていますが、地方においては依然として厳しい状況が続いています。

国、地方をあわせた長期債務残高が約780兆円に達する中で、地方行政とりわけ市町村行政を取り巻く状況は、少子高齢化はもとより、行政ニーズの多様化や高度化、情報化の進展への対応など大変厳しいものがあります。

また、平成11年7月に改正された地方分権推進法によって国と地方が対等な関係になったことから、様々な制度についても見直しが進められています。

本町においても、合併したとはいえこうした状況の中で今後の行政運営において大転換期を迎えているといっても過言ではありません。これらに対処するためには、行財政改革の必要性については論を待つまでもないことであり、旧紀伊長島町は平成15年4月に「第三次紀伊長島町行政改革大綱」を、旧海山町では平成16年2月に「新海山町行政改革大綱」をそれぞれ策定・実施してきましたが、紀北町においてもより一層強力で推進する必要があります。推進にあたってはできるだけ具体的な数値目標を設定したアクションプログラムを策定して推進することが肝要です。

## 1. 協働型行政システムの確立

### 施策の方向

#### ① 住民参画によるまちづくりの推進

- 情報公開制度の啓発・運用に力を入れるとともに、行政情報の積極的な提供や住民などからの情報収集にも努め、住民と行政相互の情報の共有化を図ります。
- 政策形成過程から検証見直しまでのあらゆる場面で、住民が参加できる環境整備を図ります。
- 住民と行政がお互いの役割分担を認識しながら、協働してまちづくりができるシステムを構築します。
- 職員自ら地域の住民活動や行事に積極的に参加することにより、住民からの信頼感の醸成に努めるとともに、住民と行政との協働意識のきっかけづくりに努めます。

## 2. 効果・効率的な行財政運営

### 施策の方向

#### ① 事務事業等の見直しによる効果的な行政運営

- 住民ニーズと満足度の把握に努め、ニーズが高いにもかかわらず満足度が低い分野への対策に努めます。

- 事務事業の総点検を行い、類似事業を整理するなど整理統合を図ります。
- 「行政評価システム」を構築し、より効果的な事業実施を図ります。
- 合併により重複した公共施設については、使用頻度・利用形態などを調査し、施設の統廃合を検討・実施します。
- 民間活力を導入して、行政運営の効率化・多様化する需要への対応、住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度やP F I事業の導入など新たな行政手法により、効果的な事務事業の推進を図ります。
- 重点施策の絞り込みを毎年、組織的に実行するためのシステムを構築します。
- 広域的に処理することがより効果的な事務事業については、広域圏内で検討を進め、できるものから実施していきます。

### 3. 健全な財政運営

#### 施策の方向

##### ① 健全な財政運営の確保

- 中・長期的な財政計画を策定し、十分な財政分析を行いながら見直しをします。
- 町税などの徹底した徴収率向上のため徴収体制の強化を図ります。
- 受益者負担の原則から、事業の分担金、使用料・手数料の見直し、遊休地の処分・利活用とともに企業誘致活動を行い、収入の増加に努めます。
- 重点的・選択的配分に基づく予算編成方式を確立します。
- 徹底したコスト意識に立ち、すべての行政経費について、予算化・執行段階における具体的な見直し方針を策定し経費削減を図ります。

### 4. 機能的な組織・機構の構築

#### 施策の方向

##### ① 組織・機構の弾力的見直しと連携強化

- 住民満足度の向上や事務の効率化を図るため、簡素化された組織・機構への見直しを行います。
- 定員管理にあたっては、対応すべき行政需要の範囲や施策の内容を見直しながら、事務事業の整理、組織の簡素化を図る中で人員削減に努めます。
- 重点施策などの実施にあたっては、プロジェクトを立ち上げるなど共通認識のもと組織的な推進体制の強化を図ります。
- 組織内の連携強化を基本として、課内から組織全体に至るまでの情報の共有化と応援態勢を構築します。

## 5. 公正・公平性の確保

### 施策の方向

#### ① 行政の公正・公平性の向上

- 個人情報保護条例の適切な運用を行い、住民の個人情報の保護に努めます。
- 許認可などの事務において公正・公平の向上を図るため、行政手続条例の適切な運用に努めます。
- 入札制度のあり方や契約手続きについて、より公平性と透明性の確保に努めます。

## 6. 職員の意識改革

### 施策の方向

#### ① 職員研修の充実と職場環境の整備

- 体験型研修やテーマ・グループ別研修、民間企業への研修などあらゆる観点からの職員研修計画を策定し、研修の充実を図ります。
- 他の自治体、民間団体との人事交流を積極的に検討します。
- 職員の自己啓発の促進を図るため、自発的な研究グループ、活動グループなどに対し支援を行います。
- 職員一人ひとりが個性を生かした目標を定め、達成したときの喜びを感じる職場環境を作ります。



# 資料

- 用語説明…………… 144
- 審議会委員名簿…………… 155

マンボウ (町の魚)



## ◆ 用語の説明

名 称	解 説
<b>A</b>	
A E D (自動体外式除細動器)	【AutomatedExternalDefibrillator】心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。
A L T (外国語指導助手)	【AssistantLanguageTeacher】日本の学校における外国語授業の補助を行う外国人。
<b>B</b>	
BCG (カルメット-ゲラン桿(かん)菌)	【BacilledeCalmetteetGurin】結核予防のためのワクチン。
<b>C</b>	
C A T V (ケーブルテレビ)	【CableTelevision】有線によるテレビ放送サービスの一つで、一般の放送と異なり、放送を受信するだけでなく、送信も行える双方向伝送やインターネット接続も可能で、新しい情報通信基盤として利用されはじめている。
<b>G</b>	
G I S (地理情報システム)	【Geographic[Geographical]InformationSystem】空間に関する位置を示すデータとその他のさまざまなデータを結びつけ、処理・表示するコンピュータシステム。
<b>I</b>	
I T	【InformationTechnology】情報通信技術。
<b>L</b>	
L G W A N (総合行政ネットワーク)	【LocalGovernmentWideAreaNetwork】地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した行政専用の広域ネットワーク。
<b>M</b>	
MR	麻疹（はしか）【Measles】と風疹【Rubella】予防のための混合ワクチン。
<b>N</b>	
N P O (民間非営利組織)	【Non-ProfitOrganization】ボランティア団体や市民活動団体などを広く指し、利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体。

名称	解説
P	
PFI	【PrivateFinanceInitiative】民間の資金や経営ノウハウなどを活用して公共事業を進める手法。日本では1999年に事業者の選定基準などを定めた「PFI法」が施行された。
R	
RDF (ごみ固形化燃料)	【RefuseDerivedFuel】可燃性廃棄物(ごみ等)を破砕、圧縮成形することにより作られる固形燃料。
U	
UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
ア行	
アクションプログラム	実行に移すための具体的な計画。実行計画または実行手順。
アンテナショップ	企業や自治体などが自社(当該地方)の製品の紹介や消費者の反応を見て、商品開発等に役立てることを目的として開設する店舗。
生きる力	自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決するための資質や能力。ゆたかな人間性やたくましく生きるための健康、体力なども含む。
インターチェンジ	高速道路などと普通道路とを結ぶ立体交差式の出入り口用道路。インター。
インターネット	アメリカで生まれた世界中のコンピュータ同士を結ぶネットワークシステム。「ホームページ」や「電子メール」を利用し、世界中の不特定多数の人と双方向の情報交換が可能。
浮漁礁	魚を集めるための、海中や海面に浮かせた状態の人工漁礁。
海の駅	海と陸から「誰でも、気軽に、安心して」立ち寄り、利用できる情報の発信基地、地域の交流・振興の拠点となる施設。
えん堤	川を横切り、水や土砂をせきとめるための堤防のこと。
オゾン層	大気成層圏の、地上から10～50キロにある、オゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。
汚濁負荷量	水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表し、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。

名 称	解 説
カ行	
海岸保全施設	堤防・護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ（潜堤）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設。
外国語指導助手	日本の学校における外国語授業の補助を行う外国人。ALT。
介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護者の自宅復帰を念頭に置きつつ、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排せつ・食事・相談など日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行う施設。
核家族	夫婦とその未婚の子女、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子女のいずれかからなる家族。
学童期	6歳から12歳までの小学生時代。
学童保育	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。
合併処理浄化槽	し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽。
感染症	病原体が生体内に侵入・増殖して引き起こす病気。インフルエンザ・赤痢（せきり）・マラリアなど伝染性のものと、破傷風・肺炎など非伝染性のものがある。
感染症サーベイランス情報	感染症の患者発生の動向等の情報。
間伐	森林や果樹園で、主な樹木の生育を助けたり、採光をよくするために適当な間隔で樹木を伐採すること。
企業誘致	地域が地場の産業振興を目的に基盤整備、補助金、税制上の優遇措置等を講じて、当該地域内に工場や本社を誘致すること。
キャッチフレーズ	感覚に訴えて、強い印象を与えるように工夫された短い文句。うたい文句。
救急医療情報システム	救急患者の案内搬送を効果的に実施するため、医療機関の救急応需状態をリアルタイムで集約し、症状に応じた医療機関に案内、搬送を支援するシステム。
救急救命士	救急患者に対し、病院到着前に医師の指示のもと気道確保・除細動・輸液点滴などの高度な応急処置を行う専門職。
行財政改革	行政機関の組織や機能を改革すること。主に、財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の簡素合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で行われる。
行政手続条例	行政手続法の趣旨にのっとり、町の条例・規則に基づく処分、町及び町の機関が行う行政指導等の手続のルールを定め、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした条例。

名称	解説
行政評価システム	行政における施策や事業に評価（単なる効果を測定するのではなく、住民の満足度を尺度とするような測定を行う）を加えることにより、次のステップへの反映や類似の施策、事業に反映することを可能とするシステム。
喬木（きょうぼく）	丈の高い木。樹木の便宜的な分類では、ふつう、高さが約2メートル以上になる木で、幹が太く、直立し、枝を張って他の植物を覆うもの。
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者に対して緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に、消防署、高齢者福祉施設、医療機関、協力員など、あらかじめ設定した関係協力機関に通報し、迅速かつ適切に対応するためのシステム。
国指定鳥獣保護区	野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、環境大臣が指定している区域。
グループホーム	病気や障害などで普段の生活に支障がある人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら小人数で地域社会に溶け込みながら生活する社会的介護の形態。
ケアマネジメント	高齢者の要望や心身の状態を考え合わせ、保健・医療・福祉のいろいろなサービスを効率よく総合的に提供するために取り合わせを考えること。
ケーブルテレビ	有線によるテレビ放送サービスの一つで、一般の放送と異なり、放送を受信するだけでなく、送信も行える双方向伝送やインターネット接続も可能で、新しい情報通信基盤として利用されはじめている。CATV。
広域幹線道路網	高速道路と呼ばれる高規格幹線道路と一般国道、都道府県道で広域をカバーしている幹線道路。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公的個人認証サービス	行政手続などをインターネットを利用した電子申請により行う場合に必要となる電子証明書を市町村と都道府県が共同して提供するもの。この電子証明書は、行政手続の電子化による新たな課題（なりすまし、改ざん、送信否認）に対応するための本人確認の手段として、電子署名と併せて使われる。
高齢者保健福祉計画	老人保健法や老人福祉法の第20条に基づく法定計画で、高齢者に係る保健施策及び福祉施策を定めた計画。介護保険事業計画と整合を保つとされている。
国民保護計画	有事に備え、地方公共団体が国民の保護を行うために準備する計画。避難手順、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などを定めている。

名 称	解 説
心の教育	豊かな心を備えた人間を育てることであり、「美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心、他人を思いやる心や社会貢献の精神」を備えた子どもを育てること。
個人情報保護条例	町が保有している個人の情報について具体的な取扱いのルールを定めるとともに、本人からの請求により開示や訂正などができるよう制定した条例。
コスト意識	サービス向上に向け、あるゆる無駄を排除するため、人件費を含めて事務事業の原価・経費を把握すること。
子育て支援センター	子育て家庭を支援するために、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育等を実施する子育ての支援拠点施設。
子供110番 (セーフティハウス)	子供が通学時等に緊急に避難できる場所（お店）。
ゴミ固形化燃料（RDF）	可燃性廃棄物（ごみ等）を破碎、圧縮成形することにより作られる固形燃料のこと。RDF。
コミュニティ	一定の地域に居住し、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
<b>サ行</b>	
災害時要援護者	災害時に情報収集能力や適確な判断能力の不足、または身体が不自由等の理由により情報収集や避難が困難で何らかの助けが必要と思われる人。
三種混合	百日咳・ジフテリア・破傷風予防のための混合ワクチン。
自主運行バス	路線バスの撤退や廃止などにより、住民の足の確保が困難となった地域において、市町村等がバス路線の補完、住民サービスの一環として運行するバス。
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。
地震防災対策強化地域	大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として内閣総理大臣が指定する地域。
次世代育成支援	次代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策または事業主が行う雇用環境の整備その他の取組み。

名称	解説
指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社をはじめとした民間企業やNPO法人にもさせることができるという制度。
自動体外式除細動器	心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。AED。
重点密集市街地	密集住宅市街地のうち延焼可能性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性がある、今後10年以内で最低限の安全性を確保することが見込めないことから、重点的に改善すべき市街地。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採集する資源をできる限り少なくし、それを有効に使うことにより廃棄されるものを最小限に抑える社会。
障害者自立支援法	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活又は社会生活を営むことができるために定められた法律。
情報公開制度	情報公開法や地方公共団体がそれぞれ定める情報公開条例に基づき、行政機関が持っている情報を積極的に公開していこうとする制度。
消防水利	消防活動を行う際の消火栓・防火水槽等の水利施設のこと。
食育	乳幼児期から食べることを理解し、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、それを実現しやすい食環境づくり、それらを支援・推進するネットワークを充実させていくこと。
シルバー人材センター	高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする公共的、公益的な団体。
白地地域	土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内において用途地域指定のない土地をさすこともある。
新エネルギー	石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用システム等）や廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー（廃棄物発電など）のほか、従来型エネルギーの新利用形態（熱電供給システム、燃料電池など）やバイオマス、雪氷冷熱の利用も含む。
親水空間	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができる空間。
新直轄 (新直轄方式)	高速自動車国道や都市高速道路の建設等において、国と地方自治体（都道府県）が資金協力する形態で建設する方式のこと。完成後は無料開放となる。
水源かん養機能	森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させるが、このような貯水機能。
ストックヤード	一時的に保管しておく場所。

名 称	解 説
ストロー現象	道路や交通機関が整備されると、市町村・地域の経済活動が逆に衰える現象。
生活習慣病	糖尿病・高脂血症・高血圧などの生活習慣が主な発症原因であると考えられている疾患の総称。これまでは「加齢」という要素に着目し、「成人病」と呼ばれてきたが、生活習慣という要素に着目して再定義された概念。
政策形成能力	一定の目標（政策目標）を立てそれを実現するために必要な枠組み、仕組みをつくりあげる上で必要とされる能力。
世界遺産	1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて登録される文化・自然遺産。
総合行政ネットワーク	地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した行政専用の広域ネットワーク。LGWAN。
相互扶助	人々が連帯し、助け合うこと。
ゾーニング	区分すること。特に、都市計画などで、各地域を用途別に区画すること。
<b>タ行</b>	
第1次産業	農業・牧畜業・水産業・林業・狩猟業などの産業。
体験型観光	見物ではなく体験を楽しむような観光スタイル。地域の産業（農産物の収穫など）・食（料理教室など）・文化（工芸品の製作など）・スポーツ（釣りや登山など）に関する体験を行う。
第3次医療施設	脳卒中・心筋梗塞・頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れることができ、高度な診療機能を有する24時間体制の医療施設。
第3次産業	商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業が含まれる。
耐震診断	既存の建物を調査し、想定される地震に対する安全性を検討すること。
第2次産業	製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業などが含まれる。鉱業を第1次産業、建設・ガス・電気を第3次産業へ分類する場合もある。
団塊の世代	第2次世界大戦直後の日本において1947年から1949年（1952年、または1955年生まれまで含まれる場合がある）にかけての第1次ベビーブームで生まれた世代である。父親となった人々がこの時期に終戦に伴う復員をしたため、婚姻、出生人口がこの時期に重なった。
男女共同参画	男女が対等に、自らの意思で政治・経済・社会・文化のあらゆる活動への参画機会が確保され、利益を受けられるとともに責任を担うこと。

名称	解説
男女共同参画社会基本法	男女平等を押し進めるべく、2000年（平成12年）に施行された男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた法律。
地域総生産	地域内で生み出した財やサービスの総額。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地球温暖化	赤外線を吸収するCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロンなど温室効果ガスの排出量増加により招く、地球規模の気温上昇。
地産地消	地域で生産された農林産物や魚介類などをその地域で消費することで「地元生産・地元消費」の略語。
地図混乱地域	法務局の登記簿や地籍図字図と現地の位置及び形状等が著しく相違している地域。
地方分権	中央集権を排し、統治権力を地方に分散させること。日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を採っている。
中山間地域総合整備事業	農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を通じて、中山間地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資することを目的として実施する事業。
鳥獣保護区管理員	国設鳥獣保護区管理員（国指定鳥獣保護区管理員）のこと。国指定の鳥獣保護区で、密猟の防止等のための巡回や鳥獣の生息概況の調査などの管理業務を行う。
地理情報システム	空間に関する位置を示すデータとその他のさまざまなデータを結びつけ、処理・表示するコンピュータシステム。GIS。
道州制	社会・経済の変化に伴い、現行の府県制の不適當を是正しようと構想されたもので、数府県の地域を単位とする広域行政体として、道または州を置く制度。
東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域	東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。
都市計画区域	都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で、「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために県が指定する。
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれのある区域を、都道府県知事が、関係市町村長の意見を聴いて指定したもの。
土石流	長雨や豪雨によって水を含んだ粘土や岩片が突然一気に山の斜面を流れる現象。山津波（やまつなみ）ともいう。

名 称	解 説
トレーサビリティ	工業製品や食品・医薬品などの商品・製品や部品・素材などを個別（固体）ないしはロットごとに識別して、調達・加工・生産・流通・販売・廃棄などにまたがって履歴情報を参照できるようにすること。
<b>ナ行</b>	
二種混合	ジフテリア・破傷風予防のための混合ワクチン。
日本脳炎	法定伝染病の一つで、日本脳炎ウイルスの感染によって起こる脳炎。コガタアカイエカの媒介によるため、夏に流行する。感染しても症状の現れないことが多いが、発病すれば致命率が高く、治っても重い後遺症を残す。
認知症	いったん正常に発達した知能が、脳やからだの病気によって、普段の社会生活に支障をきたすまで低下した状態。
認定農業者	自らの農業経営を改善しようとする意欲のある農業者のこと。認定農業者は、市町村が認定し、関係機関が支援を行う。
ネットワーク	個々のつながり。特に、情報の交換を行うグループなど。
農地の利用集積	効率的・安定的な農業経営を行うために、農地の貸し借り等の設定を行うこと。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
<b>ハ行</b>	
パートナーシップ	行政・NPO・企業など立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら連携し、協力し合うこと。
バイオ（マス）エタノール	サトウキビや大麦、トウモロコシなどの植物資源からグルコースなどを発酵させて作られたエタノール。
バイオテクノロジー	生物が行う化学反応、あるいはその機能を工業的に利用・応用する技術。遺伝子の組み換え、細胞融合や酵素を扱う技術が含まれ、発酵・新品種育成・環境浄化などに利用。生命工学。生物工学。
バイオマス	木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている。
バイスタンダー	「救急現場に居合わせた人」の意味。救急車到着までの時間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員のこと。

名称	解説
ハセップ (HACCP)	【Hazard Analysis and Critical Control Point】原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、危害を予測し、その危害を防止するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策をとり解決することで不良製品の出荷を未然に防ぐシステム。
パブリックコメント	公的な機関が施策・制度等を決定する際に、国民・都道府県民・市町村民に広く意見・情報・改善案（コメント）などを求めること。
バブル経済	株や土地などの資産価格が水ぶくれのように膨張して生じた経済状況。
バリアフリー	道路や建物の段差などの物理的障壁（バリア）や、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）といった日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害を除去すること。
費用対効果	支出した費用に対して得られる効果のこと。
プライマリーバランス	国や地方自治体などの基礎的な財政収支のこと。一般会計において、歳入総額から国債（地方債）発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から国債（地方債）費を差し引いた金額のバランス。
振り込め詐欺	電話やはがきなどで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為。
分別収集	家庭などから出る廃棄物を燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（缶・びん・古紙など）、有害ごみ（乾電池など）などに分けて集めること。
ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業。
防犯診断	一戸建て住宅や共同住宅を訪問して、専門家の視点から家の構造や施錠・防犯設備の状況など、防犯上の問題点を診断し、アドバイスをを行うもの。
ホームページ	インターネット・サーバーに接続して最初に見える画面またはサーバーが提供する画面の総称。個人や企業・団体が情報の発信を行う。
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償で行う奉仕。
ポリオ	急性灰白髄炎（きゅうせいはいはくずいえん）のことで、「小児麻痺」とも呼ばれ、ポリオウイルスが脚や腕、胸、腹の筋肉を麻痺させる病気で、発症すると呼吸筋の麻痺で呼吸ができずに死に至ることもあり、命を取り留めたとしても、一部の人に終生、手足の麻痺が残る。
マ行	
御厨（みくりや）	台所（厨）の敬語的表現で、中世では天皇家や伊勢神宮などの有力神社の荘園を意味した。

名 称	解 説
密集住宅市街地	国の第8期住宅建設5箇年計画に定められた緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に該当する市街地。
民間非営利組織	ボランティア団体や市民活動団体などを広く指し、利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体。NPO。
メールマガジン	電子メール（コンピュータ通信ネットワーク上で、文字情報・プログラム・データなどを転送する手段）を利用して発行される雑誌。発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステムのこと。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。
木質バイオマス	木材をチップ状に加工したエネルギー資源。
藻場（もば）	アラメやカジメなど多年藻の海藻が繁茂した沿岸環境。

## ヤ行

有収率	水道事業の効率性を計る指標の一つで、供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。
ユニバーサル・デザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰でも使いやすい形状や機能を配慮したデザイン。
用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策。

## ラ行

ライフスタイル	生活の様式、営み方。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフライン	現代の生活を支える日常的に不可欠な電気・ガス・上下水道・電話など。
リサイクル	資源の有効利用、環境汚染防止のため、廃物を原料として再生し、利用すること。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行うこと。
ローリング方式	毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ方法。

## ◆ 紀北町総合計画審議会委員

区 分	所属・役職名	氏 名
議会の議員	紀北町議会議長	尾上 壽一
	紀北町議会副議長	東 清剛
	紀北町議会議員	東 篤布
	紀北町議会議員	玉津 充
	紀北町議会議員	川端 龍雄
	紀北町議会議員	中本 衛
	紀北町議会議員	平野 倖規
	紀北町議会議員	岩見 雅夫
教育委員会の委員	紀北町教育委員会委員長	喜多 健
	紀北町教育委員会委員	大西 千恵子
農業委員会の委員	紀北町農業委員会会長	奥川 圭資
	紀北町農業委員会副会長	水谷 文夫
公共的団体等の役員又は職員	森林組合おわせ代表理事組合長	植村 清
	紀北町体育協会会長	芝原 朝彦
	紀北町商工会会長	中野 公郎
	紀北町婦人会連絡協議会会長	谷口 絹子
	紀北町文化協会会長	植村 明
	紀北町自治会連合会会長	三宅 正人
	紀北町自治会連合会副会長	上村 幸司
	長島町漁業協同組合代表理事組合長	石倉 貞二
	海山漁業協同組合代表理事組合長	横井 捷
	紀北町社会福祉協議会会長	岡野 昇
学識経験を有する者	紀北町観光協会会長	長井 武彦
	古道魚まち歩観会会長	中井 孝佳
	ふらここ保育園園長	東 豊
	女性会議きほく会長	中村 高子
町長が必要と認めた者	海山木材協同組合代表理事	泉 雅夫
	紀北町消防団海山方面隊女性分団分団長	佐々木佳澄
	住民代表（ボランティア団体）	塩谷 恵美子
	住民代表（ボランティア団体）	東 志ま枝



### (花) ササユリ

ササユリは、ユリ科の多年草で、葉の形が笹の葉に似ているためこの名がついています。この花は、紀北町の各所に自生し、若草の鮮やかな6月初旬から芳香を放って淡い桃色の花をつけ、清々しく清楚で可憐な姿が町民に愛され親しまれています。また、「古事記」によると、神武天皇と皇后の愛の仲立ちをしたとも言われており、また日本最古の歌集「万葉集」では、サユリ花として歌われるなど多くの人々を魅了し、浪漫を生み出しています。

最近では、乱獲や獣害のため減少しつつありますが、この花のように清く美しい町民性を養うとともに、将来に向かって、代々守り育てていくべき花です。

### (木) ヒノキ

ヒノキは、ヒノキ科の喬木で、木目が美しく、香りがよく、耐久力があります。特にこの地方では、痩せて乾燥している土壌のため、海岸近くから標高千メートルまで年輪が緻密なヒノキ林が続いており、大変珍しい景観を醸し出しています。ヒノキは、町内の森林面積の90%を占め、優れた育林と製材技術により「尾鷲ヒノキ」と呼ばれる良質のヒノキ材が生産され、産業界でも重要な資源となっています。また、紀北町内にある熊野古道などの景観を形成する主要な木であり、紀北町を代表する木のシンボルとしてふさわしいものです。



### (鳥) カムリウミスズメ

カムリウミスズメは、ウミスズメ科に属し、国の天然記念物となっている小型の海鳥で、名前は、興奮すると頭にある数枚の羽をとさかのように立てることに由来しています。繁殖地は、関東以西の暖流海域の離島に限られ、県内では、紀北町の島嶼部にのみ生息しており、また、漁師が親しみを込めて呼んでいるこの鳥の愛称“孫太郎”は、熊野灘レクリエーション都市の愛称にも選ばれています。紀北町として、この希少な鳥を保護し、また生息環境を保全していくとともに希少な鳥の住む紀北町として大いにアピールできるものです。

### (魚) マンボウ

マンボウ科に属する魚で、小さいくらげなどを食べながら体長約3m、体重2トン以上にもなり、海洋を悠々と泳ぎます。また、約3億個の卵を産む多産魚で、身や内臓は美味です。

このマンボウの雄大きさが田舎暮らしを求めている人たちにスローライフのイメージをもたらすことや、悠々としていながら瞬発力も持っていること、また少子化に応じた多産型、小さなものを消化吸収し(積み重ねて)、大きく成長していく姿が、まさにこれからの紀北町のイメージにふさわしい魚です。



---

---

## 紀北町第 1 次総合計画

**発行** 平成 19 年 3 月

**発行者** 紀 北 町  
〒519-3492  
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀 495 番地 8  
TEL : 0597-32-1111 FAX : 0597-32-2331  
e-mail : kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp  
URL : <http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/>

**印刷** 文化印刷有限公司

---

---

# 紀北町第1次総合計画

